

会議録
平成29年第1回更別村議会定例会
第2日（平成29年3月10日）

◎議事日程（第2日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
第 2 議案第15号 平成28年度更別村一般会計補正予算（第9号）の件
第 3 議案第16号 平成28年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の件
第 4 議案第17号 平成28年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の件
第 5 議案第18号 平成28年度更別村介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の件
第 6 議案第19号 平成28年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の件
第 7 議案第20号 平成28年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件
第 8 村政に関する一般質問

◎出席議員（8名）

議長	8番	松 橋 昌 和	副議長	7番	本 多 芳 宏
	1番	安 村 敏 博		2番	太 田 綱 基
	3番	高 木 修 一		4番	織 田 忠 司
	5番	上 田 幸 彦		6番	村 瀬 泰 伸

◎欠席議員（0名）

◎地方自治第121条の規定による説明員

村 長	西 山 猛	副 村 長	森 稔 宏
教 育 長	荻 原 正	農業委員会長	織 田 忠 司
代表監査委員	笠 原 幸 宏	会計管理者	金 曾 隆 雄
総 務 課 長	吉 本 正 美	総務課参事	山 内 昭 男
企画政策課長	高 橋 祐 二	産 業 課 長	本 内 秀 明
住民生活課長	宮 永 博 和	建設水道課長	佐 藤 成 芳
保健福祉課長	安 部 昭 彦	子育て応援課 長	新 関 保

診療所事務長 佐藤 敬 貴
学校給食 渡辺 伸 一
センター所長

教育次長 川上 祐 明
農業委員会 小林 浩 二
事務局長

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 末田 晃 啓
書 記 小野山 果 菜

書 記 酒井 智 寛

(午前 10 時 00 分開議)

◎開議宣告

- 議長 ただいまの出席議員は 8 名であります。
定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第 1 会議録署名議員指名の件

- 議長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において 5 番、上田さん、6 番、村瀬さんを指名いたします。

◎日程第 2 議案第 15 号

- 議長 日程第 2、議案第 15 号 平成 28 年度更別村一般会計補正予算（第 9 号）の件
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

- 村長 議案第 15 号 平成 28 年度更別村一般会計補正予算（第 9 号）の件でございます。

第 1 条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,246 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 51 億 7,042 万 5,000 円とするものであります。

歳入につきましては、実績見込みによる村税、地方譲与税等の増額補正を行い、基金繰入金につきましては地方交付税措置が 7 割ある過疎対策事業債を追加補正することにより基金繰入金を減額補正するものであります。

歳出につきましては、歳入の追加補正や歳出の執行残などにより生じた余剰財源につきまして、今後の公共施設等の老朽化に伴う修繕などに充てる財源確保の観点から、公共施設等整備基金に 1 億 4,821 万 7,000 円を積み増しすることで予算計上させていただいております。また、今年度大雪は多くはありませんでしたが、降雪回数が多いことや強風による吹きだまりが発生していることから除雪費が多額になってきており、1 月臨時議会で 2,000 万円を追加補正させていただきましたが、3 月末までの除雪費の見込みにより再度 1,000 万円の除雪費を追加補正させていただきたく、予算計上しております。その他多くは、実績見込み等による執行残が主なものとなっております。

第 2 項及び第 2 条、第 3 条につきましては、お目通しをお願い申し上げます。

なお、森副村長に内容等について補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくようお願い申し上げます。

- 議長 長 森副村長。

- 副村長 それでは、私のほうから平成 28 年度の一般会計補正予算について説明をさせ

ていただきます。増減の大きなものについて特に説明をさせていただきたいというふうに思います。

まず、最初にですが、80ページをお開きください。特別職の給与費の明細書でございます。比較の部分でございますけれども、その他の特別職におきまして報酬136万1,000円を減額するところでございます。

次のページ、81ページになりますけれども、一般職の給与明細書になります。比較のところでございます。職員手当等174万8,000円の追加でございます。主には職員の時間外勤務手当の追加というふうになります。共済費におきましては30万円の減額となります。合計で144万8,000円の追加ということでございます。

82ページ以降につきましては、お目通しをいただきたいというふうに思います。

それでは、最初に歳出のほうから説明をさせていただきます。24ページになります。款1 議会費164万5,000円の減額でございます。

目1の議会費におきまして、大きいところでは節9の旅費、費用弁償で70万3,000円、研修、視察等の費用で34万円の減額となっているところでございます。

続きまして、25ページをお願いいたします。款2 総務費1億2,090万5,000円を追加し、11億66万5,000円とするものでございます。

項1 総務管理費、目1 一般管理費におきまして424万8,000円の減額でございます。大きなものに関しては、次のページ、26ページになりますけれども、説明欄の(4)の総務管理一般事務経費の旅費におきまして68万7,000円の減額、それから村長交際費ですけれども、60万円を減額するものでございます。次に、その下の13の委託料になりますけれども、135万円の減額でございます。事務用機器保守点検委託料で60万でございますけれども、I P 電話機の保守期間対応のため減額をするものでございます。また、印刷費の保守料75万円につきましても同様の理由で、保証期間ということで予算減額をするものでございます。次のページ、27ページになります。27ページの説明欄(6)、情報処理管理事務経費90万8,000円の減額でございますけれども、大きなものとしたしましては節19負担金補助及び交付金で70万円の減額でございます。主にホームページの再構築に係る負担金の減ということで、システム協議会負担金70万円を減額しているところでございます。続きまして、28ページの一番下のほうになりますけれども、(11)の臨時職員等の管理事務経費でございますけれども、臨時職員の社会保険料30万円の減額でございますけれども、年度途中の退職等によりまして保険料等を減額をしております。また、労働保険料でございますけれども、労働災害補償等の加入の精査によりまして61万円を減額しているところでございます。次のページになります。29ページになります。説明欄(15)、社会保障・税番号制度整備事業でございます。102万円の追加でございます。19の負担金補助及び交付金でございますが、北海道自治体情報システム協議会の負担金、システム改修等の負担金53万5,000円を追加するものでございます。また、同じく機構負担金でございますけれども、額の確定によりまして48万5,000円を追加するものでございます。

目2の文書広報費85万6,000円の追加でございますが、説明欄(1)の文書事務管理経費の委託料におきまして、例規データの更新作業増に伴いまして85万6,000円を追加するものでございます。

30ページ、目4の地方振興費1,759万8,000円の減額でございます。主なものでございますけれども、次のページをお願いいたします。31ページになりますけれども、(7)の各種要請、施策調査経費128万2,000円の減額でございますが、その中で節の13委託料におきまして、当初つかみで200万予算計上しておりましたけれども、実績に基づきまして118万2,000円を減額するものでございます。次の(9)の村勢要覧発行経費82万1,000円の減額でございますけれども、当初村勢要覧を作成する予定でございましたけれども、村勢要覧一度作成しますと数年間同じデータそのままを使用しなければならないということもありまして、印刷ということではなくて庁内の中でそのデータを毎年更新するような形で作成するということに変更しましたことによりまして減額をするものでございます。(10)の宅地分譲事業経費でございます。383万7,000円の減額でございます。主なものでございますけれども、節17公有財産購入費、分譲地の買い戻し費でございますけれども、今回買い戻しなかったということで348万3,000円全額を減額するものでございます。(11)の企業振興促進事業68万円の減額でございますけれども、これは工場等の増設に伴って固定資産税額の補助、それから増設に伴います増加従業員に対しての補助を行うものでございますけれども、これも実績に基づきまして68万円を減額するものでございます。(12)のふるさと創生事業893万7,000円の減額でございます。ふるさと創生事業でございますけれども、実績が1件であったことに伴いまして、この実績に基づき執行残893万7,000円を減額するものでございます。それから、(14)の地方版総合戦略事業57万1,000円の減額でございますが、節13の委託料、次のページになりますけれども、特産品の共同開発事業委託料でございます。これは、地方創生加速化交付金を活用したエア・ウォーターと、それから更別農業高校との特産品の開発プロジェクト事業でございますけれども、執行残57万1,000円を減額するものでございます。

飛びまして、35ページをお願いいたします。35ページ、目9の住民活動費でございます。90万7,000円の減額でございますけれども、説明欄(2)の協働活動経費、負担金補助及び交付金におきまして協働活動の交付金、実績に基づきまして執行残83万7,000円を減額するものでございます。

また、その下の目10の財政調整基金費でございますけれども、節25の積立金、利率等の減に伴いまして62万3,000円を減額するものでございます。

次のページ、目11公共施設等整備基金費1億4,817万7,000円の追加となります。説明欄の節25の積立金でございますけれども、公共施設等の整備基金として今後の財源として1億4,821万7,000円を積み増しするものでございます。

38ページをお願いいたします。38ページ、款3民生費でございます。1,748万6,000円を減額して6億5,126万3,000円とするものでございます。項1社会福祉費、目1社会福祉総

務費におきましては988万7,000円の減額でございます。主な内容でございますけれども、ずっと飛んでいただきまして、41ページをお願いいたします。41ページの(14)の障害者総合支援事業でございますが、節20の扶助費におきまして身体障害者自立支援医療給付費でございますけれども、申請等の減によりまして65万1,000円を減額するものでございます。また、障害者介護給付費におきましても、当初見込んだ対象者数よりも実績が劣ったということで198万2,000円を減額するものでございます。次のページ、42ページになります。42ページの(17)、国民健康保険特別会計事業勘定繰出金でございますけれども、各保険基盤安定事業等におきまして増減をいたしまして、トータルで繰出金67万5,000円を減額するものでございます。次のページをお願いいたします。43ページになります。説明欄(21)、重度心身障害者医療給付事業経費でございます。節の20扶助費でございますけれども、所得判定等によりまして受給対象者数の減に伴いまして130万円を減額するものでございます。(22)の臨時福祉給付金給付事業でございます。92万7,000円の減額でございますけれども、主なものでございますが、節19の負担金補助及び交付金でございます。臨時福祉給付金でございますが、利用実績の減に伴いまして81万6,000円を減額するものでございます。次に、44ページの項2児童福祉費でございます。353万円の減額でございます。

目1の児童福祉総務費でございますが、次のページをお願いいたします。説明欄(2)の児童福祉事業経費110万9,000円の減額でございます。主なものにつきましては、節19の負担金補助及び交付金、南十勝子ども発達支援センターの負担金でございますけれども、発達支援センターの主に職員の異動等に伴いまして83万2,000円を減額するものでございます。(4)の子ども医療給付事業でございます。節20の扶助費におきまして子ども医療費の扶助費でございますが、主に冬期間の治療費等の見込みよりも減となったために120万円を減額するものでございます。

それから、目2の児童措置費でございます。312万円の減額でございます。主なものでございますけれども、(1)の児童手当給付費等経費におきまして312万円の減額でございますが、節20扶助費におきまして児童手当310万円を減額するものでございますけれども、所得制限基準等の見直しによりまして所得制限世帯への支給割合がふえたため、310万円を減額するものでございます。

次のページ、項3老人福祉費440万8,000円の減額でございます。

目2の老人保健福祉センター費156万4,000円の追加でございます。主なものでございますけれども、(1)の老人保健福祉センター維持管理経費におきまして、需用費の燃料費を219万9,000円を追加するものでございます。

それから、目3の老人福祉推進費597万2,000円の減額でございます。主なものでございますけれども、説明欄(3)の老人福祉施設等雇用対策事業でございます。節19負担金補助及び交付金におきまして、実績に基づきまして老人福祉施設等の雇用対策事業助成金90万円を減額するところでございます。当初4名ほど見込んでおりましたけれども、実績が1名だったということでございます。次のページ、47ページをお願いいたします。47ペー

ジ、(5)の介護保険事業特別会計繰出金でございますが、430万6,000円の減額でございます。各事業費分等の事業費増減を含めまして、それぞれ繰出金を増減するものでございますけれども、トータルで430万6,000円を減額するところでございます。

款4の衛生費2,381万9,000円を減額して3億304万6,000円とするものでございます。

主なものでございますけれども、項1保健衛生費、目2の予防費でございます。184万4,000円の減額でございます。次のページの一番上になりますけれども、説明欄(2)の予防接種事業経費でございます。140万円の減額でございますけれども、節13の委託料のインフルエンザ予防接種委託料におきまして、実績見込み等を含めて114万円を減額するものでございます。

次のページをお願いいたします。49ページになります。目4の診療所費でございます。説明欄(1)、特別会計(診療施設勘定)への繰出金でございますけれども、財源補填分といたしまして外来収入の増、それからへき地診療所特調分の増などありまして、繰出金を1,448万6,000円減額するものでございます。

目5の保健推進費598万4,000円の減額でございます。

主なものでございますけれども、次のページの50ページになりますが、(1)の母子保健事業経費の中の節13の委託料におきまして100万6,000円の減額でございます。母子保健事業の委託料でございますけれども、主に受診者の件数等の減に伴いまして減額をするものでございます。(3)の健康増進事業でございますが、節13委託料におきまして、受診者数の減等によりまして各種検診委託料430万円を減額するものでございます。

次のページをお願いいたします。項3下水道費でございますが、67万2,000円の追加でございます。

目1の簡易水道費でございますけれども、説明欄(1)、簡易水道事業特別会計繰出金におきまして財源補填として67万2,000円を追加するものでございます。

項4の下水道費、目1の下水道費でございますが、(1)の公共下水道事業特別会計繰出金、これにおきましても財源補填分といたしまして107万5,000円を減額するものでございます。

次のページ、52ページになりますが、款5の労働費でございます。項1労働費、それから目1労働諸費で235万4,000円の減額でございます。説明欄(2)の雇用対策事業で231万9,000円の減額でございますけれども、地元雇用促進事業の助成金でございます。当初よりも見込みが減となったことによりまして、実績によりまして231万9,000円を減額するものでございます。

款6の農林水産業費2,425万9,000円の減額とし、8億6,911万7,000円とするものでございます。

主なものでございますけれども、項1農業費、次のページになります。53ページの目2の農業振興費におきましては、271万6,000円の減額でございます。主なものでございますけれども、(2)の農業振興助金等におきまして119万5,000円の減額でございます。農林水

産業関係助成金でございますけれども、土づくり推進事業におきましてはこれも実績に基づきまして71万6,000円減額するものでございます。また、農地等の災害復旧費助成金でございますけれども、これ当初聞き取りにより予算計上したものでございますけれども、工事費の減や取り下げ等によりまして今回94万円を減額するものでございます。また、この予算につきましては、12月にも補正をいただいた予算ということになってございます。次のページ、54ページの（４）の環境保全型農業直接支援事業でございますけれども、19の負担金補助及び交付金の環境保全型農業直接支援対策事業助成金でございます。これは、エコファーマーによります農薬の５割軽減等に取り組んでいる事業でございますけれども、これも実績等によりまして執行残76万5,000円を減額するものでございます。

続きまして、目３の農地費でございます。1,282万6,000円の減額でございます。主なものでございますけれども、説明欄、一番下になりますけれども、（２）の道営事業の負担金985万9,000円の減額でございますけれども、19の負担金補助及び交付金、道営畑総の更別第２地区の負担金でございます。事業費の確定等によりまして985万9,000円を減額するものでございます。また、（３）の明渠排水事業経費でございます。これも19の負担金補助及び交付金、明渠排水事業の助成金でありますけれども、つかみでこれも当初予算に加えて９月に200万円を補正したものでございますけれども、実績に基づきまして248万2,000円を減額するものでございます。

目４の営農用水費405万2,000円の減額でございます。主なものでございますけれども、（２）の営農用水施設整備事業380万8,000円の減額でございますけれども、節15の工事請負費におきまして配水管の移設工事費でございますが、サラベツ川改修、サッチャルベツ川地区の配水管の移設でございます。入札執行残によりまして337万9,000円を減額するものでございます。

目５の畜産業費287万7,000円の減額でございます。次のページの説明欄（２）の畜産クラスター事業でございます。節19の負担金補助及び交付金でございますけれども、自給飼料の増産推進事業助成金以下でございますけれども、農協取りまとめの中で予算化をしておりますけれども、実績等がなかったこと等によりましてそれぞれ減額をいたしまして、トータル282万円を減額するものでございます。

項２の林業費でございます。144万4,000円の減額でございます。

目１林業振興費、次のページになりますけれども、説明欄（２）の有害鳥獣駆除対策経費でございます。19の負担金補助及び交付金でございます。鳥獣害の防止対策協議会の助成金でございますけれども、これも捕獲頭数等の増減はあるものの、全体で需用費が減ってございまして、122万5,000円を今回減額するものでございます。

款７の商工費302万7,000円を減額して１億1,648万3,000円とするものでございます。

項１の商工費、目２の商工業振興費でございますが、230万7,000円の減額でございます。主なものでございますけれども、説明欄（１）、商工業関係資金利子補給事業経費でございますけれども、これは中小企業近代化資金の利子補給でございますが、これも実績に基づ

きまして224万1,000円減額するものでございます。

次のページ、59ページをお願いいたします。59ページ、款8の土木費でございます。12万9,000円減額して6億359万2,000円とするものでございます。

項1土木管理費、目1土木総務費におきましては66万5,000円の減額でございますけれども、事務経費、それぞれ節におきまして執行残減額するものでございます。

項2の道路橋りょう費でございます。570万5,000円の追加でございます。

目1の道路維持費におきましては、775万2,000円の追加でございます。説明欄（1）の道路維持補修経費の節11需用費でございますけれども、消耗品等につきましては122万5,000円を減額するところでございます。また、次のページの（2）の除雪対策経費でございますけれども、除雪対策経費につきましては今回さらに1,000万円を除雪事業委託料として追加をするものでございます。

目2の道路維持改良費でございます。196万3,000円の減額でございます。大きなものは、説明欄（1）の街路灯維持補修費の街灯電気料におきまして130万円を減額するものでございます。

次のページ、61ページをお願いいたします。項3の住宅費でございます。516万9,000円の減額でございます。

主なものでございますけれども、次のページです。目2の民間住宅整備費におきまして440万7,000円の減額でございます。主なものにつきましては、説明欄（2）、民間住宅建設促進事業でございますが、ここにおきましてこれも実績に基づきまして408万9,000円を減額するものでございます。

63ページをお願いいたします。63ページは款9消防費でございます。842万5,000円を減額して3億4,164万円とするものでございます。

項1消防費、目1消防費でございますが、（1）のとかち広域消防事務組合負担金でございます。共通経費、それから人件費、それから消防署費等の負担金等におきまして、それぞれ合わせて210万3,000円を減額するものでございます。

目2の災害対策費では557万1,000円の減額でございます。主なものでございますけれども、説明欄（2）の防災情報通信設備整備事業でございますが、節15の工事請負費におきまして、次のページになりますけれども、防災デジタル無線の整備工事費の入札執行残ということで504万円を減額するところでございます。

次の目3の非常備消防費75万1,000円の減額でございます。説明欄（1）の更別消防団運営経費でございますが、75万1,000円の減額でありますけれども、9の旅費におきまして消防団員の研修費、費用弁償67万3,000円を減額するところでございますけれども、主に北海道消防大会、網走で開催される予定でございましたけれども、大雨、台風等の災害対応のために中止となったため、その分減額になったものでございます。

款10教育費1,278万2,000円を減額し、3億9,213万5,000円とするものでございます。

項1教育総務費、目1教育委員会費305万6,000円の減額でございます。主なものでござ

いますけれども、次のページの65ページをお願いいたします。65ページの（４）、更別農業高校生徒確保等の支援事業でございますけれども、主にスクールバス等の派遣助成の実績減ということで271万9,000円を減額するところでございます。

次のページになります。項２の小学校費でございます。100万3,000円の減額でございます。これにつきましては、トータルでは100万以上超えてございますけれども、各事業におきまして節等のそれぞれの執行残について減額するものを積み上げた結果100万3,000円となるものでございます。

68ページの項３の中学校費でございます。中学校費では25万7,000円の追加でございますけれども、目１の学校管理費におきましては56万6,000円の追加でございます。主なものでございますけれども、（２）の学校施設維持管理経費でございます。これの節11需用費、燃料費におきまして55万9,000円を追加するところでございます。

次のページをお願いします。項４の幼稚園費、それから目１の幼稚園管理費でございます。183万5,000円の減額でございます。減額の主なものでございますけれども、（１）の幼稚園運営経費の節７賃金におきまして、幼稚園教諭賃金、年度途中での欠員ということもありまして137万3,000円を減額するところでございます。

次のページになります。項５の社会教育費239万1,000円の減額でございます。

目１の社会教育総務費におきましては、236万7,000円の減額でございます。これも各事業ごとの節等の執行残合わせて減額になるものでございますけれども、大きな減額といたしましては、72ページをお開きください。72ページの一番下になりますけれども、説明欄（７）の文化推進経費の負担金補助及び交付金、文化協会、芸術祭等の助成金でございますが、これにつきましては59万4,000円を減額するところでございます。

73ページをお願いいたします。73ページの項６保健体育費でございます。305万円の減額でございます。

主なものでございますけれども、76ページをお願いいたします。76ページの目３の学校給食費におきましては、258万円の減額でございます。主なものでございますけれども、説明欄（２）の学校給食センター運営経費におきましては269万4,000円の減額でございます。大きなものでは節７賃金の給食賄い嘱託職員等の賃金でございますが、年度途中での退職者等がございまして、137万9,000円を減額するところでございます。また、節13の委託料でございますが、１、３月分の人材派遣業務委託料を計上しておりましたけれども、派遣職員１名になったことなどが主な要因となりまして94万9,000円を減額するところでございます。

項７の教育諸費でございます。143万9,000円の減額でございます。

主なものでございますけれども、目１研究奨励費、目２の学芸奨励費でございます。116万6,000円の減額でございますけれども、次のページをお願いいたします。77ページの（４）の各種文化・スポーツ大会派遣事業でございますけれども、節19の負担金補助及び交付金、小中学校の文化、スポーツ競技大会の派遣の助成金でございますけれども、これも派遣実

績に基づきまして71万9,000円を減額するものでございます。

78ページをお願いいたします。款11災害復旧費997万9,000円の減額でございます。

項1の農林水産業施設災害復旧費、目1の農業用施設災害復旧費984万1,000円の減額でございます。主なものにつきましては、説明欄(1)、農業用施設災害復旧事業におきまして復旧事業の節11の需用費でございますけれども、明渠排水の修繕費でございます。922万5,000円の減額でございます。実績におきましては、54カ所の修繕ということになってございます。

それから、款12の公債費でございます。項1公債費332万円の追加でございます。

次のページをお願いいたします。79ページになります。目1の元金でございますけれども、説明欄(1)、長期債約定償還元金でございますが、これは消防の広域化に伴いまして南十勝の消防事務組合が解散となりました。その債務継承及び利率の変更等によりまして、これは448万5,000円を追加するものでございます。これは、今までは負担金として支出をされていたものでございます。

また目2の利子でございますけれども、長期債償還利子116万5,000円の減額でございます。これも元金同様に債務継承を行うものでございますけれども、利率の変更等により今回減額を行うものでございます。また、これも今までは負担金として支出をしていたものでございます。

それから、款13の諸支出金でございます。14万6,000円の追加で304万9,000円とするものでございますけれども、項2の過年度過誤納還付金、目1の過年度過誤納還付金16万9,000円の追加をしておりますけれども、これにつきましてはファミリーパークさらべつの河川敷地使用料の返還でございますけれども、一部今まで申請に基づいて受け付けを行っていたものでございますけれども、その受け付け申請の中の面積の一部に既に村に所管されている土地があったということで、法に基づいて今年度分は戻出いたしますけれども、過去9年分において還付するというところで計上したものでございます。

歳出については以上でございます。

続きまして、歳入のほうに移らせていただきます。10ページになります。款1村税でございますけれども、422万7,000円の追加でございます。追加して5億9,717万2,000円とするものでございます。

主なものでございますけれども、目2の法人でございますけれども、実績見込み等によりまして487万8,000円を追加するものでございます。

次に、款2の地方譲与税でございますが、1,310万6,000円を追加し、1億3,877万6,000円とするものでございます。

主なものでございますけれども、項1の地方揮発油譲与税、目1の地方揮発油譲与税でございます。105万円の追加でございます。これにつきましても実績と見込みに伴いまして追加を行うものでございます。

次のページ、11ページになります。項2の自動車重量譲与税、目1の自動車重量譲与税

1,205万6,000円の追加でございます。これにつきましても実績と今後の見込みを含めまして追加をするものでございます。

款3の利子割交付金でございます。57万9,000円の減額でございますけれども、これも実績、見込み含めて57万9,000円減額するものでございます。

款6の地方消費税交付金、それから項1 地方消費税交付金、目1の地方消費税交付金でございます。238万4,000円の追加でございます。これも実績と見込みを含めてそれぞれ追加をするものでございます。

款7の自動車取得税交付金でございます。196万3,000円の追加でございます。これもまた同様に、今までの実績、それから見込みを含めて追加をするものでございます。

12ページになります。款11分担金及び負担金1,076万6,000円を追加し、5,323万3,000円とするものでございます。

主なものでございますけれども、項1 分担金、目1 農林水産業費分担金におきましては235万6,000円の追加でございます。主なものは、説明欄の道営畑総の更別第2地区の分担金、事業等の確定によりまして分担金それぞれ242万6,000円を追加するものでございます。

項2の負担金におきましては、841万円の追加でございます。

目1の民生費負担金では79万6,000円の減額となつてございます。説明欄の学童保育所入所者費用の徴収金、利用者数等の減に伴いまして78万円を減額するものでございます。

目2の農林水産業費負担金におきましては、920万6,000円を追加するものでございます。主なものでございますけれども、配水管移設工事負担金933万6,000円の追加でございますが、これはサッチャルベツ川地区の配水管移設工事に伴います補償金等の追加がございましたので、933万6,000円を追加するものでございます。

13ページお願いいたします。13ページ、款12の使用料及び手数料でございます。539万3,000円を減額して1億7,098万3,000円とするものでございます。

項1の使用料、目1の総務使用料では133万円の減額でございます。説明欄の節2の各種施設使用料でございますけれども、各施設の使用料それぞれ実績に基づきまして増減をいたしまして、133万円を減額するものでございます。

目2の民生使用料でございます。205万9,000円の減額でございます。大きなものは、説明欄にございますが、福祉の里総合センターの給食数等の減によりまして171万1,000円を減額するところでございます。

14ページになります。目4の農林水産使用料130万円の減額でございます。これの一番大きなものについては営農用水の使用料でございますが、これも実績に基づきまして130万円減額するものでございます。

それから、款13の国庫支出金でございます。1,587万円の追加となります。

項1の国庫負担金、目1の民生費国庫負担金におきましては、227万1,000円の減額でございます。内訳でございますけれども、児童手当負担金でございますが、これも実績に基づきまして179万1,000円を減額するものでございます。また、子どものための教育、保育

給付費負担金でございます。国の保育料単価等の改正等によりまして、これは92万1,000円を増額するものでございます。15ページをお願いいたします。15ページ、節3の障害者福祉費負担金でございますけれども、140万9,000円の減額でございます。障害者の介護給付費等、自立支援給付費等の減に伴いまして、これは108万3,000円を減額するものでございます。また、障害者自立支援医療費負担金におきましては、医療給付費等の減に伴いまして32万6,000円を減額するものでございます。

項2の国庫補助金でございます。1,818万7,000円を追加するものでございます。

目1の総務費国庫補助金におきましては、社会保障・税番号制度システム整備補助金でございますけれども、これは業務システム改修等の事業費が増加したことによりまして142万8,000円を追加するところでございます。また、地方創生加速化交付金でございます。これはエア・ウォーターと更高との特産品の開発委託料でございますけれども、これも事業費の確定に伴いまして57万1,000円減額するところでございます。

それから、目2の民生費国庫補助金におきましては11万1,000円の減額でございますけれども、説明欄の障害者地域生活支援事業費の補助金でございます。これも実績等に基づきまして69万、これは減額でございます。下の臨時給付金の給付事業の補助金、それぞれまた対象事業費等の減、確定等に伴いまして81万6,000円を減額するものでございます。それから、次のページの節2の児童福祉費補助金でございます。子ども・子育て支援交付金でございます。これは、国の単価等の改定によりまして151万5,000円を追加するものでございます。

目4の土木費国庫補助金1,376万5,000円を追加するものでございます。説明欄の社会資本整備総合交付金でございます。公営住宅等の整備、改修等の交付金でございます。額等の確定によりまして1,376万5,000円を追加するものでございます。

目6の農林水産業費国庫補助金400万7,000円の追加でございます。道営畑総の更別第2地区でございます。事業費等の確定に伴いまして400万7,000円を追加するものでございます。

款14の道支出金47万1,000円の減額でございますけれども、項1の道負担金、目1の民生費道負担金77万7,000円の減額でございます。一番大きなものでは、児童手当等の負担金54万2,000円の減額、それから節3の障害者福祉費負担金におきましては障害者福祉給付費等の負担金、これも事業実績に基づきまして54万2,000円を減額するものでございます。

次のページになります。17ページです。項2の道補助金43万5,000円の追加になります。

目1の総務費道補助金では167万9,000円の減額でございます。一番大きなものでは、説明欄にございます森林環境保全整備事業補助金、事業費の確定に伴いまして183万4,000円を減額するものでございます。

また、目2の民生費道補助金11万1,000円の追加でございますけれども、内訳におきましては説明欄の重度心身障害者医療費の助成事業、これも事業費の確定に伴いまして103万5,000円減額するものでございます。節2の児童福祉費補助金でございますけれども、子ど

も・子育て支援交付金でございます。これも国等の交付単価等の改定によりまして151万5,000円を追加するものでございます。

次のページ、18ページになります。18ページの目4の農林水産業費道補助金でございます。205万7,000円の追加でございます。大きなものといましては、説明欄にありますけれども、環境保全型農業直接支払交付金、これは事業費の確定に伴いまして57万4,000円減額するものでございます。また、その下の中間管理機構の集積協力金の交付金でございます。これも同じく額の確定等によりまして55万円、これは追加をするものでございます。また、下の農業競争力基盤強化特別対策事業補助金でございます。道営畑総更別第2地区の事業費等の確定に伴いまして200万3,000円を追加をするものでございます。

款15の財産収入619万6,000円を減額するものでございます。

項1の財産運用収入、次のページをお願いいたします。目2の利子及び配当金でございますが、101万1,000円を減額するものでございます。大きなものでございますけれども、説明欄の財政調整基金積立金預金利子でございます。運用利率等が下がったことによりまして62万3,000円を減額するものでございます。

それから、項2の財産売払収入523万9,000円の減額でございますけれども、目1の不動産売払収入におきましては704万2,000円の減額となりますけれども、これは次のページの一番上になりますけれども、宅地分譲地の売払収入でございます。これは当初4区画を見込んでおりましたけれども、実績は1区画ということで805万1,000円を減額するところでございます。また、その下の節2のその他不動産売払収入でございますけれども、素材等の売り払い、入札実績に伴いまして80万4,000円を追加するものでございます。

それから、目2の物品売払収入でございます。これにつきましては、主に立木素材の売払収入、実績に伴いまして180万3,000円を追加するものでございます。

款17繰入金でございます。7,588万6,000円を減額して2,427万7,000円とするものでございます。

主なものでございますけれども、項1の基金繰入金、目2のふるさと創生事業基金繰入金でございます。これにつきましては、チャレンジ事業の特産品開発、実績1件ということで、実績が見込みよりも落ちましたので、その分893万7,000円を減額するものでございます。

また、その下の目3の協働のまちづくり基金繰入金でございますけれども、これも事業実績の減ということで89万3,000円を減額するものでございます。

それから、目4の村有林野基金繰入金でございますけれども、これも需用費の減に伴いまして111万6,000円、繰入金を減額するものでございます。

次の目5の農業振興基金繰入金6,457万3,000円の減額でございます。これにつきましては、主に哺育育成牛の預託施設整備事業、過疎債等の追加等も採択されたこともあって6,457万3,000円、繰入金減額をするものでございます。

21ページをお願いいたします。諸収入でございます。93万1,000円を追加して9,728万

5,000円とするものでございます。

項5の雑入、目3の違約金及び延納利息でございます。24万3,000円の減額でございますけれども、これも当初つかみといいますか、宅地分譲地の買い戻しに伴う予算を計上してございましたけれども、実績がございませんでしたので、24万3,000円減額するものでございます。

目5の雑入におきましては105万9,000円の追加でございます。主なものでございますけれども、説明欄の建物災害の共済金でございます。デジタル無線の中継局等の損害に伴う共済金等が支払われましたので、ここで108万円を追加するものでございます。それから、次のページになります。節3の還付金でございます。北海道備荒資金組合の納付金還付金でございますけれども、これにつきましては農水省の災害復旧費の助成金の実績等に伴いまして76万4,000円を減額するところでございます。

それから、款20の村債でございます。6,160万円を追加いたしまして9億3,921万5,000円とするものでございます。項1の村債、目1の過疎対策事業債におきましては、道営事業からそれぞれ事業費等に伴いまして起債の2次分の採択等もございましたことによりまして、それぞれ追加、増減をさせていただくものでございます。トータルにおきましては6,480万円の追加という内容でございます。

それから、23ページになりますけれども、目3の緊急防災・減災事業債でございます。これは、防災行政デジタル無線の整備事業でございますけれども、これも事業の確定に伴いまして20万円減額するところでございます。

また、一番下の目5の一般補助施設整備等事業債、これは300万円の減額でございますけれども、地域創造複合施設の改修工事に対する国からの内示に伴いまして300万円を減額するものでございます。

歳入は終わりますけれども、6ページをお開き願います。繰越明許費でございます。款2の総務費、項1の総務管理費、事業名、社会保障・税番号制度整備事業におきましては25万4,000円の繰り越しと、それから同じく款2の総務費の項4の地方振興費の地方創生拠点整備交付金事業では1億2,500万円、それから款6の農林水産業費、項5の畜産業費の酪農振興対策事業におきましては3億185万7,000円とするものです。また、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業では1億4,325万2,000円とするものでございます。トータルでは5億7,036万3,000円とするものでございます。

次の7ページをお願いいたします。地方債の補正でございますけれども、過疎対策事業債におきましては、過疎債6,480万円を追加いたしまして5億8,620万円とするものでございます。また、緊急防災・減災事業債でございますが、これにつきましては先ほどの20万円を減額いたしまして1億7,980万円とするものでございます。また、下の一般補助施設整備等事業債でございますけれども、これも300万円減額をいたしまして5,700万円とし、合計で9億3,921万5,000円とするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議 長 この際、午前11時20分まで休憩いたします。

午前 11 時 05 分 休憩

午前 11 時 19 分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

お諮りをいたします。議案第15号 平成28年度更別村一般会計補正予算（第9号）の件につきましては、本会議での質疑を3回までとする会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがいまして、議案第15号 平成28年度更別村一般会計補正予算（第9号）の件につきましては、会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めることに決定をいたしました。

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

2番、太田さん。

○2番太田議員 45ページ、款3民生費の説明欄の（2）の13委託料、この208万7,000円についてなのですが、保育園運営事業委託料、今回208万7,000円増額していて、前回の補正のときも四百何万か増額していたのですが、前回のときには利用者がふえたということで増額だったのですが、今回208万7,000円増額した理由をもうちょっと詳しく教えてください。

○議 長 子育て応援課長。

○子育て応援課長 ただいまの委託料の増の分なのですが、こちらは人数もそうなのですが、各補助単価というか、国からの公定価格の単価が若干上乘せがありまして、その積み上げでこういうような金額になっております。ですので、この部分については実際かかった分というか、決まった単価を全て委託料として支出するということになっております。それに連動しまして、歳入のほうもそれに合わせた金額が入ってきているというようなことですので、細かい話は単価の増ということになっております。

以上です。

○議 長 3番、高木さん。

○3番高木議員 今の単価増の部分に関して、歳入の部分の学童保育の部分で78万円ほど、入所者の料金が減ということで、これについては利用者の減という話がございまして、この部分に関してどんぐり保育園の関係で人員の配置等も、委託しているわけで、そちらのほうにはかわりはないということでしょうか。

○議 長 新関子育て応援課長。

○子育て応援課長 ただいま学童ということでしたので、学童保育については利用者が実績として減ったということで減らしているのですけれども、学童につきましては決まった人数の中で、人を減らすほどの増減はないので影響していないのですけれども、先ほどの保育所の部分でしたので、保育所の部分については単価が変わったということで支出が変わっているのですけれども、学童についてはそのようなことですので、支出については影響はしていないのですけれども、単純に歳入の部分については実績として変わってきたという、減額されたというような扱いになっております。

○議 長 3番、高木さん。

○3番高木議員 ちょっと説明の仕方が悪かったと思うのですが、法人のほうで学童保育等も委託を受けて請け負っていると、保育のほうもやっているのですが、それは保育園部門の人件費の単価増による増ということなのか、学童保育のほうに人員を配置した部分にもかかわってくるのかという、両方の人件費にかかわるのかということをお伺いします。

○議 長 新関子育て応援課長。

○子育て応援課長 失礼いたしました。

先ほどの歳出のほうの単価については、国が定めている保育園に実際入っている子どもの基礎単価ですとか、そういう積み上げの単価が増額されたということでふえたということですので、実際は働いている方の人数をふやしたとか、減っただとか、その給料どうこうという部分ではないのです。ただ、国の先ほどの歳出のほうの単価の中に、歳入歳出同じですけれども、単価の中に処遇改善というようなことで、最近よくテレビやいろいろと出ているかと思うのですけれども、保育士の単価、処遇を改善するということがありますから、その部分の単価アップという部分でいけば先ほどの単価の中にも影響してきているので、その分もふえているというようなことにはなります。

以上です。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 関連になりますけれども、そもそも論の話をさせていただきたいと思います。

かなり金額的に大きい助成をしているということを前提に、今この保育所が本来運営する意味での例えば委託料の算定基礎になるというふうに考えているのですけれども、その算定基礎となる人件費というのですか、その辺の話で、これを運営するための定員に対する比較というのですか、本来この人数でいいのですけれども、今こういう状態ですというものを聞かせ願います。

○議 長 新関子育て応援課長。

○子育て応援課長 保育園というようなことでよろしいかと思うのですけれども、保育園につきましてはまず子どもの定数、利用定員に対して単価が幾らというような基本設定がされております。これは年齢によって単価の額が違うのですけれども、そういう積み上げの中で、それプラスいろんな加算だとかがありますので、例えば所長設置ですとか、主任

保育士を置くだとか、いろんな単価の積み上げの中で積算された金額を村としては委託料として払っていますので、実際村の委託料の積算の中では国の基準どおり払っております。それプラス加配というようなことで、支援が必要な子どもに関してはそういう単価の中にはなかなか反映されないですけども、実際村としてはそういうような子ども方にも配慮した中で、保育が必要だというようなことで、それは別建てで村としては加配保育士というようなことで必要に応じて追加しております。

ですので、保育園に払われている金額というのは全額国で定められた単価の運営費として支給されておりますので、その中で基準として年齢ごとに配置する保育士の数だとかは規定はされていますけれども、実際保育園の中でその単価の中でやりくりして運営されているのかなという気がしますので、実際子どもの数によって基準の保育士の人数はあるのですけれども、月ごとに増減していきまると現実問題として人がふえたり減ったりというのはなかなかしづらいというようなことがありますから、ある程度の利用定員の中で多分現場のほうでは人を配置した中でフォローし合いながらというような形でやっているのかなと思います。全国的にいうと保育士の賃金が安いとかと報道されているのは、恐らくそういった決まった単価の中で余り人件費に使わないで別に使ったりだとかということなのかなという気はするのですけれども、うちの保育園に関していけば、具体的な賃金1人何ぼというよりは子どもの人数に対しての単価というような計算になっているものですから、ずばっと人件費幾らと読み取りづらい単価計算ではあるのですけれども、かなり人の配置については努力して運営されているのかなというふうな形で考えております。

以上です。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 丁寧に説明いただいたのですけれども、はっきり言ってちゃんとした数字が一つも出てきていないのです、話の中で。私聞いたのは、国の基準の人件費相当額だというのは十分理解できたのですけれども、その全額を助成というか、支援して助成する対象にまづなっているということですよ。それで、僕が最初に聞いたのは、今運営する子どもたちのいる人数に対する人員配置ってありますよね、それが今順当なのか、どういう状況なのかということなのです。

○議 長 新関子育て応援課長。

○子育て応援課長 配置する基準以上に現場としては配置しているのかなと。先ほど言うように、かなりそういう部分を手厚く経営努力の中でやられているのかなというふうに見ております。先ほど言ったように、それプラス村で加配保育士というようなことでそれとは別建てでつけているということでやっております。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 ですから、何人で、それで何人が増で、加配する人が何人かというふう聞いています。全体のそういう抽象的なことはよく理解できていますし、そもそもそういう状況は皆さんわかっていると思うのです。失礼ですけども、具体的に示してく

ださい。

○議 長 少し休憩を下さい。

午前 11 時 30 分 休憩

午前 11 時 32 分 再開

○議 長 休憩を解きます。

新関子育て応援課長。

○子育て応援課長 現在の配置の人数ということですので、園長、主任保育士ということで2名です。こちらは担任持っておりません。あとそれぞれ担任というか、主な教員としては7名です。それプラス加配として村が独自に配置している分が4名、それとあとパートの職員が複数おりますので、それはその状況によって人のやりくりというようなことになると思うのですが、それが約10名程度います。これは、実際は常時10人というよりは交代しながらというような形になると思います。それと、あと例えば調理師ですとか、事務員ですとか、いろんなもろもろの役割の職員が必要になっておりますので、28年につきましては実際の職員としてはパートだとか全部でいきますと30名以上の職員が働いている形にはなると思います。こちら先ほど言ったように、保育単価で決められている人数につきましてはゼロ歳児から5歳児につきましては6名というような基準になっておりますので、それ以上に手厚く配置しているような状況になっているかと思います。

以上です。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 手厚いか手厚くないかというのではなくて、基準は何名ですかということにはお答えになっていないのですが、よろしくをお願いします。

○議 長 新関子育て応援課長。

○子育て応援課長 先ほどから申しましているように、基準としては6名となっているのですが、ただその月の子どもの数によって基準は変動していつているものですから、一月ごとに人数が微妙に1人、2人が変更している可能性はあると思います。実際保育単価はそういう基準でしか来ておりませんので、現状としてはそういうような状況になっております。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 わかりました。ありがとうございました。それで、基準よりも手厚くしているという状況はよくわかりました。あとは、村がそれをどう考えるかということの手厚さなのです。こちらからどういう保育所を目指していくかという理念があつて、それとマッチングするから助成しますと。村は実はそこまで求めていませんと、ですからこれでやってくださいというか、その辺の見解としてはどうでしょうか。

○議 長 新関子育て応援課長。

○子育て応援課長　こちら保育園の給付につきましては、平成27年度から子ども・子育て支援法というようなことで国の中でこういう利用定数、定員に対して幾らというような保育単価が決まっております、そちらを給付するとなっておりますので、村としては当然最低限そちらの部分委託料として計上させてもらっていますし、それを圧縮してということにはならないのかなというふうに思っております。今回の補正につきましても、国の決まった単価の改定によっての上乗せというようなこと、単価増というようなことで金額が増額してというようなことです。あと、先ほど言いました国の単価が決まった中で、おっしゃるように配置基準だとかが当然ありますから、そちらを下回っているのであれば、村としてもちょっとどうだろうかというようなことになるのですけれども、それ以上の中身につきましては保育園のほうで経営努力の中で運営してやっておりますので、そのことまでこちらのほうからは指導というか、指摘をすることは考えておりません。あくまでも国で決められた単価の中で国が決めた保育士に基づいて運営されておりますので、そのことについては特に考えておりませんが、ただ村としては加配だとか、そういう部分については別建てで、それとは別建てとしてケース・バイ・ケースというか、状況に応じて加配はつけているというのが現実であります。

○議　　長　　7番、本多さん。

○7番本多議員　56ページですけれども、自然を考える会に助成金を上げているわけですが、当初10万円のところ5万円に減額されたわけですが、自然を考える会の活動内容についてちょっとお伺いしたいと思います。

○議　　長　　本内産業課長。

○産業課長　更別の自然を考える会への助成の関係でございますけれども、活動内容としては更別村における自然環境の保全活動、自主的な活動もしていただいているところでございます。それに伴う調査研究と申しますか、そういったような活動をされております。具体的には、環境整備的な市街地周辺の市街地近い村有林の中での草刈りの活動ですとか、過去には河川の親水公園にスズランの移植をされたりだとか、そういった活動もされております。予算今回減額になりましたのは、当初要求10万円ということで承っております10万円を計上したところですが、実際に活動補助申請が5万円ということで、今年度は5万円というような申請だったものですから、予算の残額5万円を減額しているところでございます。

○議　　長　　7番、本多さん。

○7番本多議員　わかりました。実際に活動はされておられるのかどうかということと、今議長が言われましたけれども、現在どういった方といいますか、構成人数とか、総会も行われているかどうか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議　　長　　本内産業課長。

○産業課長　実際に活動されております。総会も毎年3月に、今月の末に予定されておまして、そちらのほうには村長と私も呼ばれておまして、毎年出席をして、活動の状況、

総会の様子といいますか、そういったところも見させていただいております。人数につきましては、会員名簿の手持ち資料は今ございませんので、また後ほどお答えしたいなと思っております。

○議 長 4番、織田さん。

○4番織田議員 78ページの災害復旧工事費の中で農業用施設災害復旧工事費ですか、984万1,000円使っていないわけなのですかけれども、いろいろ考えはあると思うのですけれども、被害が思ったよりなかったという解釈でいいのか。まず、その点1点お願いします。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 災害復旧費の関係でございすけれども、明渠排水修繕費ということで昨年台風後に専決処分、また定例会での補正予算ということで2度ほど補正予算で追加をさせていただいております。そのときにも被害状況等を一般行政報告含めてご説明をしたところなのですけれども、今回先ほど副村長の補足説明でありましたとおり54カ所分、必要な箇所の54カ所分は本年度中に修繕をしております。残りがまだ8カ所ほど残っております。これはなぜ残っているかと申しますと、台風以後業者の方をお願いをしながら、時間をとっていただきながら復旧に努めていただいていたところなのですけれども、降雪時期に入りまして、雪が降ってからの施工だと適切にできないと思われる箇所が8カ所ほどございます。こちらにつきましては、今回新年度に改めて予算計上したいと考えておりまして、それらを含めての、あとは執行残を含めての減額ということでございす。被害が少なかったということではございません。

○議 長 4番、織田さん。

○4番織田議員 この中には、農家に一応災害の復旧の希望を出してもらいましたよね、その額はここには含まれないのですか、それとも含まれているのですか。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 農地等災害復旧事業、村単独の助成事業につきましては、農林水産業費のほうで計上してございす。こちらは、この災害復旧費に計上している分は村が行う明渠排水等の修繕費ということでございすので、別建てで計上してございす。予算書でいきますと53ページになりますが、農業振興費の中で計上しております説明欄（2）の農業振興補助金等の欄の一番下にございす農地等災害復旧費の助成金、今回94万円を減額しているところでございすが、こちらも追加補正をさせていただいたところですが、要望を取りまとめた中で予算を計上させていただいておりますが、実際の執行に当たりまして、見積額の減少、また急遽の取りまとめということもございしたので、要望を出し忘れていた方がいらっしゃるかもしれないということで若干新規分を見込んでおりましたが、当初の見込みどおりの件数、また内容でしたので、今回94万円は減額ということで計上させていただいております。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 関連になります。

伏せ越しの部分で8カ所分、来年度見送りというのは理解できたのですが、これはそっくり900万相当額が来年度の予算に反映されるという解釈でよろしいでしょうか。

○議長 本内産業課長。

○産業課長 金額につきましては、残ったところを算定をし直しておりますので、この金額がそのままということではございません。この後当初予算ご提案させていただくことになりますけれども、当初予算分に計上している修繕費の予定額としましては385万6,000円を予定しております。

以上です。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 私も来年度予算見させてもらいましたけれども、要するに差があるということなのです。ですから、単なる箇所数の減ではなくて、施工のやり方だとか、工法変更を行ったとかと、そういう説明が少しなければならないのかなという思いで聞いたのですけれども、その辺についてはどうでしょうか。

○議長 長 本内産業課長。

○産業課長 金額が箇所数の減ということではなくてということなのですが、専決で予算を立てさせていただいた分と、それは台風7号分ということだったので、10号があってから定例会においてさらに追加をさせていただいております。その時点では被害箇所の巡回等で必要な箇所数は把握しておりましたけれども、それぞれにどのような施工が適切なのかという設計まで時間が至っていないということで、補正予算の説明のときにもご説明をさせていただきましたが、概算の数値で数値は上げさせていただいているところでございます。そうした中で、執行残といいますか、必要な箇所は行っておりますけれども、執行残になった分、また部分的に軽微で職員が伐採処理のみで可能なところはそのまま職員が対応したということもございますので、必要な箇所は全て手をつけているのですが、支出として出てきていなかった分も若干含まれての減額というようなことでございます。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 そうしますと、施工方法等については何ら変わらないと、ただ概算見積もりの中で若干下がったのですという解釈でよろしいでしょうか。

○議長 長 本内産業課長。

○産業課長 当初計上していたときの施工方法と実地で若干変わった部分もないことはございません。ここはのり面の崩れをどういうふうに直そうかという部分を概算で積算しておりますが、現地入ったときに、その施工方法といいますか、当初予定していたものと若干変わっている部分はございますけれども、当初予算計上の積算をしたときにもおおむねその施工方法だとこのぐらいというような本当に概算の計上をさせていただいております。実際に施工する段階で実地のほうでは細かい話にはなってくるのですが、そういう実際の部分と予算計上した部分との相違点も若干ございます。ただ、その分がどの程度金

額になったかということになりますと、概算でもともと積算しているものですから、具体的にどこの施工箇所でどういうふうに変わったというような部分についてはなかなかご説明しにくい部分もございますが、災害時即発注をするというようなスケジュールの中で、そのような予算をお認めいただいて執行させていただいたというところでございます。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 僕も細かい話をするつもりは全然ないのです。ただ、そういうことを査定するときに反映されている状況がきちっとありますということであれば私はいいのですけども、概算、概算でいくと災害というのはなかなか不明瞭な部分があるということを前提に質問させていただきました。答えは要らないですけども、当然概算見積もり、実施、何がどう変わったということはあるということによろしいですね。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 そのようなことでご理解いただければと思います。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 ページ数30ページの地方振興費についての説明欄、夢大地さらべつ推進委員会の運営経費の関係について多少説明を加えていただきたいというふうに思っております。今般平成28年度の予算措置において夢大地さらべつ推進委員の構成について、過去というか、14名から17名にしたいということ、これの提案につきましては総合戦略の策定上の関係から人員をふやし、なおかつ実効性のある戦略をつくりたいというご提案がございました。その中の予算措置で当初予算で63万の予算措置をしていると思いますが、しかし今補正予算の内容を見ていると26万8,000円の減ということで、いろんな部分で総合戦略の作成にかかわる分で重要性があり、会議も多いという中で予算措置をするということの提案でございましたけれども、これらについての重要性に鑑みた対応について金額が伴っていないという要因があると思うのですけれども、ただ26万8,000円が減額になったという理由だけでなく、それらの内容についても多少、出席も含めてどういう会議回数であって、参加人数がどうであって、どういう内容でこの検討を重ねてきたのかという部分も含めて説明していただきたいというふうに思います。

○議 長 休憩をします。

午前11時50分 休憩

午前11時54分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

高橋企画政策課長。

○企画政策課長 どうも済みませんでした。

夢大地さらべつ推進委員会におきましては、今まで3回開催させていただいておりまして、その都度、初回につきましては全員の参加をいただいております。2回目につきましては

ては業務多忙ということで4名の方が欠席されているのですが、あと3回目についても1名の方が欠席されておりますが、おおむね多くの皆さんに参加をいただいてご審議をいただいているところでございます。本年度におきましては、昨年度総合戦略を策定しておりますので、本年度につきましては従来の総合計画の審議であるとともに、まち・ひと・しごと創生総合戦略の事業実施状況などについてもご審議を賜っているところでございます。状況としては以上のようなところでございます。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 ありがとうございます。決して人数というか、欠員数を求めたわけではなくて、基本的には最終的には4割の執行残が残るという形であって、私が求めているのは、夢大地さらべつというのは行政の執行に対してかなり権限を持つとか、かなりの部分を占めている委員会だというふうに把握していますので、その点今の説明によりますと確かに今後の総合戦略という部分のものを含めた予算措置だとは思いますが、それにしてもそういう部分の必要な回数を求めながらこういう執行残を残すということは、執行者としての体制といいますか、考え方ちょっと甘いのではないかというふうに指摘したいのですが、その点の考え方あればご回答いただきたいというふうに思います。

○議 長 森副村長。

○副 村 長 今の高橋課長の説明では当初何回組んでいたかというのはちょっとわからないので、あれなのですが、予算組む場合にはいろんなものを想定しながらの中での開催回数ということになるかと思っておりますので、その部分については十分考慮しながら予算組み措置をしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 29ページでございます。29ページの説明欄の(5)、社会保障・税番号制度整備事業で北海道自治体情報システム協議会負担金53万5,000円の追加並びに地方公共団体システムの48万5,000円の追加になってございます。そもそも税番号の普及がなかなか進まないという状況は以前質問したところでございますけれども、そういう中においてこういう負担金がふえてくるということについては、基本的なことを私わかっていないかもしれませんが、どんなことでこういう負担が増となるか、その辺についてもう少し詳しく説明してください。

○議 長 吉本総務課長。

○総務課長 上の北海道自治体情報システム協議会につきましては、更別も含めて全道28公共団体が加入していますけれども、そこで業務システムの改修、医療給付システムの番号対応の新たなシステム改修が強靱化対策ということで負担増となっております。地方公共団体情報システム機構、これは三重県にあるのですが、ここから負担増になりましたという通知がございまして、今回追加補正させていただきますけれども、国のほうで将来のトラブル防止のために強靱化については徹底的にやってくれということで各IT産

業等にも要求しておりまして、言うがままといいますか、システム改修に更別におきましては情報システム協議会、中央コンピューターサービス株式会社がかわっておりますけれども、そちらでシステム改修等を行っております、今回の追加となっております。

以上でございます。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 以前も強化対策、セキュリティということをやられていたと思うのです。青天井のようにそれがどんどん、どんどん、自治体お金あるのかないのか僕わかりませんけれども、やるのでしょうか。そして、なおかつ税番号についての啓蒙は一切、自治体というか、更別村においてもその後入りましようでもないし、カードつくりましようでもないですし、その辺のミスマッチが僕起きていると思うのですけれども、その辺の認識としてはどういうふうにご考慮されておられるのでしょうか。

○議 長 吉本総務課長。

○総務課長 おっしゃられるとおり、最近コマーシャルもさほどやっておりません。ことし7月から国と地方公共団体の情報交換があるのですけれども、確かに通知カード、2年前の10月以降交付されておりますけれども、個人番号カード、更別ではまだ交付を受けている方は10%いっていません。全国的にも同じような数字なのですけれども、実際この制度が始まった以降どのように展開されるのかわかりませんが、私からはこの程度しか説明できません。

以上でございます。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 担当課長が説明できないのだったら、ちょっと上の人に説明していただきたいのですけれども、これを村はどう捉えていくのか、そして今言ったように、強靱化、また何かわからないような負担がふえていく、この辺の状況についてどういうふうにご考慮されているかだけお聞かせください。

○議 長 森副村長。

○副 村 長 セキュリティ対策ということで強靱化対策、これは常に大きな負担を伴っているところでございます。今回自治体システム協議会の負担金等でございますけれども、今までも強靱化対策については数千万円の経費を投入してございます。今回歳入のほうにもございますけれども、歳入、15ページにございますように、100%ではございませんけれども、国庫補助金という形の中で142万8,000円かな、補助金が入ってきております。ただ、セキュリティ対策は近々の課題といいますか、国も含めて地方自治体もそろって情報漏れがないようにということも含めて近々に整備をなさいたいということになっておりますし、またうち単独でやっているものではありませんので、多くの団体含めた中で整備を行っているという状況でございますので、ご理解をいただきたいと思いますけれども、また先ほど交付が非常に交付率が悪いということでございますけれども、今現在カードを持っていなければだめだという状況ではないのです。正直言ってカード番号、ナンバーさえわかっ

ていれば十分通用すると、それからまた免許証でも十分通用するというような状況にもなっております。そういうながらも、カードの交付については今後も住民のほうには周知をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 国がやれと言うからやるということですか、そしてどこでもやっているからやるということですか。要するに村はそれをどう捉えているかということが説明の中では不足しているような気がします。積極的にこれを進めるという考え方あれば、もちろんいろんな考え方が出てきますでしょうし、せっかく導入したのですから、セキュリティ問題はやっぱりやらなければならないから、これは負担がかかると思うのです。そこら辺のところをもうちょっとめり張りのある説明をしていただきたい。要するに村はこれをどんどん進めていこうという努力をしていくという姿勢がない中で負担が増加する。青天井のようにかかるということについて何の疑問もないのですかということなのです。説明をお願いいたします。

○議 長 森副村長。

○副 村 長 今の質問は、ちょっと確認ですけれども、要するにこれだけの経費をかけているのだから、交付の率というのですか、交付の率を上げていかないのですかという意味で言っているのでしょうか。当然総務省の指示の中ではこのセキュリティーに対する強化対策については本当に、昔社会保険の関係で年金の関係で大量な情報が漏れたということもあって、最大限のセキュリティーについては整備しなさいという指示がありますので、これはこれからもそういう指示があれば随時やっていきたいというふうに思っています。先ほども申し上げましたように、負担とカードの普及率というのがアンバランスでないかと言われればそのとおりでございますので、その部分については普及啓発活動に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 私は、これを村がどう捉えているかということで質問したのですけれども、わかりやすくといいますか、要するに国がこういう制度を導入しました。村もやれと言うからやるのか、やらなければならぬからやるのかわかりませんが、やるようになりました。やるからには、メリットだとかデメリットがある中で進めていくわけですね。それを積極的に村も賛同してやっていくとすれば、もっと普及の仕方も違って来るだろうし、ましてや活用の仕方は国に対してこういうことをやれないかという、こういう活動もできるかもしれないし、国から言われるのではなくて、国に対しても言えるという状況もあるのではないかなという思いもあるのです。まして、普及率がこの程度でしたら結局皆さん必要とされていないのではないかなという思いがどこかにあるものですから、それで村の姿勢と今の加入率も含めてどう考えてやるのですかということなのです。国がやる

からやるというのであれば、それは一つの答えですから、私はそこまでは求めていませんけれども、そういうことでしょうか。

○議 長 森副村長。

○副 村 長 国がやるからということではなくて、やらなければならないというふうに思っています、これは。カードの普及でございますけれども、例えば今の時期、確定申告の時期になりますけれども、今も普及率が悪いということもあって、確定申告等は本来はカード番号を提示して番号を記載するというような情報になっていますけれども、普及率がなかなかいかないということもあって、今の段階、現段階の確定申告等では記載しても記載しなくてもいいというような、そういうちょっと宙ぶらりんな状況になっているということは事実なのです。ですから、国も普及率の向上に努めておりますので、村としてもそれは当然これだけの経費をかけるわけですから、やはりその普及率を高めていかなければならないというふうに思っております。

○議 長 ここで昼食のため午後 1 時 30 分まで休憩いたします。

午後 0 時 0 8 分 休憩

午後 1 時 3 0 分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

副村長から発言を求められております。

○副 村 長 午前中の村瀬議員さんのご質問についてちょっとご発言をさせていただきたいと思います。

社会保障・税番号制度の整備事業のシステム改修等でございますけれども、このシステム改修等につきましては法に基づく整備ということで、今後もこのような改修等がございました場合にはまた参加をしなければならないというふうに考えております。また、マイナンバーカードの普及でございますけれども、これはまた別といたしまして、これからも普及、啓蒙に努めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議 長 1 番、安村さん。

○1 番安村議員 目 5 の畜産業費の 56 ページの (2) の畜産クラスター事業の関係について確認をさせていただきたいというふうに思います。

負担金補助及び交付金の関係で農林水産業関係の助成金ということで、畜産クラスターということで酪農支援という形で予算計上し、かつ説明の中に J A さらべつが主体となった事業の中で村がバックアップするというご説明をいただきました。その中で予算措置、自給飼料の関係につきましては 110 万の減額ということで、当初予算が 375 万ということで、執行率にしたらそんなによくない。まして、乳用牛の繁殖性向上については全額減額という形になっております。また、酪農・畜産生産基盤整備促進事業の助成金についても同じ

く50万の計上に対して50万の減額ということで、実質的には実績ゼロという形になります。まして、和牛の雌牛の導入事業助成金につきましては40万の予算措置の中で22万の減額という形になっています。これは、平たく言いますと農協が事業主体だからということは確かにあるかもしれませんが、ただ、その中で、村長の去年の執行方針の中で酪農対策をしっかりとしなければならないという位置づけの村の考えの中で、このような減額措置をしなければならなかったという対応について畜産クラスター協議会も含めてどのような協議経過になっているのか、またどのような方向でこの協議会を進めていきたいのか、その点の明確なお答えをいただきたいというふうに思っております。

○議長 長 本内産業課長。

○産業課長 クラスター事業の補助事業の執行状況に関してでございます。

今回減額をさせていただきたいと提案しております自給飼料増産対策事業につきましては、こちらにつきましては昨年度の台風の影響ですけれども、当初酪農生産者の方が草地更新をしたいというような予定をしていたところが圃場の状態が悪く、手がつけれないというところが出てきたことから、予算では32戸分として250ヘクタールを当初予算に計上していたのですが、実績としては28戸の131.4ヘクタールにとどまったということから、例年こんなには残らないのですが、ちょっと執行残が多くなったということでございます。

乳用牛の繁殖性向上対策事業につきましては、こちらは繁殖管理システム、発情発見機の導入費用の補助ということで平成27年度から、その他のこの後説明いたしますほかの事業も含めて一括して畜産クラスター事業というような形で単独事業というような形の中で予算措置をさせていただいているところでございます。事業主体はいずれも更別農協様ということで、そちらと村が基本的には同額ずつを支援していこうというようなことで事業化をしているものでございます。発情発見機につきましても、当初は2戸の予定をしていたのですが、実際に今年度中の取り組みができなかったということで、実績がないというような形から全額の執行残というような形でございます。

酪農・畜産生産基盤の整備促進事業につきましては、こちらは施設整備に係る部分です。新たに施設整備を行う農業者への助成ということで、こちらも今年度実施を見込んでいたところが取り組めなかったということで、平成29年度に実施をしたいというようなことで申し出等取りまとめた結果ありまして、今年度の執行がないということから全額の減額というようなことでございます。

もう一点、和牛雌牛導入事業につきましては、こちらは優良肉用牛貸付事業を活用される農業者の方への助成ということで、北海道農業開発公社が実施しております優良肉用牛の貸付事業を活用する農業者の方への経費の一部助成ということで、1頭当たり2万円ということで計上してまいったところでございます。こちらは20頭分の予算措置をしていたところなのですが、こちらの公社のほうの事業に通った牛のみというような形になるものですから、実績として9頭ということから執行残についてを減額したと

ころでございます。

これらの事業、執行率が悪いということで、村の酪農振興対策として掲げているにもかかわらずというご指摘でございます。おっしゃるとおりのご指摘なわけですが、一応27年度からのいずれも3カ年を目安にした事業立案ということで、農協とも協議しながら事業化をしているところでございます。当然適正な執行に努めるというのは当たり前のことではございますが、酪農生産者の実際に末端の補助事業者となる生産者の方のその時々経営にも左右されるところもでございます。また、一応予算の範囲内というようなことで事業は執行してまいりたいと考えていることから、例年の実績を加味した中での予算計上とさせていただいているところでございます。各事業においてそれぞれ執行率が低くなるものが出るのは村としても決してよいと思っているわけではございませんで、必要な予算は確保しながら、農業者の方の経営存続等に役に立てるように備えをする傍ら、関係機関とも協議をしながら事業の活用について普及等も図ってまいりたいというふうに考えてございます。

畜産クラスター協議会でのかかわりということでございますけれども、クラスター協議会につきましては本村の畜産クラスター計画の国への国庫補助等の活用の際に必要な畜産クラスター計画を地域の関係機関が協議をして定めるということから、関係機関に呼びかけを行いまして、村が中心となって設立をしております。基本的には大枠は国の対策を有効に活用するために体制を整えているというところからではございますが、その中において単独事業の部分につきましても平成27年度についてはクラスター協議会の中にも村と農協と協働しながらこういった事業を進めますということでお諮りをしたところでございます。そういったことから、執行状況等についても今後クラスター協議会への報告等も行っていきたいと考えておりまして、事業が有効活用されるような方策と申しますか、今後の推進についてもご意見をいただきながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 1番、安村さん。

○1番安村議員 今ご説明いただきましたけれども、私が危惧しているところは、今産業課長がご説明いただきました内容等、平成28年度の執行残についての詳細についてご説明いただきましたけれども、たしか昨年度の決算においても、これらの事業計画を立てて満度で執行できていなかったという実態があるものですから、それらを含めて、なおかつ同額の予算措置をしながら2項目が全額減額されているというような部分は、これは農協だけではなくて村も含めて今後の畜産対策をどうするのか、畜産クラスターの国の事業云々という理論の中だけではなくて、村としてどうあるべきなのかも含めて協働の活動の中でこれ以上畜産農家を減らさない、あるいは有効な対策を図るという部分の知恵、ノウハウを農協とともに知恵を絞りながら有効な予算措置になるようお願いしていきたいというふうに思っていますので、その点何かもし再度回答があるのであれば、お願いしたいとい

うふうに思いますけれども。

○議長 長 本内産業課長。

○産業課長 ご指摘のとおり、27年度補正計上していた予算について多額の執行残ということで減額をし、また決算のときにも執行状況についてご指摘をいただいたところでございます。その際にも実績を踏まえた適正な予算措置にまいりたいというふうにご回答させていただいたところでございまして、29年度予算につきましてはそのような形で若干減額、実績に応じた減額をしているところでございますが、必要な経費につきまして生産者の方からの要望を農協のほうで取りまとめつつ、こちらにも要望いただいているところでございます。生産者の方の要望した時点と実際に経営を開始された年度における諸般の状況ということから事業が見送られたりするケースも今後もないわけではないとは思っております。その際には、事業ありきで事業をすることが目的ではなく、あくまでも酪農振興、生産者の経営維持のためというところを念頭に置きながら、適切な執行について生産者の方のご意見もいただきながら進めてまいりたいと考えております。

○議長 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 69ページの項4幼稚園費、目1、説明欄(1)の幼稚園運営経費の賃金の幼稚園教諭賃金137万3,000円のマイナスとなっているのですが、ここで幼稚園の先生がいなくなって、余計にいと私は認識していないのですが、この先生やめたことによってどのようなカバーをして対応してきたのか、またそれが幼稚園の子どもたちに不便のいくことはなかったのか、その辺をちょっとお聞かせください。

○議長 長 川上教育次長。

○教育次長 ただいまの幼稚園教諭の賃金の関係でございしますが、年度途中で職員が減ったことによりまして、ほかのクラスの先生がカバーするという形で対応したところでございます。先生の募集については行ったわけなのですが、なかなか応募がなくて、最終的には年度いっぱい、現状もそのような形で動いているのですが、一応小規模なクラスの人数ということもあって、とりあえずは何とかしのいでいただいたというところが現状でございます。そんな状況でございます。

○議長 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 先生を募集したということなのですが、ということであれば来年度に向けてというのは、その辺は人員というものは再度募集しているものなのでしょうか。それはどうしてかという、こども園が平成30年、その辺の話はまた予算のときなので、そこだけちょっと教えてください。

○議長 長 川上教育次長。

○教育次長 新年度におきましては、クラスに担任の先生が基本的に張りつく形で予算措置、人員措置をできる予定としております。

以上です。

○議長 長 1番、安村さん。

○1 番安村議員 ページ数が65ページになります。項目的には教育委員会等の経費の中で多少確認をさせていただきたいというふうに思います。

65ページの（３）の更別農業高校の教育支援事業の中のまず19番の農業高校の海外実習の事業助成、更別高校の存続ありきの認識の中で助成をするということでご承認させていただき、ことし実行していただいていると思うのですが、行く海外の方面もあるでしょうけれども、これだけの22万の減額の理由をご説明いただきたいのと、加えてその下の（４）番の高校生の確保支援事業で271万9,000円を減額するという形でございますけれども、これ当初計画の説明におきまして28年度の予算措置の中でスクールバスの関係につきましては44名の利用を見込んだものを盛り込んだ中で計画にしたいというご提案でございましたけれども、その中で271万9,000円の減額になった理由等についての見解を求めたいというふうに思っております。お願いします。

○議 長 答弁調整のため暫時休憩をいたします。

午後 1 時 4 5 分 休憩

午後 1 時 4 7 分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

川上教育次長。

○教育次長 ただいまのまず海外実習の関係でございます。28年度におきましては、カナダ方面での実習となりまして、当初予算では1名当たり全額で60万円の予算措置をしたところでございますが、行き先、日程等で満額の執行ではなくて53万5,000円ほどの1名当たりの金額で実習を行ったところでございまして、その残額について補正しているところでございます。

続きまして、更別農業高校のスクールバスの関係でございますが、スクールバスの負担助成につきましては28年度におきましては88名という形で予算説明させていただいたと思いますが、こちらにつきましては人数に換算しますと延べ93名の方利用しているのですが、満度に使われる方がいないこともありまして、実績の金額といたしましては1,760万円に對しまして1,650万程度の執行の見込みとなっておりますので、その差額について減額という形になっているところでございます。

以上です。

○議 長 1 番、安村さん。

○1 番安村議員 説明ありがとうございます。なぜ言うかといいますと、更別高校の海外研修については、ある程度行き先によって多少の予算の上限はこれは仕方ないと思います。ただ、スクールバスについては、大変重要な財源であり、確保対策上からもこれが更別農業高校へ来てもらうためのある程度の担保といいますか、有意義な部分の施策だというふうに捉えていますので、利用者が減っているという部分の説明だけでは、最初計画した中

で見込みが違うとかなんとかではなくて、利用が減っているということの要因も含めてどうなのかということも少し加えて、要因があれば説明いただければありがたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長 長 川上教育次長。

○教育次長 予算措置の状況で、あくまでも新年度における新入生が確定した状況ではない中での予算措置となっております。そういったところもございまして、実際に新年度通学生が確定した段階であらあら金額はおおむね見込めるところなのですが、そこで若干の乖離が出てしまうのは制度上いたし方ないところかなとは思っているところでございます。ただ、いずれにしましても、制度自体はこのような形で整備しておりまして、こういった制度を利用していただいて通学生の確保というのは引き続き行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長 長 7番、本多さん。

○7番本多議員 一般会計全般通して言えることかと思うのですけれども、ことしになりまして過去8回補正をしているわけですが、各課によって今回の減額補正です。また、未執行の減額もあるということで、これは当初予算立てるに当たりまして本当に厳しい査定をしているかというふうに思うのですが、何といっても予算の甘さといいますか、見込み違いとか、今のようない話もあったのですけれども、そういうことがあったのでないかというふうに思います。そういうことで、これは問題だと思うのです。その辺について執行者としてどういうふうに考えておられるのか、ちょっと見解を聞かせていただきたいというふうに思います。

○議長 長 西山村長。

○村 長 今本多議員さんの指摘あったとおり、未執行等、補正の回数がふえたということで、今回も執行残等、それぞれ未執行の部分が合ったわけですが、その点に関しては予算の甘さという指摘いただきましたけれども、その部分では当てはまる部分もなきにしもあらずというふうに考えますけれども、当初いろんな部分、査定等を含めまして各課から上がってきた部分についてかなり精査をして、見込みとか計上して積算しております。その点については、我々も誠意を尽くしてあらゆる資料、情報、それと施策の進行状況と新しい施策の実施に向けてしているわけですが、その辺について今後編成等の部分についてはさらに精査をきちんとしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 長 7番、本多さん。

○7番本多議員 今答弁いただいたわけですが、見込み違いでやられますと、ほかに要求上がった部分が執行できない部分があると思います。そっちに回せるというふうに思うのです。そういったこともあるので、きちっと今後予算査定に当たっては注意していただきたいというふうに思っております。お願いします。答弁は要りません。

○議 長 1 番、安村さん。

○1 番安村議員 本多議員の後で細かいことを質問するのがだんだんつらくなっている部分あるのですけれども、70ページの中で、前段から、69ページからのつなぎになりますけれども、目の1の幼稚園管理費の中で70ページの13番、園舎維持管理経費の中で委託料、その内数の中で調査委託料ということで、多分上更別幼稚園を指していると思うのですけれども、園舎を指していると思うのですけれども、煙突用の断熱材使用状況の調査委託料ということで計上している全額が減額という形の補正になっております。これは、たしかアスベスト対策の中で調査をしなければならないという義務があるような説明の中で予算措置をしたはずなのですけれども、なぜ執行残になったのかのご説明をまずお願いしたいと思います。

○議 長 川上教育次長。

○教育次長 ただいまの委託料の調査委託料の件でございます。

ご指摘のとおり、上更別幼稚園の分を含めて予算措置したところでございますが、委託業者と契約前に詳細について、予算積算のときはそこまでの打ち合わせはちょっとできてはいなかったのですが、新年度契約するに当たって委託業者と契約前の調整、調査内容について打ち合わせした段階でアスベストの使用の有無についてあらあら確認していただいたところ、上更別幼稚園については使用されていないということが判明しましたので、状況調査という形で詳細な調査を行わなくても問題ないというふうにこちらで判断させていただきまして、このような形となっております。

以上です。

○議 長 1 番、安村さん。

○1 番安村議員 ご説明いただきましたけれども、予算措置する中で事前に必要ありきで計画を立てるのが当然ではないでしょうか。今の説明によりますと、契約前になってアスベストを使っていない。そんなへ理屈論で計画樹立で、金額の大小ではありません。なぜそういう事前の打ち合わせをきちっとして計画が立てられないのですか。その点きちっと弁明してください。

○議 長 川上教育次長。

○教育次長 こちらは、積算時点でそこまでの調整不足だったところをご指摘のとおりでございます。今後執行について注意しながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議 長 1 番、安村さん。

○1 番安村議員 そういう形でよろしくお願ひしたいと思います。

次の質問させていただきます。76ページになります。学校給食費の関係の確認をさせていただきたいというふうに思っております。(2)番目の学校給食センターの運営経費の中の7番の賃金及び13番の委託料の経過についてのご説明をお願い申し上げたいというふうに思います。これは、先般いろんな面で、給食センターの職員といいますか、調理員が

途中退職されただとか、そういう部分のいろんな諸事情があると思うのですが、それに対して人材派遣も含めて厳しいというご説明をいただいた中で、当然職員等の賃金は退職が出たということで減額するということもありますけれども、その他の中で人材派遣も多分見方によっては減額しているということは、それなりの人材がいたか、いないかということもあるのでしょうか、基本的にこれらの減額、減額の中で給食センターの運営について課題がなかったのかどうかも含めてちょっとご説明をいただきたいというふうに思っています。

○議 長 渡辺学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 まず、1つ目の給食賄い嘱託職員等賃金の減額137万9,000円の件ですが、これにつきましては2人退職することに、通常5人いるところがまず1人目、8月いっぱいでの関係で、その9月から3月分の賃金を減額している中身です。プラス2人目の退職者ということで、12月末をもって退職ということで、1月から3月分の減額というふうになっております。今退職された方に対する補充者の分の増加といたしまして、12月分から3月ということで補充というか、補充のための増加を加味しながら、差し引き137万9,000円の減というふうにさせていただきました。12月の1カ月につきましては、賃金が発生しない形の対応をさせていただいております。1人は同じ教育委員会の1名の手をかりております。もう一名につきましては、別途賃金が払われているところから、助っ人というか、そういう形で来て対応させていただいております。

続きまして、人材派遣業務委託料の94万9,000円の減額です。これにつきましては、12月の補正で新規で計上させていただいておりますが、その計上の根拠であります、12月の時点で2名の欠員があるという見込みの中で、人材派遣のほうも2名分の計上をさせていただきました。12月分は、12月の議会なので、その1カ月分はちょっと間に合わないということで、1月分から3月分の3カ月の2名分ということで12月に計上させていただきました。今回1月の13日から人材派遣の方に来ていただきまして、3月までというような約3カ月の分を支出見込みという中で今回94万9,000円の減額をさせていただきました。

運営の課題ですが、運営の課題につきましては、人手不足というか、人材の確保が難しいという面もあり、またその中の人と人とのかわりの中で退職に至ってしまったというような経緯はあろうかと思いますが、以前、現在、未来に向かってもその課題はなくなる部分はあるかと思いますが。

終わります。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 ご説明いただきました。私が心配しているのは、今回の部分について、働いていただくということは一人で働くということではないので、チームワークでいかなければならないという部分の厳しさ、あるいは時間内でそのものをつくっていかなければならない、人数分だけつくっていかなければならないという部分の課題もあるかもしれません。だけれども、基本的には、これは村内で教育委員会として頑張れば人材は僕は確保

できる可能性があると思っていたわけです。その中で、緊急を要する子どもたちの給食、食事という大事な部分、欠かせないという部分も含めての対応だと思うのですが、ここは教育が主体となってしっかり、村内にまだ働きたいというよりも、協力してくれる方々はいらっしゃると思うので、今回の減額、確かに教育委員会からも出ました、ほかのほうからの応援をいただきましたというのもわかりますけれども、それは緊急避難的な対応であって、もう少し努力といいますか、もう少し汗をかいてもらう形をとってもらわないと、減額だ、減額だということじゃなくて、子どもたちの食育という部分も含んでいるわけですから、その点しっかりしてもらいたいと思うのですが、その点の考え方あればちょっと説明していただきたいと思うのですが。

○議 長 渡辺学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 安村議員さんの言われているとおりの面は多々あるかと思います。今後につきましてもできるだけ、人材派遣の方は村外から来ていただいているわけですが、村内に事業所があつて、村内の人が働けるということが一番大切というか、それが望ましい姿だと思いますので、できる限り村内の方々の雇用の場所というようなことは念頭に考えていく必要はあると思っております。

終わります。

○議 長 5番、上田さん。

○5番上田議員 歳入もよろしいのでしょうか、いいのですよね。歳入で12ページであります。12ページの農林水産業費負担金の中で配水管移設工事負担金というのが933万6,000円あるわけなのですが、私も以前ちょっと申し上げたところがありますけれども、これは道の事業に伴っていただいたということだと思うのですが、これが工事を始める前に当初予算で計上できないのかなと。もちろん協議がありますから、金額的には正確なところは組めないでしょうけれども、途中でこうやって3月の議会の補正ということではなくて、ある程度の予測の中で予算計上ができなかったのか。そしてまた、そのことが今までもそうですし、これからもそうなのだと思いますけれども、こういった事業を行う前にある程度道、国に対して協議を進めた中での予算化ができないのか、この点ちょっと聞きたいのですが。

○議 長 佐藤建設水道課長。

○建設水道課長 今の点についてお答えを申し上げます。

昨年の今時期にこの件に関しまして予算がないのはなぜかということの話で、答弁もさせていただいたところでございますけれども、道のかかわりの中で、出せないと言われている以上計上するわけにはいかなかったというような実情もございました。流れとしましては、予算を通していただきまして、なぜかという話を道のほうでいきますけれども、今回のサラベツ川の改修工事、サッチャルベツ川地区配水管工事につきましては、今年度調査費つけて試掘等の現地状況確認というような方法を行わなければ、そういう金額は当然見ることはできないというようなこともありましたので、まずそれを行うということの検

討、それからまた検討して、それから占用の許可について協議をするというような形で言われていたところでございます。その中で最終的に協議をして、工法的なものはどういふような形をとったらいいのかということになりまして、橋梁添架と旧管撤去というような工法に最終的になったというところでございます。また、その了承を得た中で、今度は別部門の補償に関する協議をまた行わなければいけないということになりまして、その中で協議をしたというのが、今回については相手から文書が来たのが11月という状況でありまして、それから今まではそういう協議すらできないというような状況でございましたので、それから協議を始めて、ようやくと撤去の費用を見ますと、また年数経過による減耗分ですというような話いただいて、今の状態になってから工事発注をしなければいけないということで12月になってしまいました。それからまた、金額最終的に決まったということで3月に出さざるを得ないというような状況というような形でありまして、ご質問のとおり、先に大まかでもいいから出せないのかというようなことでもありますけれども、道の意向もありますので、なかなかそういうことにもならず、今回計上という形をとらせていただいたところでございます。

○議 長 5番、上田さん。

○5番上田議員 今の説明である程度わかるのですが、こういった事業に関して、例えば今回11月に向こうの協議の結果が出てから工事着工したということで理解してよろしいですか。ということになると、なぜ歳出のほうで当初予算から予算を計上する必要性があったのかということにつながってくるのですけれども、要するに私が今言いたいのは、国、道、俗に言うアロケですね。こういった部分に関しては当初からある程度予測の中でやっていかなければならない。予測がつかないやつに歳出組むというのもちょっとおかしいのではないのかなという感じがするのですけれども、その点どうでしょうか。

○議 長 佐藤建設水道課長。

○建設水道課長 今の件についてちょっと語弊がありましたので、申しわけございません。補償については、当初は今調査とありましたけれども、道のほうでは出せないというような見解だったのです。それで、一応道のほうにも確認したのだけれども、出せないということで、変な話調査するからもう一回テーブルにのせてくれというような話でございました。それで今の流れだったのですけれども、工事はもうやるということで決定的な状態でしたので、それは本当に今言ったおおよそという形になりますけれども、計上させていただいたことになります。今話したように、補償については負担については最初くれないということだったものですから、それを何とか出させるような形で今の調査を今回組んで、協議した結果出していただけるような状態になったということです。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 関連になりますけれども、上田委員の言っているように、国、道絡みの事業の中で初め組めなかった理由は、減耗されていない、台帳ができていないというよう理由から始まったと思います。それができるようになったということの、そこら辺の説明

の中ではちょっと不足しているかと思うのですけれども、工事が伴うことによって水道移設するということは、何らかの補償が発生するという考え方でいけば、ある意味の交渉力も必要かと思うのですけれどもその辺はどうでしょうか。

○議 長 佐藤建設水道課長。

○建設水道課長 今おっしゃられているとおりでございまして、交渉の中で我々の押しがちょっと弱かったという点も否めないのかなということもございますので、今のご意見も含めまして、これからそういう場面が出てきた場合には強く推し進めたいなという考えではおります。

○議 長 5番、上田さん。

○5番上田議員 また歳入です。20ページの不動産売却収入の中の宅地分譲の話であります。先ほど説明受けましたので、今回4区画予定していたけれども、1区画しか売れなかったということなのですから、28年度の予算で更別幼稚園前に5区画つくって、あとコムニ団地があるというようなことで、数えればわずかな区画なのですから、その中で村は多分ホームページだとかいろんな部分でPRしているとは思いますが、1区画しか売れなかったということで、今後来年度以降においてもこのPRの仕方、要するにどのようなことを考えていくのか、ちょっと教えていただきたいなと思います。

○議 長 高橋企画政策課長。

○企画政策課長 宅地分譲の売り上げ収入の関係でございしますが、こちらのほうにございますように、本年度につきましては1区画の売却に終わっているところでございます。幼稚園前宅地分譲につきましても、新聞広告等4回の広告を出しておりますし、またホームページ上においてもPRをしているところではございます。ただ、現実このような状況に陥っているということで、翌年度、平成29年度においても引き続き同じようなPRを続けるとともに、近くに来た人にわかりやすいように、例えば立て看板の設置だとか、そういうふうなものも考えながら、早期分譲というか、売却ができるように取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 27ページです。歳出に戻らせてください。説明の情報処理管理事務の中の負担金の中で北海道自治体情報システム協議会負担金70万円の減額、説明の中ではホームページ再構築に係る負担金の経費の減という説明をされましたけれども、当初見た金額から70万減額したのか、ホームページに係る分全額だということでしょうか。

○議 長 吉本総務課長。

○総務課長 ホームページの再構築費用につきましては、当初予算では279万6,000円計上しておりました。今回70万の減額でございますけれども、システム協議会の経費縮減と言っていいかどうかわかりませんが、70万円減額するということで、差し引き209万6,000円の費用で済んだということでございます。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 次、32ページ、村勢要覧の発行経費で全額補正の部分でございます。印刷製本費で一度データがあるものを再活用したから、全額補正だというような説明だったと思うのですが、要覧、この印刷費、製本しなかったのか、データを活用しないから印刷費が減ったのか、そこら辺の理解が私ちょっとできませんので、再度説明お願いいたします。

○議 長 宮永住民生活課長。

○住民生活課長 要覧のことでございます。昨年の8月ごろに要覧で進めていたところでございますが、村のほうにはもう一つ、要覧を補完する形で更別村の概要というものがございました。その中の進めていく段階で、要覧いろいろ委託といいますか、業者のほうに出していたのですが、今後概要版のほうを主にいたしまして、こちらを要覧のかわりにし、なおかつ業者の発注でなくして職員みずからそちらのほうの統計だとか内容を各課にいろいろ見ていただきながら作成して、それにかえていくというような判断に立ったものでございます。その中で、確かに予算を見ていて、そこで全額落としたというところもありますので、こちらのほうにつきましては適正な時期に適正な対応をしなければいけないというふうには思っているところでございます。内容としましてはそういうことで、よろしくご理解いただきたいと思います。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 30ページになりますけれども、村有財産整備事業で役務費、委託料、それぞれ全額補正になってございます。ちょっと危惧するところは、このたび2カ所ほどの寄附行為を受けている建物物件、土地があろうかと思えます。この辺のところの登記が伴うのかなあという思いがあって、質問させてください。全額補正でよろしいのでしょうか。

○議 長 ここで答弁調整のため休憩いたします。

午後 2時19分 休憩

午後 2時21分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

吉本総務課長。

○総務課長 寄附を受けました建物、土地につきましては、嘱託登記職員がやっておりますので、今年度につきましては経費がかからないということでございます。

以上でございます。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第15号 平成28年度更別村一般会計補正予算（第9号）の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

この際、午後2時40分まで休憩いたします。

午後 2時23分 休憩

午後 2時39分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第3 議案第16号

○議 長 日程第3、議案第16号 平成28年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第16号 平成28年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の件であります。

第1条であります。事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,193万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,500万6,000円とし、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ618万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,677万円とするものであります。

内容の説明であります。事業勘定の歳出から申し上げます。10ページをお開きください。款1総務費で38万1,000円を増額し、補正後予算額を457万3,000円とするものであります。

項1総務管理費、目1一般管理費で92万8,000円を増額であります。説明欄（1）、総務一般事務経費、節19負担金補助及び交付金で国保連合会負担金で1万円を減額するものであります。負担金額確定に伴う執行残でございます。（2）、国民健康保険制度関係準備事業、節19負担金補助及び交付金で国民健康保険制度関係準備事業負担金で93万8,000円を増額であります。国保の道移管に向けて電算システム改修費の増額によるものであります。

項2徴税費、目1賦課徴収費で5万円の減額であります。説明欄（1）、賦課徴収事務経

費で節19負担金補助及び交付金、十勝市町村税滞納整理機構負担金で5万円の減、取り扱い実績の減による負担金残額の減額であります。

項3運営協議会費、目1運営協議会費で49万7,000円の減額であります。説明欄(1)、国保運営協議会運営経費、節1報酬、国民健康保険運営協議会委員報酬で16万5,000円の減、委員報酬、費用弁償の減額による執行残であります。11ページにまいります。節9旅費、国民健康保険運営協議会委員研修費用弁償で33万2,000円の減額であります。

款2保険給付費を3,289万6,000円増額し、補正後予算を3億567万3,000円とするものであります。

項1療養諸費で2,990万円の増額。

目1一般被保険者療養給付費で3,121万3,000円の増額であります。説明欄(1)、一般被保険者療養給付金、節19負担金補助及び交付金で一般被保険者療養給付費で3,121万3,000円の増であり、医療費などの支給見込みにより増額するものであります。

目2退職被保険者等療養給付費で131万3,000円の減額であります。説明欄(1)、退職被保険者等療養給付費、節19負担金補助及び交付金、退職被保険者等療養給付費で131万3,000円の減額で、これは支給実績見込みの減によるものであります。

項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費で299万6,000円の増額であります。説明欄(1)、一般被保険者高額療養費、節19負担金補助及び交付金、一般被保険者高額療養費で299万6,000円の増、支給実績見込みの増によるものであります。

続いて、12ページをごらんください。款3後期高齢者支援金等で24万円を減額し、補正後予算6,905万4,000円とするものであります。

項1後期高齢者支援金等、目1後期高齢者支援金で24万円の減額であります。説明欄(1)、後期高齢者支援金、節19負担金補助及び交付金、後期高齢者支援金で24万円の減、後期高齢者支援金の拠出割合の変更、国の諸係数、率の変動による減額であります。

款6介護納付金で509万4,000円を減額し、補正後予算3,122万7,000円とするものであります。

項1介護納付金、目1介護納付金で509万4,000円の減額であります。説明欄(1)、介護納付金、節19負担金補助及び交付金、介護納付金で509万4,000円の減、介護納付金の拠出割合の減少による減額であります。

続いて、款7共同事業拠出金を919万7,000円減額し、補正後予算を1億6,105万9,000円とするものであります。

項1共同事業拠出金、13ページに参りまして、目1高額医療費共同事業拠出金で42万2,000円の増額、説明欄(1)、高額医療費共同事業拠出金、節19負担金補助及び交付金、医療費拠出金で42万2,000円の増額は全道で拠出対象割合が上がったことによる増であります。

目2保険財政共同安定化事業拠出金で961万9,000円の減額であります。説明欄(1)、保険財政共同安定化事業拠出金、節19負担金補助及び交付金、医療費拠出金で961万9,000円

の減額で、全道での抛出対象割合が下がったことによる減額であります。

続きまして、款 8 保健事業費を73万9,000円減額し、補正後予算を387万4,000円とするものであります。

項 1 特定健康診査等事業費、目 1 特定健康診査等事業費で56万円の減額であります。説明欄（１）、特定健診・特定保健指導事業、節13委託料、特定健康診査委託料で54万円の減額、特定保健指導委託料で2万円の減額で、特定健診の総合健診、人間ドックの委託料での実績見込みの減少、それと特定保健指導委託料の実績見込みの減少によるものであります。

項 2 保健事業費、目 2 疾病予防費で17万9,000円の減額であります。14ページに移ります。説明欄（１）、疾病予防事業、節19負担金補助及び交付金、特別会計負担金のインフルエンザ予防接種負担金で13万3,000円の減額、肺炎球菌予防接種負担金で4万6,000円の減額がありますが、いずれも実績人数の減少による減額であります。

款 9 基金積立金を998万円増額し、補正後予算を2,593万7,000円にするものであります。

項 1 基金積立金、目 1 基金積立金で998万円の増額であります。説明欄（１）、財政調整基金積立金、節25積立金、国民健康保険事業基金積立金で998万円の増額で、積立金を増額するものであります。

款10諸支出金を394万9,000円増額し、補正後予算を3,271万9,000円とするものであります。

項 2 繰出金、目 1 直営診療施設勘定繰出金で394万9,000円の増額であります。説明欄（１）、直営診療施設勘定繰出金、節28、僻地診療所分で394万9,000円の増額で、調整交付金のへき地診療所分増により繰出金を増額するものであります。

続いて、歳入の説明にまいります。7ページをお開きください。款 2 国庫支出金を1,071万4,000円増額し、補正後予算を1億6,348万6,000円とするものであります。

項 1 国庫負担金は579万3,000円の増額。

目 1 療養給付費等負担金で583万円の増額で、療養給付費（一般分医療費）の増に伴う増額であります。

目 2 高額医療費共同事業負担金は10万6,000円の増で、高額医療費実績の増に伴う増額であります。

目 3 特定健康診査等負担金は14万3,000円の減額で、当初申請決定額、受診者数の減による減額であります。

項 2 国庫補助金で492万1,000円の増額。

目 1 財政調整交付金で398万3,000円の増で、主にへき地診療所分増加に伴う増額であります。

目 2 国民健康保険制度関係準備事業補助金で93万8,000円の増で、広域化に伴う基幹系電算処理システムとの連携のための改修費の増額によるものであります。

款 3 療養給付費等交付金を131万3,000円減額し、補正後予算818万7,000円とするもので

あります。

項1療養給付費等交付金、目1療養給付費等交付金で131万3,000円の減額で、交付決定額、退職被保険者数減による減額であります。

続きまして、8ページをお開きください。款4道支出金は263万4,000円を増額し、補正後予算を3,552万7,000円とするものであります。

項1道負担金で3万7,000円の減額。

目1高額医療費共同事業負担金で10万6,000円を増額で、高額医療費実績の増加による増額であります。

目2特定健康診査等負担金は14万3,000円の減額で、当初申請決定額、受診者数の減による減額であります。

項2道補助金、目1道財政調整交付金で267万1,000円を増額です。節1道財政調整交付金で普通調整交付金294万6,000円の減額、申請額の精査による減額であります。特別調整交付金で561万7,000円を増額、同じく申請精査、特定健診受診率等による増額であります。

款5共同事業交付金は2,064万8,000円を増額し、補正後予算額1億8,220万3,000円とするものであります。

項1共同事業交付金、目1高額医療費共同事業交付金で1,505万2,000円を増額、高額医療の増に伴う増額であります。

目2保険財政共同安定化事業交付金で559万6,000円を増額です。対象医療の増加に伴う増額であります。

続きまして、9ページにまいります。款7繰入金は67万5,000円を減額し、4,706万円とするものであります。

項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金で67万5,000円の減額です。節1保険基盤安定繰入金、保険基盤安定繰入金保険税軽減分で6,000円の増は、対象者の増加によるものであります。保険基盤安定繰入金保険者支援分で2万3,000円の増、対象者数増のための増額であります。節3財政安定化支援事業繰入金、財政安定化支援事業分で51万5,000円を増額です。実績額、調整交付金による増額であります。節4その他一般会計繰入金、事務費対象分で55万7,000円の減額です。実績額による減額であります。福祉医療無料化波及分で38万2,000円の減額、重度障害者医療費分、高額収入の増による減額であります。特定健康診査等事業分で28万円の減額です。特定健診事業の歳出財源の移動による減額であります。

款9諸収入は7万2,000円を減額して、補正後予算額を44万1,000円とするものであります。

項2雑入、目1雑入で7万2,000円の減額です。これは、実績額の減少による減額であります。

次に、診療施設勘定の説明をさせていただきます。歳出から説明をさせていただきたいと思っております。21ページをごらんください。款1総務費は106万2,000円を減額し、補正後予算額2億3,300万5,000円とするものであります。

項1 総務管理費、目1 一般管理費の主なものとしましては、説明欄（1）、診療施設維持管理経費は24万8,000円の追加でございます。節11 需用費において重油単価の上昇により燃料費を58万6,000円追加、また同じく節11、消耗品費及び修繕費についてはそれぞれ執行残を減額するものであります。説明欄（2）、村有建物維持管理経費は64万5,000円の追加で、節11 需用費において医師住宅の暖房給湯用ボイラーの故障に伴う修繕費を67万円追加しております。説明欄（3）、総務管理経費は21万7,000円の減額で、主に職員手当等の支給見込み額の減少によるものであります。なお、26ページ以降には給与費明細書を添付しておりますので、お目通しをお願いするものであります。続きまして、22ページをお開きください。説明欄（4）、総務一般事務経費は167万4,000円の減額であります。主に節7 賃金、看護補助員賃金において82万2,000円の減額で、看護補助員1名の退職に伴う減、また節12 役務費においてクリーニング料の執行残を減額するものであります。

続いて、23ページをごらんください。款2 医業費につきましては511万9,000円を減額し、補正後予算額2,840万2,000円とするものであります。

内訳は、項1 医業費、目2 医薬品衛生材料費の医薬品購入経費において、主に入院患者に係る医薬品並びにインフルエンザ予防接種用ワクチンの執行残として396万1,000円を減額するものであります。

目3 医療管理費では説明欄（1）、医療管理事業経費で39万1,000円の減額で、主なものは節13 委託料、エックス線装置保守点検委託料について契約内容の見直しによる執行残52万9,000円の減額となっております。説明欄（2）、医療機器借り上げ経費は41万5,000円の追加で、節14 使用料及び賃借料において睡眠時無呼吸症候群の治療器具C P A P及び在宅酸素供給装置H O Tの利用患者の増によるものであります。

目4 寝具費では、寝具借り上げ料について6万3,000円の減額であります。

続いて、24ページをお開きください。目5 医療用機械器具費については、備品購入費の執行残で2万2,000円の減であります。

項2 給食費は109万7,000円を減額し、補正後予算額335万5,000円となるものであります。

次に、款3 公債費におきましては8,000円を減額し、補正後予算6,526万3,000円とするものでございます。内訳は、元金が1万1,000円の追加、利子が1万9,000円の減額で、借入利率の変更によるものであります。

次に、歳入にまいります。18ページをお開きください。款1 診療収入は456万6,000円を追加し、補正後予算額1億6,367万8,000円とするものであります。

項1 入院収入は588万5,000円を減額し、補正後予算額3,163万9,000円です。主な要因は、長期の入院患者数が当初見込みより減少したためですが、入院患者数の実績については前年1日平均6.5人に対し、28年度は6.9人、1月末現在であります。若干の増となっております。

項2 外来収入は1,195万7,000円を追加し、補正後予算額1億1,553万1,000円とするものであります。各科目において追加をしておりますが、主な要因は訪問診療の患者数が前

年度月平均8.8人から28年度は16.3人に増加したと訪問、通所によるリハビリ患者数の増に伴う介護報酬収入の増加によるものであります。なお、外来患者数全体では前年度比2.7%の増となっております。

続きまして、19ページをお開きください。目6その他の診療報酬収入については、労災及び自賠責保険による患者数の減に伴い、29万2,000円の減となっております。

項3その他の診療収入は150万6,000円を減額し、補正後予算額1,650万8,000円とするものであります。内訳は、説明欄、各種予防接種診断料において村の助成事業であるインフルエンザ予防接種の実数確定に伴いまして139万6,000円の減、また住民検診料において75歳以上の方を対象とする高齢者健診の受診者数の確定に伴う減でございます。

款2使用料及び手数料は11万6,000円を追加し、補正後予算額163万円とするもので、電気器具使用料及び自動車使用料の増です。

款4道支出金、項1道補助金は2万7,000円を減額し、補正後予算額37万8,000円とするものであります。在宅医療提供体制強化事業補助金の額の確定に伴う減額であります。

続きまして、20ページをごらんください。款5繰入金は1,054万5,000円を減額し、補正後予算額1億3,951万7,000円とするものであります。

項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金は1,449万4,000円の減で、内訳は財源補填分で1,448万6,000円、公債費分で8,000円、それぞれ減額ということになっております。

項2事業勘定繰入金、目1事業勘定繰入金については、国保事業会計からの特別調整交付金で394万9,000円の増であります。調整交付金は基本額と加算額により算出するもので、このうち加算額においては入院患者数により交付金が増減します。当初見込みよりも今年度の入院患者数が増加したことにより追加することになったものであります。

款7諸収入、項1雑入は29万9,000円を減額し、補正後予算額98万円とするものであります。説明欄で、主に自費衛生材料費等収入の減でございます。

以上で更別村国民健康保険特別会計診療施設勘定の説明を終わらせていただきます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

5番、上田さん。

○5番上田議員 10ページであります。項3の運営協議会費についてちょっとお聞きしたいのですが、まず1点目の運営協議会運営費です。報酬、これが16万5,000円減額になったということで書いてありますけれども、当初が33万8,000円ですから、かなりの額が減額されたということで、何回開催してどのような、その会議の中身わかれば教えていただきたいことでもあります。

それから、次のページ、旅費です。研修、視察費用弁償ということで、これ新しく委員さんになられた方の道内研修かと思うのですが、これもほとんどの金額が減額されたということで、出席者がいなかったのかなと想定はされるのですが、今回平成30

年度から道移管に伴って、要するに各委員さんいろんなところ行って勉強していただいたり、会議を開いていただいて理解をしていただくというような、そういうようなことを考えたときに、この金額が本当によかったのかどうだったのかということ、その辺ちょっとありましたらお答え願いたいと思います。

○議長 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 国民健康保険運営協議会なのですが、現在のところ平成28年度は2回開いております。この執行残の主な要因なのですが、道内研修時にも費用弁償が発生しまして、研修9名で当初組んでいましたけれども、2名のみの出席ということで、そのほか管内各種研修等も出席者2名見ているところが1名になるとかということで減少しております。また、先ほど言った研修、視察費用弁償なのですが、これも道内研修9名分を見ていたところが2名と、7名分、欠席ということで減少しております。委員さんの中にはお医者さん等もおりまして、なかなか全員出席するというのが難しい状況でありますけれども、平成30年度からの北海道への国保の広域化移管に向けて、議員ご指摘のとおり勉強等も必要だと思いますので、そのような視察、研修に関しましてはなるべく参加いただくようこちらから要請をしていく次第でございます。

以上です。

○議長 長 5番、上田さん。

○5番上田議員 中身については今の説明でわかりました。道が各市町村に対して試算、要するに保険料の試算はこのぐらいだというようなことでそれぞれ市町村に周知されていると思うのですが、その会議が2回開催された中で、まず開催されているのか。そしてまた、ここはちょっと関係ないのですが、住民周知も含めて丁寧な説明が必要だという話もありましたけれども、そういったことも考えていたのかどうか、その辺ちょっと伺いたいと思います。

○議長 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 11月に出されました第1回国保の広域化に関する仮算定の部分、2月6日に出されました第2回の仮算定の部分、これについても運営協議会の中において説明させていただいております。それで、4月の広報に、まず国保の広域化に関しまして皆様にご理解いただくよう、4ページいただきまして、その件に関しまして広報をさせていただく予定でございます。

以上です。

○議長 長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議長 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第16号 平成28年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の件
を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第4 議案第17号

○議 長 日程第4、議案第17号 平成28年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正
予算（第2号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第17号 平成28年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2
号）の件であります。

第1条としまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ38万4,000円を減額し、歳
入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,448万8,000円とするものであります。

まず最初に、歳出からご説明申し上げます。6ページをお開きください。款1総務費は
18万7,000円を減額し、補正後予算46万4,000円とするものであります。

項1総務管理費、目1一般管理費で11万3,000円を減額するものでございます。内容でご
ざいですが、説明欄（1）、総務一般事務経費、節9旅費で9万1,000円、節11需用費で2
万2,000円、いずれも執行残の減額であります。

項2徴収費、目1賦課徴収費は6万円の減額で、説明欄（1）、賦課徴収事務経費、節9
旅費で6万円の減額であり、いずれも執行見込みがないことから減額するものであります。

目2滞納処分費は1万4,000円の減額で、説明欄（1）、滞納処分事務経費で節9旅費で
8,000円、節11需用費で6,000円の減であります。いずれも執行見込みがないことによる減
額であります。

7ページをお開きください。款2後期高齢者医療広域連合納付金は19万7,000円の減であ
ります。補正後の予算は5,277万4,000円となります。説明欄（1）、後期高齢者医療広域連
合納付金、節19負担金補助及び交付金の追加ですが、後期高齢者医療広域連合に対する療
養給付負担金を6,000円、事務負担金を19万1,000円減額するもので、合わせて19万7,000
円を給付金額の確定に伴い減額するものであります。

続きまして、歳入に移ります。5ページをお開きください。款1後期高齢者医療保険料
は19万1,000円の減額でありまして、補正後予算4,170万円であります。

項1後期高齢者医療保険料、目1特別徴収保険料で4万3,000円、目2普通徴収保険料で
14万8,000円の減額であります。いずれも保険料額の確定により補正させていただくもので

あります。

款 2 繰入金ですけれども、19万3,000円を減額し、補正後予算1,234万6,000円とするものであります。

項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金で19万3,000円を減額、説明ですが、歳出の事務費の減額に伴い、歳入金額を減額するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第17号 平成28年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第5 議案第18号

○議 長 次に、日程第5、議案第18号 平成28年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第4号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第18号 平成28年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第4号)の件であります。

第1条であります。事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,806万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億274万9,000円とします。サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ185万3,000円とするものであります。

内容の説明であります。事業勘定の歳出から申し上げます。10ページをお開きください。事業勘定の歳出であります。款1の総務費におきまして85万4,000円の増額であります。補正後予算493万1,000円であります。

内訳であります。項1総務管理費、目1の一般管理費で64万5,000円の追加であります。

これにつきましては、説明欄（１）、総務一般事務経費で節９旅費で９万2,000円、節11の需用費で１万9,000円をそれぞれ減額するものであります。執行残額を減額するものであります。節19負担金補助及び交付金では、制度改正に伴うシステム改修費であり、北海道自治体システム協議会の負担金として75万6,000円を追加するものであります。

項３介護認定審査会費は20万9,000円の増額であります。

目１認定調査費10万1,000円の減額で、説明欄（１）、認定調査等経費において節12役務費の主治医意見書取り扱い手数料で５万円を増額し、節13委託料で訪問調査委託料の調査件数の減少により15万1,000円を減額するものであります。

目２認定審査会共同設置負担金につきましては31万円追加するものでありまして、11ページの説明欄（１）、認定審査会共同設置負担金で節19負担金補助及び交付金で南十勝介護認定審査会負担金の確定に伴い増額するものであります。

引き続き11ページでありますけれども、款２保険給付費は2,749万7,000円の減額で、補正後の予算額を２億7,252万1,000円とするものであります。

項１介護サービス等諸費、目１介護サービス等諸費は2,284万6,000円の減額であります。説明欄（１）、介護サービス等諸費、節12の役務費で４万7,000円の減、これは審査件数の減による介護報酬請求明細書審査支払手数料の減額であります。節19負担金補助及び交付金で法定居宅サービス給付金178万9,000円の増額であります。これは、訪問介護、訪問入浴介護、通所介護の利用者の増によるものであります。居宅介護支援給付費は106万3,000円の減で、利用者の減少によるものであります。法定施設サービス給付金26万9,000円の減額は、老健入所者数の減によるものであります。福祉用具購入給付費は７万2,000円の減額であり、福祉用具購入件数の減によるものであります。地域密着型居宅介護サービス給付費の1,874万7,000円の減額は、コムニの里さらべつの小規模多機能型居宅介護サービスの利用者の減少によるものであります。地域密着型介護サービス給付費は443万7,000円の減額で、入居者の介護度の変更によるものであります。

項２介護予防サービス等諸費、目１介護予防サービス等諸費は173万9,000円の減額です。説明欄（１）、介護予防サービス等事業で節19負担金補助及び交付金で居宅介護予防サービス給付費は31万円の増額であります。訪問介護、通所介護等の人数の増によるものであります。地域密着型介護予防サービス給付費は198万7,000円の減額で、サービス対象者の減によるものであります。続いて、12ページ、介護予防福祉用具給付費で10万7,000円の減、介護予防サービス計画給付費で４万5,000円の増額となっております。

項３高額介護サービス費、目１高額介護サービス費は２万9,000円の追加で、月当たりの高額介護サービス給付費実績が増加したためであります

項５特定入所者介護サービス等費は294万1,000円の減額で、食費、居住費の支給者の減によるものであります。

款３地域支援事業費は141万円を減額し、補正後予算額を2,143万7,000円とするものであります。

項1介護予防事業費、目1介護予防二次予防事業費は8万円の減額で、説明欄(1)、介護予防二次予防事業の節13委託料の機能訓練委託料、利用者送迎委託料とともに利用回数の減少により減額したものであります。

続きまして、13ページをお開きください。項2包括的支援事業・任意事業は133万円の減額であります。

目1包括的支援事業費は75万7,000円の減額で、説明欄(1)、包括的支援事業の節13委託料で生活支援体制整備事業委託料で委託料の減による84万7,000円の減、節19負担金補助及び交付金で社会福祉協議会負担金の9万円の増額は包括支援センターに派遣されている社会福祉士の時間外手当の増額を行うものであります。

目2任意事業費は57万3,000円の減額で、説明欄(1)、家族介護支援事業で12万2,000円の減額で、節20扶助費で家族介護慰労金は6万円の減、家族介護用品支給費は6万2,000円の減であり、いずれも該当者の減によるものであります。説明欄(2)、その他任意事業は45万1,000円の減額で、節12役務費、成年後見制度利用支援事業手数料で11万5,000円の減、節19負担金補助及び交付金、成年後見人等報酬費用助成金で33万6,000円の減は利用者がなかったことによるものでありますが、成年後見人等報酬費用助成金のみ1月分の予算を留保しております。

款4基金積立金は8,000円を減額し、補正後予算を126万8,000円とするものであります。

次に、歳入に移ります。7ページをお開きください。款3国庫支出金におきましては97万円を増額し、補正後予算を7,980万9,000円とするものであります。

内容の説明でございますが、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金は488万2,000円の減額で、変更申請による減額であります。

項2の国庫補助金は585万2,000円の追加であります。

目1調整交付金は586万5,000円の追加で、変更交付申請による調整交付金の増額によるものであります。

目2地域支援事業交付金(介護予防事業)は1,000円の減額、目3の地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)は23万2,000円の減で、いずれも交付金決定に伴う減額であります。

目4の事業費補助金では22万円の増額で、合計所得金額の新たな指標への見直しに伴う保険料算定及び利用者負担関係対応のためのシステム改修によるものであります。

款4支払基金交付金で797万4,000円を減額し、補正後予算7,733万3,000円とするものであります。

項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金で797万3,000円の減額であります。歳出の保険給付費の減額によるものであります。

目2地域支援事業交付金は1,000円の減額で、歳出の地域支援事業費の減少によるものであります。

続いて、8ページにまいります。款5の道支出金でございますが、311万3,000円を減額

し、補正後予算額を3,953万2,000円とするものであります。

項1 道負担金、目1 介護給付費負担金は299万9,000円を減額するもので、変更申請による介護給付負担金の減少によるものであります。

項2 道補助金、目2 地域支援事業交付金は11万4,000円の減額で、交付決定見込みによる地域支援事業交付金の減額によるものであります。

款6 財産収入8,000円を減額し、補正後予算を1,000円とするものであります。

項1 財産運用収入、目1 利子及び配当金で8,000円の減額であります。介護保険事業基金積立金預金利子の減額によるものであります。

款7 繰入金で1,800万9,000円を減額し、補正後予算額は5,157万6,000円とするものであります。

項1 一般会計繰入金で431万2,000円の減額、目1 介護給付費繰入金で343万7,000円の減額でありまして、介護給付費減額による一般会計繰入金の減額によるものであります。

目2 地域支援事業繰入金で1万8,000円の減額であります。介護予防事業費減額による一般会計繰入金の減額であります。

続いて、9ページにまいりまして、目3 地域支援事業繰入金で11万5,000円の減、交付決定見込みによる地域支援事業交付金の減額によるものであります。

目4 低所得者保険料軽減繰入金で6,000円の減額、当初見込みより軽減対象が減少したことにより繰入額が減額するものであります。

目5 その他一般会計繰入金で73万6,000円の減額であります。節1 の事務費繰入金で63万4,000円の増となり、南十勝認定審査会及びシステム改修負担金等経費増額による事務費繰入金の増額であります。節2 その他一般会計繰入金で137万円の減であります。包括、任意事業減額による繰入金の減額であります。

項2 基金繰入金、目1 基金繰入金で1,434万円の減額であります。介護給付費の減額による介護保険事業基金繰入金の減額であります。

項3 他会計繰入金、目1 介護保険サービス事業勘定繰入金で64万3,000円の増額であります。事業勘定で行う地域支援事業に要する経費の財源としてサービス事業勘定から財源を繰り入れるものであります。

款9 諸収入で7万3,000円を増額し、補正後予算額を40万2,000円とするものであります。

項2 雑入、目1 雑入で7万3,000円の追加であります。介護予防事業、貯筋塾の参加数の増により追加するものであります。

次に、介護保険事業特別会計サービス事業勘定について説明を申し上げます。歳出から説明申し上げます。18ページをお開きください。款1 サービス事業費を44万8,000円減額し、補正後の予算額を121万円とするものです。

項1 居宅支援サービス事業費で44万8,000円の減額、目1 居宅支援サービス事業費で8万円の減額で、説明欄(1)、包括的支援等事業の節11需用費で8万円の減で、これは執行残によるものであります。

目 2 新予防計画策定事業費で36万8,000円の減額であります。説明欄（1）、介護予防事業の節13委託料で36万8,000円の減額でありまして、新予防計画策定委託料の減少によるものであります。

款 2 諸支出金は64万3,000円を追加し、補正後予算額を64万3,000円とするものであります。

項 2 繰出金、目 1 介護保険事業勘定繰出金は科目の新設でありまして、事業勘定にて行う地域支援事業に要する経費の財源とするため64万3,000円を繰出金として追加するものであります。

次に、歳入の説明を申し上げます。17ページをごらんください。款 1 サービス収入で19万5,000円を追加し、補正後の予算額を174万6,000円とするものであります。

項 1 予防給付費収入、目 1 新予防計画策定費収入で19万5,000円増額するもので、新予防計画策定件数の増加によるものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

6 番、村瀬さん。

○6 番村瀬議員 歳出のほうの11ページになりますけれども、保険給付費の中の介護サービス諸費で負担金補助及び交付金、それぞれ6項目の給付を行っているところだと思いますけれども、当初の積算、人数だけでよろしいので、何人を見たところ何人だということによって説明してください。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 この中で減額が大きい地域密着型居宅介護サービス給付費なのですが、当初予算は22名で積算しております。実際のところ年間を通しての現在の数では14名の登録ということで、8名が減っております。これは、その下の地域密着型施設介護サービス給付費、これは29名分で29名分そのままなのですが、この方の介護度の重い方たちが亡くなると次に入ってくる人たちが同じ介護度とは限らないものですから、1人当たりの給付費が落ちるということで、そちらのほうに人が移っていったことにより登録している人数が減ったということでございます。

以上です。

○議 長 6 番、村瀬さん。

○6 番村瀬議員 全体、6項目それぞれ人数といいますか、状況を教えてください。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 法定居宅サービス給付費に関しましては、減った分に関しましては訪問入浴介護が1名の予定がゼロ名、通所介護が20名の予定が16名、通所リハビリテーションが5名のところが2名、福祉用具貸与が29名のところが24名、あと短期入所生活介護は5名のところ3名、居宅療養管理指導で2名が1名、特定施設入所者生活介護が1名増とい

うことで、トータルで178万9,000円。それと、その下の居宅介護支援給付費は一月30名で12カ月見ておりましたけれども、23名掛ける12カ月ということになっております。そのほか、法定施設サービス給付費に関しましては、介護老人保健施設給付費が10名から9名に減っております。1名の減でございます。福祉用具購入給付費に関しましては、当初予算40万という概算で見ておりましたけれども、実質的に8件の購入で32万8,000円を購入の予定でございます。先ほど申しましたとおり、その下、地域密着型居宅介護サービス給付費に関しましては22名が14名、通所介護18名から15名の3名の減です。そのほか、先ほど申しましたとおり、地域密着型施設介護サービス給付費は29名のものは変わりませんが、先ほど申したとおり介護度が重い方が亡くなり、入ってきた方の介護度が軽かったため一月当たりの1名当たりの介護給付費が25万の予算でしたけれども、平均すると23万2,750円ということになったということでございます。

以上です。

○議長 2番、太田さん。

○2番太田議員 12ページの款3地域支援事業費の目1介護予防二次予防事業費のところでは8万円減額されているのですが、利用回数減で減額という説明を受けていますが、歳入の部分で貯筋塾は増となっていて、健康意識というものは上がっているにもかかわらず、ここの部分が減るということはどういったことで減ってくるのかということをご説明願います。

○議長 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 貯筋塾は介護予防の二次ではなくて一次事業のほうで見えていますので、この分については機能訓練委託料の回数が24回から20回に減ったということでございます。そのほか利用者の送迎に関しましても件数の減ということで、両方減っているということでございます。

以上です。

○議長 2番、太田さん。

○2番太田議員 機能訓練委託料の24回から20回にということ、どういった経緯でそれが20回になったかというところをちょっとお聞かせ願います。

○議長 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 さまざまな原因がありますけれども、天候等により中止した部分もありますし、参加者がいなくて中止した部分もあります。

以上です。

○議長 長 7番、本多さん。

○7番本多議員 先ほどの質問に関連で戻りたいのですが、地域密着型居宅介護サービスですけれども、22名の予算だったけれども、14名に変わったということなのですが、これはどういった要因で14名になったのか、その辺について。

○議長 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 この方たちは比較的介護度が重いものですから、老健施設に入る、もしくは亡くなる。地域密着型の施設介護サービスということで、コムニの里の方が亡くなったときにこの方たちが入っていくということで、その後登録される方がいないため、今年度当初予算では22名見ておりましたけれども、14名まで減ったということになっております。

以上です。

○議 長 1 番、安村さん。

○1 番安村議員 11ページの項2の目1の介護予防サービス等諸費についてちょっと説明をいただきたいと思います。説明欄の（1）の介護予防サービス等事業で給付費の中の地域密着型介護予防サービス給付費ということで減額しているわけですがけれども、説明の中では単純にサービス対象者が減少しましたという説明をいただいたのですけれども、当初予算が690万ということで、減額が198万7,000円ということでございますので、その詳細についてご説明いただければと思います。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 198万7,000円の減額の要因ですがけれども、小規模多機能型居宅介護給付費のことです。これ定額7万円で見えておりますけれども、それが5名の方が4名に減ったということで、12カ月分減って84万円減っております。そのほか認知症高齢者共同生活介護、グループホームなのですがけれども、22万5,000円で1名、12カ月を見ておりましたけれども、実質12万4,000円で1名ということで121万2,000円ということで、あといろいろな経費の調整を行いまして198万7,000円という形になっております。

以上です。

○議 長 1 番、安村さん。

○1 番安村議員 今の認知症の関係で、計画なのかどうかかわからないですがけれども、22万5,000円が12万4,000円だという、そのからくりもちょっと説明いただきたいと思うのですけれども。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 介護度のほかに認知症の軽重ありまして、それにより給付費が決まってくるということなので、重いほうで見ていたのですけれども、実際は軽い方だったということです。

以上です。

○議 長 6 番、村瀬さん。

○6 番村瀬議員 10ページなのですがけれども、認定調査経費の中で委託料、少額なのですがけれども、当初予算21万1,000円、減額15万1,000円で執行6万円ということなのですがけれども、これ認定を受ける前提の認定調査ということなののでしょうか。介護度があって、その調査をするための訪問ということなののでしょうか、この内容をちょっと教えてください。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 認定調査の分ですけれども、施設入所者の調査ですとか在宅者の調査、これは新規も変更も含みますけれども、その調査の委託料ということになっております。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 そうしますと、当初予定していたよりかなり減ったというか、認定を調査したということですので、それが介護認定されたかどうかはわかりませんが、その辺の人数の確認だけお願いいたします。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 当初施設入所者調査40件を見ておりましたけれども、実質19件になりました。在宅者調査は36件見ておりましたけれども、実質20件という形で、このような額の減額となっております。

以上です。

○議 長 ほかに質疑よろしいですか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第18号 平成28年度更別村介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第6 議案第19号

○議 長 日程第6、議案第19号 平成28年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第19号 平成28年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の件であります。

第1条であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ29万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,403万7,000円とするものであります。

歳出からご説明申し上げます。7ページをお開きください。款1水道経営費29万8,000

円を減額し、補正後予算を4,441万1,000円とするものであります。

項1水道経営費、目1水道管理費でございますが、29万8,000円減額するものでございます。内容でございますが、節3職員手当等を4万8,000円増額するものであります。説明欄(3)の総務管理経費で4万8,000円の増であります。これは、一般職2人分の職員手当分、時間外手当であります。節13委託料を28万9,000円減額するものであります。説明欄(1)の水道施設維持管理経費で25万9,000円の減、内訳は保守、管理、点検委託料の水道施設保守点検業務委託料で1万9,000円の減、事業委託料の水道施設漏水調査業務委託料として24万円の減であり、いずれも執行残によるものであります。(2)の水道管理事務経費で3万円の減額であります。内訳は、その他業務委託料の水道メーター点検業務委託料で3万円減額するもので、これも執行残によるものであります。節19負担金補助及び交付金で5万7,000円の減であります。説明欄(4)の水道施設整備事業で5万7,000円の減であります。内容は、特別会計負担金の簡易水道施設整備負担金で、中札内高地配水池耐震補強調査設計の費用を見込んでおりましたが、必要がなくなり、執行残としたものでございます。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。5ページをお開きください。款1分担金及び負担金で13万1,000円を減額し、補正後予算52万9,000円とするものであります。

項1負担金、目1水道費負担金で13万1,000円の減であります。内容は、給水工事負担金であり、給水工事実施が15戸から11戸に戸数が減少したものによるものでございます。

続きまして、款2使用料及び手数料で86万円を減額し、補正後予算3,303万5,000円とするものであります。

項1使用料、目1水道使用料で86万円の減であります。水道使用料の実績による減額であります。

款3繰入金を67万2,000円追加し、補正後予算1,663万6,000円とするものであります。

項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金で67万2,000円の増であります。一般会計から財源補填分としての繰入金であります。

款5諸収入で2万1,000円を増額し、補正後の予算を2万3,000円とするものであります。

6ページに参ります。目1雑入2万1,000円の増であります。これは、メーター処分の際の売り払いによる収入であります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで討論を終わります。

これから議案第19号 平成28年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の件
を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがしまして、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第7 議案第20号

○議 長 日程第7、議案第20号 平成28年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算
（第3号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第20号 平成28年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
の件でございます。

第1条であります、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ262万3,000円を減額し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,508万8,000円とするものであります。

内容の説明であります、歳出からご説明申し上げます。8ページをごらんください。
款1総務費で93万2,000円を減額し、補正後予算を6,682万1,000円とするものでございます。

項1総務管理費、目1一般管理費で8万5,000円を減額するものであります。内容でござ
いいますが、（1）の総務一般事務経費で5万9,000円の減であります。内訳は、節9旅費、
普通旅費で1万9,000円の減であり、執行残によるものであります。節27公課費は、消費税
分の4万円の減額であります。（2）の下水道普及促進費で2万6,000円の減、節12役務費
の融資あっせん事務手数料で2万6,000円の減でありまして、これは新規借入がなかったこ
とによる減額であります。

項2施設管理費で84万7,000円の減額であります。

目1下水道施設管理費で43万円の減であり、節9旅費で1万2,000円の減で、執行残によ
るものであります。節11需用費として浄化センター光熱水費として40万円の減であり、こ
れは実績によるものであります。節18備品購入費、管理用備品購入費で1万8,000円の減で
あり、執行残によるものであります。

9ページに移ります。目2農業集落排水施設管理費で9万円の減額であります。節11需
用費、浄化センターの光熱水費9万円であり、実績によるものであります。

目3個別排水施設管理費で32万7,000円の減であります。内容は、節9の旅費で1万2,000
円の減、節12の役務費、浄化槽法定点検検査手数料で13万1,000円の減、節13委託料で個別
排水処理施設維持管理委託料として18万4,000円の減額であり、いずれも執行残によるもの
でございます。

款2事業費で142万6,000円を減額し、補正後予算を4,590万4,000円とするものでありま

す。

項 1 下水道整備費、目 1 下水道建設費で65万9,000円の減、節 9 旅費で 7 万9,000円、節 13の委託料、計画策定委託料で58万減でありまして、いずれも執行残によるものであります。

項 2 農業集落排水施設整備費、目 1 農業集落排水施設建設費で30万円の減額であります。内容は、節15工事請負費の公共ます設置工事費で30万円の減となり、工事がなかったことによるものでございます。

項 3 個別排水処理施設整備費、目 1 個別排水処理施設整備費で46万7,000円の減額であります。内容は、節 9 の旅費で 2 万4,000円の減で、執行残によるものであります。節13の委託料、個別排水処理施設実施設計委託料で44万3,000円の減であります。これは、施設が10基から 9 基に減少したことによるものでございます。

款 3 公債費ですが、26万5,000円を減額し、補正後予算を5,226万3,000円とするものであります。

目 1 元金で18万7,000円の減、目 2 利子で 7 万8,000円の減であります。内容は、節23償還金利子及び割引料、公債費償還金、長期債償還元金で18万7,000円の減でありまして、借入金額の減少によるものであります。同じく節23償還金利子及び割引料、長期債償還利子で 7 万8,000円の減額であります。借入金額の減少と利率の変更によるものであります。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。6 ページをごらんください。款 2 使用料及び手数料を85万8,000円減額し、補正後予算額を4,684万2,000円とするものであります。

項 1 使用料で85万8,000円の減額であります。

目 1 下水道使用料で43万円の減、目 2 農業集落排水施設使用料で17万3,000円の減で、いずれも実績による減額であります。

目 3 個別排水処理施設使用料で25万5,000円の減でありまして、排水施設が 1 基減少したことによるものでございます。

款 3 国庫支出金を29万円減額し、補正後予算を351万円とするものであります。

項 1 国庫補助金、目 1 下水道事業国庫補助金は29万円の減額であります。これは、特定環境保全公共下水道事業補助金の金額が確定したことによるものであります。

款 4 繰入金を107万5,000円減額し、補正後予算を8,472万2,000円とするものであります。

項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金で107万5,000円の減額であります。これは、一般会計からの財源補填であります。

7 ページです。款 7 村債、項 1 村債で40万円減額して、補正後予算を2,720万円とするものであります。

項 1 村債で40万円の減額、目 1 下水道事業債で30万円の減額、目 2 過疎対策事業債で10万円の減額であります。内容は、個別排水処理施設整備事業費の減であり、これはいずれも個別排水処理施設の基数の減少によるものであります。

続きまして、地方債についてご説明申し上げます。3 ページをお開きください。起債の

目的、下水道事業債につきましては、限度額1,650万円から1,620万円とするものであります。過疎対策事業債につきましては、限度額1,110万円から1,100万円に変更するものでございます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで討論を終わります。
これから議案第20号 平成28年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決をいたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。
したがいまして、本案は原案のとおり可決をされました。
この際、午後4時5分まで休憩といたします。

午後 3時50分 休憩

午後 4時07分 再開

○議長 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第8 村政に関する一般質問

○議長 長 日程第8、村政に関する一般質問を行います。
順次発言を許します。

最初に、5番、上田さん。

○5番上田議員 それでは、通告書に従い、一般質問させていただきます。

質問の内容は、ふるさと納税の取り組みとそれに伴う組織体制の整備についてであります。ご承知のように、ふるさと納税は地域間格差や過疎などによる税収不足に悩む自治体を解消するために、国の新構想として平成20年から施行されているものであります。ちなみに、これに伴う十勝管内における昨年の寄附額の状況ですけれども、ご承知かと思えますけれども、20億円を超える町村もあれば、数億円あるいは数千万円と取り組みによってその額に大きなばらつきがあるところであります。ふるさと納税については、返礼品の内

容が華美になり過ぎて制度の本来の趣旨から逸脱しているのではないかと、こういうような指摘もございます。しかしながら、全国から寄せられる貴重な財源を村の福祉や子育て支援、医療、教育、産業振興、あるいは移住定住対策、こういったものに活用できないかということで、昨年私は6月の議会でも一般質問させていただいたところでございます。その際、村長からの答弁でございますが、1万円以上の寄附者に対して1,500円程度の返礼品になっていると、今後職員からのアイデアを募集し、それをもとに提供していただける事業所あるいは個人の方と調整し、村のホームページでのPRのほか、ふるさと納税ポータルサイト運営会社と提携をし、双方から寄附がいただける、こういったシステムをつくりたい、こういう答弁でありました。

しかしながら、十勝管内町村が軒並み寄附額をふやしている中で、本村においては昨年度と比較しまして3,700万減の約2,300万円程度の寄附にとどまっている現実がございます。その点について村は今後どのように対応していくのかお聞きをしたいと思います。

また、ふるさと納税を積極的に行おうとするならば、当然PR活動だとか返礼品の送付、あるいは商品の発掘、そしてまた企画、発送業務もふえてくるところであります。地域おこし協力隊の力をかりたり、専門の担当を置くなどして、こういった考え方も一つの策として考える余地があるのではないかというふうに私は思っているところであります。恒久的になるかは別にして、スピード感を持って対応するとするならば、その時々合った組織体制も私は必要だというふうに思っております。柔軟な体制整備について村長の考え方、この2点について伺いたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 上田議員さんのふるさと納税の取り組みとそれに伴う組織体制の整備についてのご質問にお答えをいたします。

ふるさと納税は、ご承知のように生まれ育ったふるさとに、あるいは応援したい自治体に寄附をする制度でありまして、平成27年度の税制改正により、控除される税額が約2倍に拡充されたこと、それとともに納税を行う自治体数が1年間に5団体以内であれば控除に必要な確定申告が不要となるワンストップ特例制度が新しくスタートしております。納税者にとってはふるさと納税が身近になったというところから、納税額は倍増しているところであります。寄附を受けます自治体におきましては、より寄附を募るため返礼品を豪華にするなど、過度な自治体同士の競争が過熱しているところでもあります。財政不足に悩む地方にとっては、すぐに財源を確保できるというメリットがあり、とても魅力があるというふうに考えております。

昨年我が村でも返礼として可能なアイデアを職員から募集し、その中から提供いただける事業所と提供していただける商品の数量や発送方法などについて調整を行ってまいりました。今予約可能なものから随時村のホームページにアップできるように準備を進めてきているところであります。現在も進行中でありまして、これは前回の上田議員さんからのご指摘のとおり、スピード感を持って速やかに返礼品の数をふやすということと、それに

対してインターネット、あるいはクレジット決済、さらには体制整備について調整をしていくと、体制を整えていくとありました。今現在の返礼品のほかに、現在1種類ということなのですが、乾麺と、それとビーフカレーですか、これに肉類、乳製品、季節の野菜、スモモを原料とした各種製品ということで今品数もふやしています。本村を訪れていただけるよう、交流人口の増も目指してスピードウェイの走行券を、新たにカントリーパークの宿泊券などもふやしました。寄附金額が大体1万円から3万円コースということで、現在18商品を提供させていただく予定になっております。これから更別農業高校さんとスープとか、今いろんな形で取り組んでいる部分がありますので、その部分を随時検討して図っていききたいというふうに考えております。今後も可能な限り返礼品をふやしていきたいというふうに思います。全国各地から村のホームページにアクセスいただけるように、寄附申し込みと同時に送金が可能となるように、ふるさと納税ポータルサイト運営会社、クレジット会社と提携をして行っていくと、そういうふうにしております。

このふるさと納税制度による寄附者への任意のお礼というのは、自治体の商品価格のついていないカタログ販売、あるいはスーパーマーケットとも言われております。魅力ある品物、知名度のある品物、ブランド品を数多く並べるとよく売れるのか、あるいは品切れ期間が長引くと客足が遠のくのか、判断が難しいというふうに考えています。ただ、私としては、昨年度、一昨年度も申し上げましたように、ふるさと寄附金という形で村は銘打っていますけれども、ふるさとに対して何らかの形で浄財とかそういうものを寄附していただけるということに関して、ふるさとを思う、そういう気持ちを大切にしたい、そういう基本理念から逸脱してはいけないというふうに考えております。

もう一つは、上田議員が言われる組織体制の構築、これが必要ということでもありますけれども、今のところ寄附件数が、ご存じのように金額としては非常に大きい金額がありました。昨年ですと5,000万を超えています。今現在2,000万を超えています。ただ、大口の寄附がありまして、一昨年5,000万、昨年度は2,000万ということで、件数とすれば各自治体と比べると件数は少ないというふうに思います。今後この18品目を提供させていただくことによって増加することが不透明でありますけれども、そのことについて見通しを持って体制整備を行っていく必要があるというふうに考えます。しかしながら、必ずしも増加するということはまだ予測ができない範囲でございますから、今まで地域おこし協力隊の力もかりてきました。地域おこし協力隊の協力もかりて進めてきましたし、返礼品を提供していただける今回8団体、8事業所というのがありますけれども、そういうような部分と連携して、まずはスタートしていきたいなというふうに考えています。ただ、村としてはそういう形で非常に多くなってきた場合、人員配置と体制整備といいますか、今は総務課で行っていますけれども、例えば広尾町のように非常にがんとふえて、夜中まで仕事、発送作業をしなければならないという状況も聞いておりますので、その辺については速やかに対応していきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議 長 5番、上田さん。

○5番上田議員 答弁ありがとうございました。今広尾の話が出ましたので、ちょっと申し上げますけれども、兼務らしいのですけれども、3名体制ということでそれに臨んでいるということでマスコミに出ておりました。今の村長からの答弁でふるさと納税については更別村も積極的に取り組んでいくということで、ちょっと安心していただいているところであります。ちょっと取り組みが遅きにであったのではないかとということで、そういうふうには思っておりますけれども、取り組むという姿勢については大変よいことだと思います。

先ほども申し上げましたけれども、今現在返礼品が余りにも華美になり過ぎている。これは、全国的に見てもそういうふうにあるかなというふうに私も思います。したがって、国においても、ご存じかと思いますが、ことしの春をめどに改善策を打ち出すというふうに報道もされているところであります。したがって、このふるさと納税そのものの制度がいつまで続くかというのはわからないような状況でもあります。したがって、やはりスピード感を持って即対応するような、そういうような姿勢が必要なのかなというふうに私は思っているところであります。返礼品によって、村の特産品を返礼することによって消費の拡大が図れるという、こういうメリットがあるわけです。それから、今村が考えているスピードウェイだとか、カントリーパークだとか、これもやっぱり村の施設を利用していただけるというようなことで当然更別村のPRにもなる。そういったことから、前回も申し上げましたけれども、やっぱり絶好のチャンスなのだと、この機会を逃したらだめなのだとすることが私が常に思っているところであります。したがって、ぜひこれからもこの制度が続く限り積極的にふるさと納税業務に取り組んでいただきたい、こういうふうに思っているところであります。

先ほど村長答弁されましたけれども、きのうの新聞で載ってございました。従来の1万円以上の一律1,500円の返礼については見直しをかけるというようなことも書いてありました。額に応じて、農畜産物初め、各施設を利用する、こういうことも出ておりました。私も今回ふるさと納税の適用ができないかということでいろいろ調べさせていただきました。当初というか、従来から更別村においては返礼品が少ないのだというようなイメージがあったわけなのですけれども、結構やる気になったらあるわけなのです。ですから、積極的に取り組んでいただきたいということでもあります。

ここで再度質問しますけれども、平成29年度の当初予算、これちょっと私見てみました。この件に関してです。歳入歳出ともに、要するに寄附金の受けるほう、それから歳出の返礼品のほう、歳出は20万程度組んでいるようですけれども、歳入のほうについては従来型の何万というような感じで基金の積立金というようなことであるわけなのですけれども、私は一つの目標数値を立てていただきたいと思うのです。村長が先ほど言いましたけれども、5,000万、2,000万の大口がありましたから、管内町村から見てもそんなに引けをとっていなかったように思います。ですけれども、去年、28年についてはかなり下のランクでありますよね。そういったことを予算化をして、目標数値を立ててというふうなことが

考えられるのかなと思います。それで、これは補正予算で対応しようとしているのか、その辺の考え方について、そして目標数値がもし、当然これからですから幾らになるかわからないのはわかるのですけれども、せめてこのぐらいいただいて、せめてこのぐらいのPRをするのだという考え方がもしあれば、聞かせていただきたいなと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 最初の部分で上田議員さんのところ、遅きであったというふうな形でありました。私もこの部分についてはスピード感が非常になかったかなというふうなことを反省しております。事務方に指示をしまして、私も一緒になっていろいろしたのですけれども、事業所とか、事業者とか、いろんな形でJAさんとか協議をして準備をしたということで、それだけ時間がかかってしまったということについては大変申しわけなく思っています。ただ、現段階で1万円コース、2万円コース、3万円コースを見ますと、それぞれ地元の商店街の方々がかかわっている。ましてや、道の駅の商品、あるいは高校生の部分ですとか、ローストビーフとかいろんな部分で出ています。そういった点については非常に商品数、品数もふえて、これが今、ポータルサイトですけれども、ふるさとチョイスというのですか、納税サイトですけれども、その部分で今順次準備ができたところから写真とアピール文章、PR文章を載せてどんどん掲載をしてきております。そういう点では本当に一つのチャンスとしてしっかり受けとめていかなければならないというふうに思います。

実績もそれ以前に関してはそんなに金額も件数も大きくなかったということもありました。私自身としては、この部分を自主財源、自由な財源ということで、上士幌町の例もありますけれども、その部分でもし寄附がたくさんいただければ、基金として使途を明確にして基金に積み立てて、それを運用していくという形をしっかりととっていきたい。むしろ逆に、今まだ準備はできていませんけれども、更別村としては皆様方の寄附をこういう形で村政に反映をさせていきたいということをしっかりと目的、目標を持って指し示していけることが大事ではないかなというようなことを思っています。その部分速やかに検討してやっていきたいというふうに思います。

目標数値ということでもありますけれども、私としては具体的な数字はちょっとあれですけれども、従来よりも増して多くの寄附金をたくさんの方からいただければありがたいかなというようなことを思っています。生まれ育ったふるさととはもちろん、お世話になった地域、これから応援したい地域の方の力になれる制度ということで、実質的には人を育て、自然を育て、そして地方の環境に寄与するということ、国が最初に打ち出したふるさと納税で地方創生をしましょうという趣旨に従えば、そういう部分でしっかりと目標数値等も含めて考えていかなければならないというふうに思います。総務とも今話をしておりますけれども、当初予算では取り扱いが昨年と同じような形となっております。今後の状況によりましては、インターネットあるいはクレジット決済になりますと急激に増加するということも考えられます。先の見通しを持たないで、そんなことでいいのかというふうにお叱りを受けるかもしれませんけれども、そういった場合については、ちょっと後手に

はなりますけれども、補正でしっかりと対応していきたいふうに考えています。ただ、今のところはちょっと先行き不透明な部分もありますので、決して予想していないということではありませんけれども、私としてはかなり増加するのではないかと考えておりますけれども、その部分の対応をしっかり組んでいきたいというふうに、体制も含めて考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長 5番、上田さん。

○5番上田議員 最後になりますけれども、先ほどもちょっと言いましたけれども、体制の整備のことなのですけれども、各町村調べてみましたら積極的に取り組むためにはそれなりの体制はやっぱり組んでいるわけなのです。どうしても更別みたいな小さな町村というのは職員が兼務、兼務となるとなかなかできないという部分がありますので、その辺は今村長の答弁の中にもありましたけれども、再度また検討していただきたいなというふうに思います。

趣意書の中でちょっと気になった部分ですけれども、事業所との連携でこういった事業を行うと、これは当然そのとおриだと思のです。ただ、行政主導型ではだめなのだけれども、いろんな意見を聞きながら行政が責任を持ってやっていくというのは、連携、連携といっても人任せではなくて、村がどのような考え方を持ってどういうことをするのだという考え方だけしっかり持っていたいただきたいなと思っております。

先ほど遅きにであったということを私言いましたけれども、去年の一般質問からの遅きではなくて、私が言いたかったのは、平成20年度からスタートしているやつが今ごろこの話題になってるということが遅きだったのだという部分で私は思っております。その後担当部局のほうではかなり積極的にここまできたわけですから、私は職員に対しては評価をしたいなと思っております。

そういったことで、事業の内容による臨機応変に対応できるような、要するに組織体制整備していただきたい。これは、私今回ふるさと納税で質問させていただいているわけなのですけれども、いろんな部署でそういう考え方が出てくるわけなのです。やれ、やれと号令をかけても、その体制ができなかったら何も仕事は前に進まないのです。そして、いつも言っているようにスピード感を持ってやるということになれば、それなりの体制を整備していかなければならない。時として減らす場合もあると思うのです。もちろんふやす場合もあるでしょうし、いろんなことで考えていかなければならない。その点、ちょっとしつこいようでもありますけれども、再度聞きまして私の最後の質問にさせていただきます。

○議 長 西山村長。

○村 長 今ご指摘のありました点でございますけれども、体制の整備です。これは大変重要になってくるというふうに考えております。まだはっきりしたことは申しませんけれども、大量にそういうような形でたくさんの方が寄附をしていただける場合については、それに対応する形で、私は臨時職員を採用して、それを発送し、そしてそれを担う部分を

実際に考えていけないといけないのかなというようなことを思います。これは本当に提案をさせていただきたいなということを思っています。

あと、職員ですけれども、先ほどお褒めの言葉いただきましたけれども、時間はかかったのですけれども、私はきのう、きょうとインターネットの会社の契約書とか、それとクレジット決済文書を見させてもらいました。大変苦勞しながら交渉を重ねて、そしてそれが実現するように持っていった。目には見えないところで職員が本当に苦勞していると、頑張ったということを本当に高く評価したいと思いますし、でき上がったページを見ましたら、これは魅力的なページになっておりますので、ここから更別村に対していろんな形で応援していただける方がたくさんふえるのではないかと、逆にいろんな形で、札幌さらべつ会、それとか関西のほうからも問い合わせが来ております。この機会にぜひともPRをして、そういうような形で単に寄附をいただくということではなくて、その気持ちを受け取って、そして村のいろんな施策のためにしっかりと目標を持って、使途を明確にして使わせていただきたいというふうに考えております。今後とも精力的にその作業等については職員と一体となって進めていきたいと思っております。またよろしくご指導お願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

○5番上田議員 以上で終わらせていただきます。

◎会議時間の延長

○議長 長 本日の会議時間は、議事の都合によって延長いたします。異議ございませんね。

(異議なしの声あり)

○議長 長 この際、午後6時まで休憩いたします。

午後 4時33分 休憩

午後 5時59分 再開

○議長 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第8 村政に関する一般質問(続行)

○議長 長 村政に関する一般質問を行います。

4番、織田さん。

○4番織田議員 議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

まず初めに、村道整備についてですが、市街地の道路整備はかなり進んでおり、ほぼ全ての道路が舗装されております。しかし、農村部に目を向けますと、幹線道路や農畜産物

出荷路線を中心に道路整備は進んでいますが、市街地などに出るための生活道路は舗装道路に出るまでに何百メートルも未舗装道路として残っているところの住宅の方も多く見られます。今後農村部の道路整備計画の中で産業道路の整備はもちろんですが、快適な潤いのある生活環境基盤づくりのためにも生活道路の整備を積極的に進めていってはいかがでしょうか、村長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 織田議員さんの質問、農村地区における村道整備についてお答えを申し上げます。

まず、平成28年3月31日現在、村内の道路状況を報告申し上げます。国道は2路線、25.2キロメートル、舗装率100%。道道は6路線でありまして、47.4キロメートル、舗装率100%でございます。そして、村道が212路線、472.5キロメートルで、舗装延長213.5キロメートル、舗装率が45.2%というふうになっております。村道は、国の基準により1級、2級、その他路線としております。村道の内訳として、1級路線は18路線で67.3キロメートル、うち舗装済みは63.2キロメートルで、舗装率は93.9%となっております。1級路線の選定の要素としましては、国道、道道及び学校、診療所、主要な公共施設、それと生産施設等に連絡する道路で、将来性を含め村の中でも重要な道路として位置づけられております。続いて、2級路線であります、25路線で89.6キロメートル、うち舗装済みは80.7キロメートルで、舗装率は90.1%であります。2級路線の選定の要素といたしましては、1級路線を補完し、基幹道路網の形成に必要な道路と位置づけております。続きまして、その他の路線は169路線で315.6キロメートル、うち舗装済みは69.6キロメートルで、舗装率が22.1%となっております。これが全体の舗装率を引き下げている要因となっております。

これまで村道の道路整備におきましては、本村は平たんで碁盤の目のような道路網が形成をされておりますし、1級、2級幹線路線の整備に当たっては基本として600間、1,100メートルから900間、1,600メートル間隔としておりまして、1路線が主要幹線道路、また近隣市町村の道路にアクセスすることによって産業、生活の幹線道路としてネットワークが図れる路線を優先して、国庫補助金等を活用して実施してきたところであります。現在ほぼ1級、2級の重要路線については整備されつつあり、第5期総合計画の中ではその他の路線を主に整備を行い、また整備計画をしてございますが、その他の路線の整備についてはほとんど国の補助事業採択を受けることが困難でありますので、近年国の緊急交付金事業や過疎対策事業として採択される理由のつく路線の例として、整備路線に3戸以上の受益者の方がおられ、産業道路として将来とも必要な道路、あるいは児童生徒の交通安全対策上からも学校にアクセスする道路、あるいは高規格道路、インターチェンジ開通により交通量の増加、安全対策が必要な道路等を優先的に選定をし、順次整備を図っているものでございます。先ほど申し上げましたが、近年は国の緊急対策交付金で救われた面がありますけれども、今後こうした臨時交付金が措置される状況は経済状況からいいまして考えられなくなりまして、残るは財政的に有利な過疎対策事業として認められる道路の整備

を優先することになっております。

質問にあります農村部の生活道路路線は、個人的要素が強い路線となることから、今まで申し上げました条件には当てはまりづらい路線であり、少し不利な起債が使えるか、起債が使えない場合は全額村単独、単費による整備となることから、非常に厳しいというか、難しい状況になっております。さらには、舗装道路も古い道路ではもう既に30年を経過した路線もあり、維持管理経費も大幅に増となって必要となってまいります。

以上のことから、今後の農村地区の生活道路にかかわる村道整備につきましては、公共的な要素を考慮し、申請は個人ではなくて行政区において対象路線を選定していただくなど、そういう方式を検討していただきまして、村の財政状況も鑑みながら、可能な範囲で次期の第6期総合計画に盛り込んで計画的な整備を行っていきたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議 長 4番、織田さん。

○4番織田議員 村長も結構農村部の住民懇談会などに出て、いろいろ質問は受けていると思うのですが、住宅の近くが未舗装の住民にとっては、雨などが降ったときの泥はね、あるいは乾燥したときの砂ぼこりなど結構悩みを持っておりますので、その悩みから一日も早く解放されたいという意識は大変強く持っております。建設方法になるかもしれませんが、道路幅を狭くするとかという工法とか、あるいは今村長言われたように幹線道路から道路までつなげなければならないという話もあるのですが、住宅のあるところまで舗装して、残りはその後舗装するなどの経費の節減等も考えまして、できれば少しでも早く住民の意向に応えていただけるような計画も考えられないか、再度質問いたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 今織田議員さんご指摘のとおり、行政区懇談会で一番多かったのは道路の整備なのです。うちの家のほうの前までしてほしいとか、そういうような形で、なかなか来てくれないというような状況がありまして、どうなっているのだというようなお叱りも受けております。先ほど申し上げましたけれども、いろんな補助金等々、交付金とか助成金等が厳しくなっている状況にもありまして、条件等厳しいのですけれども、全くしないということではなくて、順次優先順位を決め、そして整備を行っていこうということに変わりはありませんので、先ほど申し上げたのですけれども、なるべくニーズを、掌握は大体しておりますけれども、その部分で第6期の総合計画、あるいは行政区のほうからまとめていただいて、ここが本当に優先的にしてほしいのだということ等々を聞き取りをしまして、本当に計画的に進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長 4番、織田さん。

○4番織田議員 そのようによろしくお願いいたします。

次に、介護事業の取り組みについて質問したいと思います。十勝管内において介護職員の人材不足は深刻であり、本村でも例外ではありません。村でも人材確保のために行っている対策も一定の効果はありますが、これからは今まで以上の対策の検討も必要だと思います。私は、介護職員の方には他町村からの通勤ではなく本村に住んでもらうことが重要であり、そのためにも介護職員専用の低家賃住宅の建設など、ほかの町村には例のないような対策を検討してはいかがかと思います。

また、もう一点、次にこれからの介護事業についてですが、2040年ごろに高齢者がピークを迎えると言われている中での支援、介護を必要とする人の対応は施設入所には限界があり、在宅介護の必要性は高まると思います。本村は通所型サービス、訪問介護などの事業はありますが、今後訪問や在宅サービスの必要性が増すことも考えますと、今行われている通所型、訪問型サービスはもちろんのこと、夜間対応の24時間訪問介護体制や食事や掃除、洗濯などの生活援助、病院などへの通院支援、高齢者の話し相手などのサービス、買い物など介護保険法にとらわれないサービスなども提供できるような業者の新規参入も検討して行っているかどうか。きめ細かなサービスが在宅介護を行っている人たちの負担軽減につながるとは思います、村長の考えをお伺いします。

○議 長 西山村長。

○村 長 織田議員さんの介護事業の取り組み、特に介護職員の不足、それと介護事業の方向性についてお答えをしたいと思います。

まず、私の認識であります、介護をめぐる状況は、全国もそうですけれども、我が村においても非常に厳しい状況になっております。人材確保を含め、これからどんどん介護を必要とされる方がふえていくわけです。その部分について今から手を打たなければ、本当に間に合わないというような状況であることをまずお示ししたいというふうに思います。

まず、1点目の介護職員不足に対する対策でございますが、現在では1年以上の継続勤務者に対し、一括して30万円を交付する更別村老人福祉施設等雇用対策助成事業を実施しております。ですが、平成29年、来年度から見直しを行いまして、要綱を改正させていただきまして、転入者も含めて更別村に居住している者が職員として働くことになった場合、これまで一律に30万円ということですが、月額1万円、これを36カ月を限度として支給することと考えております。これは、また新年度予算等でお諮りをしたいというふうに考えております。これは、ことしから介護福祉士試験の受験資格取得まで3年の実務経験が必要となったこと、あるいは新規雇用者に対してはそれまでの間に職場でのスキルを積むことができるように、そしてまた長く職場に勤めることにより愛着を持って働いていただけるようにするよう考えたからでございます。しかしながら、現在の介護人材不足に対応するには、村内の人材だけでは到底賄い切れるものではありません。事実であります。そのため、織田議員が提案された低家賃住宅も一つの方法として考えられます。他産業の従事者との関連も、もともと低所得者層に対する住宅供給を目的とした公営住宅法等々の絡みもあり、これを実現するには相当の検討、研究が必要ではないかというふうに

現在のところ考えておるところであります。

介護職員の不足が非常に厳しい状況にあることは、先ほど申しましたとおり私自身も深刻に受けとめているところではありますが、本当に何らかの手を打たなければなりません。これといった決め手が本当になく状況にあるということですが、法人の給与規定を見ると資格、勤続年数によって給料が上がる仕組みに鑑み、資格に関する研修費の助成等の方策も一考であります。これは、本別町でのみ実施をされております。また、他町村の支援策も参考としながら、新たな職員採用や離職防止につながるような方策を早急に立案していきたいと考えております。また、十勝定住自立圏の中でも介護関係者の不足が大変問題視、課題視されております。高齢者生活支援体制の構築に向けて、介護士の復職支援事業等も検討されておまして、その取り組みに協力し、介護士の確保につなげたいと考えておる次第であります。

2点目の介護事業の方向性ですが、2025年、平成37年には団塊の世代が75歳を超え、日本社会は超高齢化社会の中でさらなる要介護者の増加に向き合うことになります。このため、在宅生活を支えるための生活支援ニーズは高齢者人口の増加以上に急速に高まっていくことが予想されておりますが、その一方で生産年齢と言われる15歳から64歳の人口は継続的に減少を重ね、在宅生活を支える専門職の増加は期待できない状況にあります。更別村では、2025年から2040年にかけてピークを迎えることが予想されております。住みなれた更別村で自分らしい豊かな暮らしを最後まで続けていくことができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保される地域ケアシステムの構築を目標にして、新しい地域支援事業を中心に現在取り組みを精力的に進めているところであります。また、2025年には65歳以上の方の5人に1人が認知症を抱えるとされております。その対策として、認知症総合支援事業に取り組み、昨年10月には認知症初期集中支援チームを立ち上げました。現在ケース検討会議等を行い、サポートを実施しているところでありますが、将来的には対象者の増加により体制の強化が強く求められているところであります。

さらには、切れ目のない医療と介護の提供体制の構築推進のために診療所、各関係機関と連携して取り組みを進めている在宅医療介護連携推進事業や少子高齢化による担い手不足のため、支えられる側も支える側に回らなければいけないという地域の助け合い活動の仕組みづくりの構築を目指す生活支援体制整備事業に取り組み、昨年12月にはさわやか福祉財団の方を講師に迎えまして講演会を実施し、そしてその後も地域住民の方、専門職の方も含めまして意見交換会、ワークショップを繰り返し開催しているところであります。また、地域包括ケアシステムの構築を進める中で、村の介護事業所との連携はもちろんでありますが、地域助け合い活動の仕組みづくりを進めていく中で、ボランティア、NPO法人の多様な主体のサービスの創設について、介護予防・日常生活支援総合事業の中で検討していきたいというふうに考えております。包括ケアシステムの構築は、村、関係機関、住民の方も経験をしたことのない難しい課題に対応するため、時間をかけて地域づくりを中心に取り組む事業ではありますが、一方でスピード感を持ってこれを実施しなければなり

ません。計画的に速やかに事業を推進していきたいところであります。皆様のご理解をいただき、前進したいと考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 長 4番、織田議員。

○4番織田議員 確かに他産業従事者との関係もあると思いますが、介護職員の不足が深刻であり、今後大変重要で必要な職業だと思っておりますので、一步前に出た対応も考えて、少しでも多くの職員の方に更別に住んでもらうようにいろいろな事業を行っていいはいかがかと思えます。

次に、今全国的に高齢者ドライバーの事故が問題視され、高齢者の免許返納の動きが進んでおります。免許返納により移動手段を制約される高齢者にとって、バス停までとか、あるいは病院、あるいはスーパーなどに買い物に行くにしても大変であり、特に農村部に住居を構えておる人にとっては大変深刻な問題であると思われれます。この対策として、今言われておりますような介護タクシーのような移動手段を考えることも今後必要かなと思えます。また、介護認定前的高齢者、これに対しての日常支援、先ほど痴呆も云々と言われましたので、見守りなどの訪問を行う介護保険の適用外のサービス事業もこれからは大変重要になってくるのではないかなと思えます。あと、更別には24時間訪問介護体制の事業所はありませんけれども、在宅介護のサポートを強化し、少しでも在宅介護をしている家族の負担軽減を図るなど、今後いろいろな事業が考えられます。確かに村長言われましたように地域の助け合い、ボランティアなども必要ですが、これからますますふえる高齢者対応にはこれでは限界があるかなと思えます。村として今後介護支援事業を新しく立ち上げ、取り組もうとする人の支援、あるいは他町村から新規事業参入しようとする事業所に対する支援などを考えるつもりはないか伺いたいします。

○議長 長 西山村長。

○村 長 まず、思い切った介護で働く方の支援をとということでありました。今は、人手不足から、あるいは負担感も大きいということと条件のいいところに介護士の方が流れているというような状況があります。これは賃金が、全国的な統計によると平均賃金が、これは全国の平均ですから普通の方で三十数万、ところが介護の方になると20万ということで10万の開きがあります。負担が大きいとか、仕事の割に賃金が低い。それと、これは誇りを持ってやられていると思うのですが、仕事の割にみんなの認知度、世間のそういうようなところが非常に低いということで、そういうところで現場を離れていく方が多いと思えます。何と云っても処遇改善ということが非常に大きく叫ばれているところでありまして、賃金等のことも含めまして、あるいは先ほどの家賃等々含めて抜本的な解決方法を見出していくということをしなないと村のそういうような介護状況が維持できないということであるということで、その辺について考えていかなければならないということがまず第1点であります。

それと、在宅の方がふえてくるということで、山田先生のお話によれば2025年には今要

介護3から5の方が倍の73名になると、コムの里は29床、元気の里は47床しかないわけです。そうすると、自宅介護の3から5の方のうち26名は自宅で生活することになります。それに加えて、介護1から2の人は何と229人いるわけです。これだけではないのです。忘れてならないのは認知症の方で、認知症が少なく見積もっても229名の中で35名いますと、山田先生いわく、2025年のピークは通過点でしかない、だから2040年にかけてうまく対応していかないとこれは大変なことになりますというようなことなのです。そこにはボランティアとかいろんな部分で本当にたくさんの方が活躍していただいていると思いますが、今3人の方で1人の方を支えている状況から1人が1人を支える状況にいくまでの間に何とか手を打たなければいけない。子育て支援もその一つなのですが、在宅でそういうような形で本当に満足いただけるというか、体制がとれるように各方面に働きかけていかなければいけないのかなと。本当にこれは真剣に考えていかなければいけないというふうに認識をしております。

もう一つは、この間ワークショップ手法を取り入れまして、第6期の総合計画の中で幾つかグループに分けて4回実施をしました。その中で出てきたのは、織田議員さんご指摘のあった移動手段なのです。今高齢者が免許を危ないから返してもいいと、ただ移動手段どうするのだと、コミュニティーバスではとても負いきれませんか、タクシーもないではないかと。これをしっかり村の中で考えていかないと、サラリの方のやっているところもありますけれども、今先進的なことはムーバとかいうような形でいろんな形で、都会ではすぐその場で呼んだら来てくれるというような業者の業務タクシー以外の部分でもいろいろ発達をしてきているわけですが、村の中、あるいは病院とか買い物、生活を支える最低限の部分で移動手段、これはワークショップの中でも大きな課題であるというふうにありましたので、ここは本当に重く受けとめまして、何とかその部分を突破口を開いていくということが必要であると思いますし、それについては検討していきたいというふうに考えております。

それと、介護保険サービス以外の部分であってもということで、おっしゃるとおりだと思います。いろんな形で対応していかなければ、非常に難しいことになります。障害を抱えている方の日中活動の保障とか、いろんな形で行われているところもありますけれども、その部分を全部ひっくるめて考えていかないと、高齢化社会を迎えるに当たって村が豊かな村を実現していくためには一つ一つの方策を真剣に考えて実施していかなければなりませんし、それは行政の責任であるというふうに考えています。今後前向きに検討していきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○議長 4番、織田さん。

○4番織田議員 老後を安心して暮らせるということは、更別のいつまでも住み続けたい村づくりにつながると思いますので、今後の取り組みに期待いたしまして質問を終わらせていただきます。

○議長 長 次に、6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、更別村のまち・ひと・しごと創生総合戦略の総括について一般質問させていただきます。

人口減少対策は待ったなしで、更別村の将来を左右する重要な問題であり、村長が何よりも最優先とする課題でありました。10年前にさかのぼりますけれども、平成17年に第3次更別村行政改革大綱を策定し、更別村の明るい未来のために事務事業の点検、見直し、民間委託への移行、協働の推進、公共事業コストの見直しなど効率的な行政運営の推進を図り、そしてまた組織機構の見直し、職員定数の管理と給与の見直し、職員の意識改革などに真剣に取り組んで、財源を生み出すアイデアということよりもまずは出を減らすことを優先的にやってきたところであると思います。その一つに、ここにいます私ども議員数も12名から4名を減じて、予算ベースでは年間1,000万の削減をしたということでございます。そのほかに、ごみの有料化、公共事業の有料化が始まりました。それでも、今年度予算で見ますと歳入全体では0.5%程度にしかなしません。この10年間、自主財源不足する自治体、それは全て地方交付税に頼るということは何ら変わってございません。

そこで、今度は地方創生ということで、前回の質問にも重なるかもしれませんが、プラスに働く事業を考え、頑張っている町村と旧態依然の町村では差をつけますといった考え方は、私は正しいとは思いませんけれども、一理ある、妥当性があるのではないかとこのように考えてございます。そこで、地方創生として人口減少の克服と地域の活性化を目指し、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、自立の精神で地方の平均所得を上げる。自分たちで稼げる取り組みが重要であるとして、国はそれに対して情報や人材や財政を支援するとしております。それは、更別村に働く仕事があり、そこに人が来て、村が存続するといったロジックでございます。私は、そこで何よりも優先するのは産業振興で、雇用の場であるとし、仕事をする場所を創出しなければいけないと考えて、6月に質問したところでございますけれども、改めましてこの1年総括しまして5点について質問させていただきます。

まず、1点目です。産業、雇用の場の創出で企業誘致の取り組み、特産品の開発、消費拡大、村内求人情報の発信の検討、障害者就労環境の創出などで就業の場所は何件創出できましたか。そしてまた、何人雇用が生まれましたか。障害者就労の施設建設予定地を整地しましたが、その後の行方は全く施策がないような状況でございます。そしてまた、更別ブランド化など入り口から出口のプロセスが明確になっているか。

2点目でございます。笑顔あふれる新たな人の流れで、他の市町村で仕事を持ち、更別に移住して新たな住宅を建設された世帯は何件あったのか。また、一般社団法人北海道熱中開拓機構が設置されまして、十勝さらべつ熱中小学校が4月開校します。新たな人の流れができました。大いに期待するところですが、今後ともその費用対効果が期待できるのか。また、インバウンド観光客というような、外人ですね、それを視野に入れた観光客を見込んだ観光人口を図るために、1町村ではなくてほかの市町村と連携して新たな事業を

起こす考えはないのか。

3点目でございます。若い世代、豊かな暮らしの中で、人口増につながる不妊治療支援の事業の成果はどうであったか。安心して子育て、安心して暮らせるとしての支援は、本当に手厚くて、きめ細かく切れ目なく助成をしています。この支援は、全体から見たときの事業効果はどうであったのか。そしてまた、その評価は何をもって示すのでしょうか。

4番目です。総合戦略の具体的施策に村長提案が雇用の創出1件、人の流れでは零件、子育てで6件、安心して暮らせるで1件、計8件が提案されています。その全てが何らかの形で実施されております。また、人の流れの施策では熱中小学校が追加されました。施策案の残り、既存事業7件のほか、職員提案、住民アンケート抽出の122件、当然中止も含めてですが、その今後の活用は図らないのか。新年度にこれら具体的施策として新たな事業が2件ありますが、1件に仲人謝礼と思います結婚支援謝礼35万円ありますが、残りの施策案はどのように活用されるのか。今の施策の実情を見ると、継続事業と村長提案しかないと思われ、これでは事業実施までの経過、合意形成にいささか疑問を呈します。職員と一体になって施策の実施に向けて議論や討論がなされているか、その取り組みについてお伺いいたします。

5点目でございます。情報発信の一新を図るとして、6月の答弁ではホームページの一新をお金をかけないで図るというふうに私は受けとめていましたけれども、先ほどの補正予算を見ましたら200万円程度でホームページの再構築をしているとお聞きします。それで、改めてこれはどのようにどんなふうな中身が変わったか、具体的にお示しいただきたい。そして、それと比較して、去年のホームページの更別村におけるヒット数というのですか、これをお知らせいただきたいと思います。

以上でございますけれども、私は何より雇用の場所の創出が更別村の将来の鍵と思っております。今第6次総合計画の策定に向けて住民と職員を交えたワークショップが実施されております。参加者が少ないということは課題でございますけれども、これが今の更別村の住民の意識だと思っています。私は、よきにつけあしきにつけ更別村のある意味夜明けだと思っています。変革や新しい時代を迎えるなど、産みの苦勞は誰かが背負わなければなりません。継続は力であり、必ず住民の力が必要となるためのプロセスです。今後とも住民に浸透させていただきたい。6月の質問の中で不易流行と私は言いました。村長全く同じで、今の暮らしを現状維持するためには今の状況が変わらなければいけないという考え方を言っております。

この5点について村長の考えをお伺いします。

○議 長 西山村長。

○村 長 村瀬議員さんの地域創生元年とする更別村まち・ひと・しごと創生総合戦略の総括についてご質問にお答えをします。

石破さんから山本幸三地方創生大臣にかわったわけですがけれども、先日札幌に担当課長、それと職員とともに行ってまいりました。北海道地方創生セミナーの中では、基調講演が

山本大臣からありました。地方創生加速の戦略において、地方創生の定義として地方の平均所得を上げることというふうに定義をされました。つまり稼ぐ取り組みが重要であるというふうなお話がありまして、またその中で大事なことは自助の精神であり、稼ぐにはどうしたらよいか。各地域がみずからの強み、弱みを分析し、工夫してチャレンジするなどみずから頑張ることが重要と話されておられました。そういうところにはどんどん国としてもお金を出すとはっきりおっしゃいました。今後地方創生の取り組みに当たり、石破さんからこのような形で、方向転換とは言いませんけれども、かなり具体的な部分出てきておりますので、踏まえて取り組めるように考えているところであります。

質問の1問目ですけれども、産業、雇用の創出、企業誘致はどうなっているのかということでもあります。また、新たな就業の場としてどうなっているのかというようなことなのですけれども、1つは一般社団法人北海道熱中開拓機構の設立、あるいはマルハニチロからエア・ウォーターへの譲渡はありましたが、大規模食品製造工場の事業継続が図られて、雇用の場の確保ができています。新規の誘致も非常に重要だというふうに考えていますが、それと同時に雇用の場を維持していくということにも重点を置いて考えていかなければならないというふうに考えております。新たな雇用ということではありませんけれども、新規雇用において地元雇用促進事業の活用により5名の雇用が図られているところであります。

商品開発におきましても、特産品チャレンジ事業により新商品の開発の取り組みがなされるとともに、地方創生加速化交付金事業により更別農業高校とエア・ウォーター、それと村が協定を結んで特産品共同開発事業を行っているわけですが、3種のスープ開発ということで、今月の20日、21日になると思いますけれども、発表します。道内の市場に、あるいは全国の市場に高校生がつくった製品が展開を新たにされるということになっております。また、商品開発の入り口、出口戦略については、先ほど申し上げましたとおり、ふるさと創生基金事業による特産品開発チャレンジ事業等の支援を中心に今後も取り組みの活性化を図りたいというふうに考えておるところであります。

2つ目の移住者による新たな住宅の建設と、あるいは村の住宅建設等助成金を活用して移住加算ということでされている方は、2世帯いらっしゃいますということで今現在確認をしているところであります。また、人の流れによる費用対効果の波及については、社団法人北海道熱中開拓機構の自立を目指した就学、購買事業の展開、それとともにそれと結びつく商店街の活性化の取り組みにより効果が期待できると考えているところであります。これは、4月1日に熱中小学校がオープンします。現在生徒数が100名を超えているという状況の中で110名近くおります。関係機関あるいは連携した町村が熱中のネットワークで来ますという中で、その流れをどういうふうに町なかに持っていくかということで今考えております。費用対効果をしっかりと考えて出していかなければいけないのかなというようなことを思っております。

あと、他町村と連携をして新たな事業を起こすということでは、JTBさんを中心にし

た観光事業等について、南十勝をステージにした観光のプロジェクト、そういうようなものを商品に南十勝が一体となって進めているところでもありますし、札幌中央バス等々からそういうようなお話しかけがありまして、村独自、更別村を紹介する観光事業を春先に実施をしたいということでお話を伺っております。これは実現の運びになるというふうに思います。

あと、インバウンドですけれども、外国の方がたくさん入っています。私が今注目しているのは、帯広空港で今拡張工事がされています。LCCですか、格安航空、あるいは現在たくさんの方が台湾、中国方面から来ていますけれども、そのまま大型観光バスに乗ってスキー場とかリゾートに行ってしまう。そういうような形で、できればインバウンドの関係で、空港から利便性もありますし、いろんな観光開発ということもありますので、そういう形で対応を考えていきたいなというふうなことを思っています。

3番目の項目ですけれども、不妊に悩む方への特定治療支援ということで、十分な治療の機会が確保されるよう、経済的な負担を道の助成に上乗せをして実施をしているところでもあります。事業効果とその評価については、個人情報等デリケートな問題がありますので、具体的に数字等はこの場では控えさせていただきたいというふうに思います。いろんな形で実際にそういうような形で活用していただいて、安心して出産をして、そして子育てをしていただくという状況については提供しているところでもあります。事業目的である十分な治療の機会が確保されることを重視して、これからもその部分について事業の効果をはかり、評価に努めていきたいというふうに考えております。

4つ目の総合戦略の取り組みについて、現在総合戦略に登載されています施策は44項目であります。アンケート等の提案項目に関しては、部分的な対応もありますけれども、60項目程度に対応した内容となっております。ご指摘のとおり残り70項目があるわけですが、まずは総合戦略の項目に取り組むことが重要かつ効果的であると考えているところでもあります。新年度におきましては、中小企業振興条例関係事業では結婚支援専門推進員の対応範囲の拡大による結婚支援策等の施策、学校給食費等の負担軽減など多子世帯の負担軽減に取り組んでいく予定であります。また、事業実施に当たっては、PDCAサイクルによる効果検証、それと改善により情報の共有を図り、組織が一体となって取り組めるよう進めております。

5つ目のホームページの一新に関しましては、お金をかけてやっておりますということで、本年度業者委託により作業を進めているところでありまして、見たい情報探しや、より見やすいレイアウトということで変更を行い、スマートフォンや多言語にも対応ができるようにして、外国人を含む多くの方が利用しやすい環境にするとともに、サイト内の検索機能も追加をしているところで、年度内には利用できるように、あらあらですけれども、今こういう形で進めております。まだ資料としてあれなのですけれども、今検討して作業を進めている状況であります。また、ホームページのアクセス数でございますが、平成27年度は80万7,000件、平成28年度は85万1,000件程度でございました。年々ふえておるとい

うような状況で、ぜひとも村のPR等々に積極的に活用していきたいというふうに思います。

以上のような状況の中で、1月末の新聞報道では住民基本台帳の人口動向において前年対比8名の減ということで、何とか人口減少に、全体的な歯どめということではありませんけれども、かなり抑えてきているところであります。管内の中では最少の減少率となっているところでもあります。この結果を重視しながら、取り組みを緩めることなく、今後とも総合戦略に登載されました取り組みを住民の皆様のニーズを的確に把握をしながら事業に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁いたします。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 私もいろいろやっている状況の中で、産業振興と観光人口というのはもう少し力を入れてやっていただきたいと思います。と考えております。

そこで、幾つか質問させていただきます。具体的施策で企業誘致という項目では、必要に応じて条例改正、次期計画までに団地造成などを検討するとなつてございます。それで、実際用意する土地が本当に協議されたり検討されているのでしょうか、この論議はどこまでされているか。また、この時点で幾つかの業種等をターゲットとして考えておられるのかどうか。また、商品開発の中で仕事に結びつけたいなと思います。今村長がおっしゃいましたように、更別農業高校とエア・ウォーター、3品目出ました。このことも含めてなのですけれども、これをどう商品化していくかということの大変さもわかりますが、売りに出すということはもっと大変でないかと思っております。

そこで、前にも質問しました。更別のブランド化を図ってはと私意見出しました。これも策定の具体案では、要するに没みたいになつてございます。その理由は、今の更別の状況では難しいというコメントでございます。私は、難しいかどうかではなくて、やったほうがいいのかというところでの議論がなされていないような気がしております。ご存じのように、ブランド化するということはその商品を厳選したり、そして差別化する。行く行くは更別という村の中での今で言うエージェント化というのですか、レガシーというのですか、そういったものに結びつけていく重要なことだと思うのです。だから、やみくもにやらなくて、ブランド策定委員会、仮称でございますけれども、そういったものをきちとした形で取り上げる。そして、商品化されたものをどう売りに出すかという、そういうシステムというのですか、私が見えないだけかもしれません。その辺のプロセスをちよっとお示しいただきたい。

以上2点について。

○議長 長 西山村長。

○村 長 今ご質問の点でございますけれども、商業スペース等の土地の部分については用意してありますけれども、非常に狭いところもありますし、企業誘致となりますとその部分で計画をしていかなければいけないのかなというようなことを思っています。大き

な企業誘致ということではなくて、いろんなパターンがあります。業種についてはどんなことを考えているのかというようなことでありますけれども、参入してくる業種の方にもありますけれども、農業関係あるいは商業関係等々ありますし、いろんな部分であると思います。その部分で企業誘致は雇用を生み出す面で、地方創生はやっぱり雇用を生み出さないと前へ進まないということもありますので、そこはしっかり考えていかなければいけないのかなというふうに思っています。ただ、今IT関係とか、実際に土地はなくても会社を移行することによってその場所で通信ネットワークを使って会社をするということで、今熱中機構のほうにも幾つか問い合わせも来ていますし、そういうような形で、大がかりな企業誘致ということではないですけれども、雇用を確保する程度のそういうようなことも出ています。これは積極的に進めていかなければなりませんし、私は人口増というのはやっぱり働く場所がないとだめだと思いますし、第6期の中学生のアンケートありましたが、70%の子が全体含めると更別に住みたいというような、仕事をしたい。ただ、四十数%は、一回管外、外へ出て帰ってきたいと。ただ、そのときに本当に自分の働ける場所が、担い手さんとか、農業後継者とか商業の後継者という場もありますけれども、そういう部分もしっかりと確保していかなければならないということで、その部分についてはしっかりと考えて前に進めていかなければいけないというふうに考えています。

商品開発ですけれども、ブランド化は絶対必要です。間違いなく必要です。更別であるということで、今度のふるさと納税、今ちょうどオープンをし始めていますけれども、前段の上田議員さんの質問もありましたけれども、ネットに載せて4月からクレジット決済とか、ふるさとチョイスに載ります。今写真で大々的にしています。これは、更別ブランドということで大々的に売り出していきたいと思いますし、更別にこういうものがあるということで特産品の部分ではやっていきたいなというようなことを思います。

もう一つは、熱中の独立、5年後を目指して熱中のネットワークの中で熱中小学校ブランドの商品という形で今開発をしております。その中で利益というのですか、そういうものをつくって運営の資金にしていこうということも出ていますし、両方あわせて更別ならではのブランド力というのですか、そういうものをしっかり打ち出しながらPRをし、そして進めていきたいというふうに考えております。商業展開というのですか、市場展開なのです。今更別農業高校さんは、エア・ウォーターさんを講師に招いていろんな商業展開等々についてのノウハウを学んでおります。実際に市場に出回りますから、もちろん村の中を中心に置きますけれども、その部分でしっかりと商品開発をしました。では、どういう形でそれを全国展開、売っていきましょうか。1つはふるさと納税もありますけれども、カタログではないですけれども、いろんな生産者のを集めて、それを贈答品とかに使えるような形も、納税の中にも入れてありますけれども、そういうような形でいろんな形でネットを使った販売をしていくというようなことも考えていかなければなりませんし、具体的にそういうところは実際にエア・ウォーターさんとかいろんなところのノウハウ、あるいは学びながらしっかりと市場展開できるように、流通のことも考えながら展開してい

たいというふうを考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 十勝は、非常に住みたいという人が多い。特に更別もそうです。今道新でいろいろ出ていますけれども、そのためには働く場所というのがどうしてもネックになっているということは、これは誰もが考えていることで、ここはかなり難しいと思います。ぜひいろんな意味でアプローチしていただきたい。そして、企業誘致についても、今おっしゃるように更別に合ったものというふうを考えるべきだと思いますし、IT産業大いに結構だと思います。ぜひ頑張っていたきたいのですけれども、続きまして観光人口、交流人口の増というところ辺で、熱中小学校がスタートします。今おっしゃったように1期生が100名を超えるということで、大いに期待できるなというふうに期待してございますし、これが企業とかそういったことに結びつけばいいかなと私ども思っております。

そこで、来年度予算になりますけれども、たしか3,000万ほどの委託業務というようなことが計上されているかと思います。実質的にここで業務というもののやる仕事と言ったら変なのですけれども、3,000万に相当する委託費というのですか、支援ですか、委託費でしたかね、指定管理のときの委託業務で3,000万ということだと思うのです。その業務内容についてまず1つお願いいたします。

それと、観光人口、要するに執行方針の中で、言葉的な話なのですけれども、観光関連産業の育成関連ではということ、育成関連というふうに、要するに観光事業というふうにうたっていないのです。非常に文言も弱々しいし、なぞっている程度。あの執行方針だけ見ては、どうしても観光事業を今村長がおっしゃったような答弁にはなっていないと私は思っております。そこで、要するに知名度を図るという締めくくりなのです。私は、知名度を何で図るのだということになると思うのです。それは、今言ったような更別村を存続するためにはいろんなことをやっていかなければならない。更別村を売り出すためにという知名度ですよ。だとすれば、そこからもう一步踏み出すのが執行方針でないかと私は思っております。そこで、単純に知名度を図るというお話から、思いつきで大変申しわけないのですけれども、このたび70周年記念事業で日本ハムファイターズの応援大使になりましたよね、それで更別村のネーム入りのヘルメットが村長抽せんで当たられたと、それで3日間、東京ドームかもしれませんが、ここにホームラン賞、更別村ぐらいの、何かそんなものを検討して更別村の知名度を上げるという、これ通告ないので申しわけないのですけれども、もしそういう考えがありましたらお願いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 3,000万円は、熱中小学校の運営等々の指定管理に係る部分のところであると思います。ただ、この部分では、観光といいますか、グランピングというのですか、村全体を観光地化するというか、そういう点で非常に高い評価を民間のところから得ております。そして、その業者がグランピングで、霧氷のところとか、勢雄のところとか、あるい

はma・na・caとか、開発跡地とか、全部含めて、向こうの上更のところもそうですけれども、パークゴルフ場も含めて、これはこんな財産はあり得ないというような話をされております。だから、それで今グラウンド設計をしてもらうということで具体的に、熱中の中でもこの運営費もありますけれども、そういうようなことも含めて見ていくということでございます。

もう一つ、観光ですけれども、この間トラクターBAMBAが準グランプリということで、あれは農水省が本当に地域に根差してそういうようなイベントを起こして、そしてなおかつ住民がこぞっていろんな人たちが知恵を出し合いながらやっていくということを高く評価をされました。すももの里まつり、あるいは収穫祭、いろんな部分があります。そのところを何とかつなぐということを考えていかなければなりませんし、その部分で決して更別村には観光はないというふうには考えておりません。自然もありますし、そういう大きなイベントもあります。そういうものを何とか結びつける。私は村長になった折に言っていますけれども、点と点であるわけですから、やっとそれが線になってきつつあります。それを今度動線にするわけです。それをいかにしてつなぐかということが重要でありますし、その部分での観光ということではしっかり取り組んでまいりたいというふうに考えております。知名度にいたしましては、ホームページもそうですけれども、あらゆる機会にそういうことでうたっていきたいというふうに思います。

日本ハムファイターズなのでございますけれども、これは先日札幌に行ってまいりました。本当に足が震えました。というのも、18町村選ばれて行ったわけですから、その中でユニホーム、そしてキャップ、そしてヘルメットに自分たちの自治体名が書かれるのは半分の確率でしかありません。実際にドラフトと一緒に箱に手を入れて、封筒をいただき、そして全町村、隣は月形町だったのですけれども、大谷君を引いたところだったのですけれども、一斉にあけて、そこにヘルメットとかと書かれているわけです、ユニホームとか。それが当たれば、一步前に出て手を挙げるという、そういうドラフトを本当に想起させるような。当たりましたということで、それも東京ドームの3日間当たっております、5月から。私は、今事務方に、企画政策課に、去年も幕別は東京ドーム2日間当たりました。こんなPRの機会はないと、飯田町長は職員、若い子も連れていくということで、特産品を配ったり、移住定住をしたり、トラクターBAMBAの宣伝をしたり、いろんな形で、そういう絶好の機会に恵まれるわけですから計画をしていたそうですけれども、台風等の影響で断念せざるを得なかったと、西山村長、ぜひ更別村で。新得がユニホームで全シーズンというか、限られた期間新得町入りますので、うちは東京ドームに入ったときに、もし外でいろんな取り組みをして、中に入れば中の方たちがヘルメット、攻撃のときには更別村ということが出ますので、今あそこで移住定住とか、いろんなPRをしていた村なのだなというようなことで、私は絶好のチャンスだというふうに考えておりますので、こればかりに限りませんで、日ハムからいろんな形で取り組みの誘致を受けておりますので、それを一つ一つ判断をしながら、可能な限り村のPRを行っていききたいというふうに考えて

おります。

村瀬議員さんおっしゃったように、豊かな村を継続するためには、執行方針でも言いましたけれども、本当に変わっていかなければならないということで、それは私も肝に銘じておりますので、今後ともご理解、ご協力をいただきながら村づくりを前進させていきたいというふうに考えております。どうかよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○6 番村瀬議員 3つ質問が終わりましたが、熱中小学校も今のところ大成功です。日ハムの抽せんも当たりました。予算もめり張りをつけて、つけるときにはつける。ただ継続だけではいかんぞということも含めて、ひとつ頑張っていたきたいと思います。

これで終わらせていただきます。

○議 長 ナイターということで、休憩はとりませんので。

続いて1番、安村さん。

○1 番安村議員 議長の許可をいただき、通告に基づきご質問させていただきたいというふうに思います。

まず、第1点目が更別村生産対策推進会議における、試験圃と私は呼んでいますけれども、行政側はもう旧をつけているような形でございますけれども、その本質的意義と継続の可否について、現状を踏まえた試験圃の推進方針についての行政の考え方につきご質問をまずさせていただきたいと思います。2点目といたしましては、今般の総合戦略も含めての今実施している村民参画による村づくりのための機構のために、庁舎内にできればそれらの意義が反映されるべく、私の勝手な仮称でございますけれども、すぐやる課的な課の新設をしてはどうかというご提案をさせていただきたいという、この2点についてのご質問をさせていただきたいというふうに思います。

農業生産対策推進会議における試験圃の本質的意義と継続の可否についてのご質問をまずさせていただきたいというふうに思います。更別村の基幹産業である農業の発展を目指し、農業生産対策推進会議を立ち上げ、さらなる農業生産向上に向けた取り組みの重要性に鑑み、試験圃の運営を図ってきた経過がございます。平成に入り、一定の方針のもと、この試験圃の集大成というべきものを10カ年の成績集として製本いたしました。しかし、その後の経過につきましては、さまざまな要因もあろうかと思います。いろんな部分があると思いますけれども、具体的方針もない中で、施設栽培に特化した、いろんな要因があるいはと思いますけれども、イチゴ、伏せ込みアスパラ、タラノメなどの試験栽培を進めてきました。まずは、その成果並びに農業者への普及推進などにつきまして、それら一定の総括がなされたのかどうかという部分についての課題提起をまずさせていただきたいと思います。その点のまとめをしたのかどうかということについてのご質問をまずさせていただきたいというふうに思います。

まして、その中で現在進行形になっておりますシャクヤクの栽培につきましてどのような検討経緯の中で取り組むことになったのか、また農業者のためという趣旨的なことを考

えると、農業者に対する試験の必要性、普及性についてどのような説明を行い、実施しているのか。それらの今現在の農業者の関心度、普及の可能性についてのご説明をいただければというふうに思っております。

次に、3点目として、いずれにいたしましても昭和の時代、昭和の終わりに大切な農業者の所有地を村として必要性があるということで取得して、試験圃という形で運営を図るということできたわけでございますけれども、ただ時代の流れもあるかとは思いますが、取得、利活用の本質的意義、今の現在においての本質的意義がどこにあるのか、少し不明な部分があると思いますので、その点についての考え方、あるいは思いを述べていただければというふうに思っております。

まして、試験圃利活用のための農地が今現在未活用、あるいは他用途への利用ということで極めて実体的には試験圃という形態をなしていないような状況にあるというふうに判断できるところでございます。このことがもう既に利活用のある程度停滞が始まって、もう二十数年の経過がたっている中でございます。そして、なおかつ全体的には5ヘクタールの試験圃の形のものがなし崩し的に、失礼な言い方ですが、他用途に、トラクターBAMBA等に利活用されている。また、格納庫についてはもう既にトラクターBAMBAの模様が入っているような形で、そういう部分が今の段階でもう二十数年、30年近くなる中の対応の中で行政としてやるか、やらないかという部分も含めて明確に示して、本当に農業者のために試験圃として必要であるならば、それらしきことをきちっと提案すべきであるし、もし仮にそういう利活用の目的がもうないと、もう既に農業者に全てのものを試験も含めて委託して、あの場所で、あの固定されたところでやらなくてもいいのだという判断であれば、思い切った方向転換というか、そういう部分の提案もすべきだというふうに考えておりますので、その点の考え方についての村長の見解を求めたいというふうに思っております。

○議 長 西山村長。

○村 長 安村議員さんの農業生産対策推進会議における試験圃の本質的意義と継続の可否についてというご質問でございますけれども、お答えをしたいというふうに思います。

試験圃に関するご質問でございますが、本村の試験圃事業につきましては昭和63年度までは村、農協、農業改良普及所、現在の普及センターが中心となって、地域農業のレベルアップを目的とする更別村試験圃運営協議会を設置し、農家圃場を借用しながら各種試験を実施しておりました。しかし、平成元年に現在のふるさとプラザ敷地内に集約を行い、当時の更別村農業構造政策推進会議、平成12年に現在の更別村農業経営生産対策推進会議に組織が改編されておりますけれども、試験圃研究班及び指導員を設置して、平成14年度まで5ヘクタールの規模で主要畑作物の品種の比較試験や堆肥効果比較試験などを行ってまいりました。その後は農業試験場や関係機関からの委託試験を行っておりましたが、老朽化した作業機械の更新、指導員の確保、普及センターの再編による運営体制の見直しなどの課題が生じたため、平成15年度に1.5ヘクタールに規模を縮小、平成17年度には休止し、

関係機関と協議を重ねた結果、平成18年度に廃止とした経過があります。廃止後は、旧試験圃の名称で青年農業者グループなどの自主研究の場として貸し出しを行う一方、貸し出し希望のない未利用地を活用して、ご質問にありますとおり村単独事業としてアグリチャレンジャー事業によるイチゴ栽培に取り組んだ経過があります。また、推進会議において、新規作物の可能性を探るため、ニンニクやタラノメの栽培試験を行ってきております。

そこで、1点目のご質問にありますように、内容の精査、検討の経緯、総括評価をどのように行っているのかということでございますけれども、試験圃の運営については先ほど述べたとおりの課題があったものの、村としては廃止ありきではなく、貴重な研究施設として有効利用ができないか、農協や普及センターなどの意向を聞いてまいりました。しかしながら、有効な活用のご提案がいただけなかったことから、廃止をして村独自の取り組みとしてイチゴや2点目のご質問にあるシャクヤク栽培に取り組んだ経過があります。このような経過の中で、新規作物について村のリーダーシップが求められてきたわけではありますけれども、先ほどの検討結果のとおり、関係団体の協力が得られない中では村として作物試験を行うにも限界があるというふうに考えております。

シャクヤク栽培試験の基本的な理念についてのご質問でありますけれども、村としては基幹産業である農業の持続的な発展のため、新たな可能性を模索していくことが必要であると考えております。試験を行う作物につきましては、多様な選択肢の中から選択した上で、予算をお認めいただいたものを実施してきておる次第であります。シャクヤクにつきましては、興味を持たれている生産者もいらっしゃいますけれども、具体的なめどは立っていないことから、現在栽培しているものを収穫し、試験を終了する考えでございます。

3点目の新たな発想を展開する気持ちはないかというご質問でございますが、新年度から本格的な取り組みが始まります熱中小学校事業に参加申し込みをされている農業者の方と帯広畜産大学、村、更別農業高校、地元商工業者が連携した熱中小学校ピザプロジェクト、新規ですけれども、において小麦の栽培試験の計画が今持ち上がっております。その試験場所として旧試験圃の一部を活用していきたいというふうに考えております。

以上、お答えとします。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 今種々ご質問に答えていただきましたけれども、試験圃という部分についてはもう既に内部協議をした結果、試験圃としての運営ができないという判断に至ったということがわかりましたけれども、それであれば、施設、今ハウス関係が多分イチゴの関係も含めてまずあります。それと、それに伴い西側に格納庫がございます。機械類が入っている。手前に、しつこく言ってしまいましたけれども、BAMBAの絵の入った格納庫の部分があります。やめてしまうということはわかるのですが、やめてしまうという部分についての対応の中でそういう部分の処理も含めてきちっと方向性を示していかないと私はまずいというふうに思っているのです。その点の考え方ももう少し、やめたということだけではなくて、利活用、今の利活用の中の方針というものを、ただ小麦をつくり

ますだとか、熱中機構に希望者がいますとかという理論ではなくて、全体的な枠をどういうふうに精査して、改めてどういうふうに進めるのかというご回答がまずいただきたいというふうに思っているわけです。

新たな対策で、今言ってしまいましたけれども、熱中小学校の関係で畜産大学との関連で、農業者の希望もあったりして小麦の栽培試験にある程度旧試験圃を使いたいという形がございますけれども、提案もございましたけれども、実質的にはこれからの農業者のことを考える、あるいは農業者のためというよりも、いろんな部分の多面的な農業という全体枠から見ると、この試験圃というのはある程度利用価値があるのではないかなという判断をしているのです。といいますのは、今般議会報告会の中で農業者の方から、これから農業者がどういう形になるか明確にはわからないけれども、だんだん、だんだん農業者として後継者問題もあったり、いろんな問題があって、やっぱりリタイアする人も出てくるだろう。その中で、これだけ規模拡大している農業経営の中でリタイアしたときに、ある意味では一つの考え方として新規就農って必要だという意見もいただきました。それであるならば、せっかくの5ヘクタール、もう5ヘクタール丸々は使えませんが、捉え方の一環として新規就農を目指していく人の実習農場なり、そういう部分への対応も一つの案として浮かんできてもおかしくはないかなという気はしているのです。

ですから、将来的に1年や2年、3年の話ではなくて、使うのであれば5年、10年のある程度のスパンでどう利活用していくかという部分を提示していかないと、イチゴはいろんな要因があってやったのでしょけれども、ハウス栽培やりました。だめでした。シャクヤクも今村長が説明していただいたとおり、今3年目ですか、4年目でしたか、5年目でしたか。5年でワンサイクルだといっていて、本来からいえばシャクヤクは5年栽培してようやくお金になりますという説明をしていながら、もうことしでやめます。これ一つのサイクルとして、試験をやって、これからお金になる、お金にならないというか、栽培も含めてどうなっていくかということをしなければならないのに、ここで勇気ある撤退をしますという言い方をしている。そういうことではなくて、長期的展望に立った部分の対策というものをしてもらわないと私はいけないというふうに思っているのです。このま1.5ヘクタールを使いますから、何ヘクタールを使いますからといっても、5ヘクタール全体が埋まるわけではないですね。正直言いまして埋まらないと思うのです。草ぼうぼうにしたり、いろんな部分でお金をかけながら維持管理しなければならないということありますので、しつこいようですけども、その点の対応について村長の現状の捉え方、考え方があれば、お示しいただきたいというふうに思っております。

○議 長 西山村長。

○村 長 今安村議員さんのご指摘のことですけれども、試験圃の今後の方向性ですけれども、今新規就農とかいろんな部分で利活用を中心にお話がありました。今の運営については、関係機関と十分に議論された中で現在の形になっております。村としても、議員さんおっしゃるとおり、農業振興のため有効な活用を図ってもらいたいと、これは心

から思っていることであります。関係機関と協議をしてきましたけれども、なかなか積極的な利用提案がなかったと。新規作物の取り組みというのは特産品開発にもつながることでもありますし、今後協議も進めていきたいと思っておりますけれども、その辺では有効な活用が見出せなければ、新たな土地利用の活用の仕方も含め検討していかなければならない。これは率直な思いであります。

もう一つは、今旧試験圃の利用状況ですけれども、試験貸し付けとしてゴマの栽培試験が行われていました。推進会議ではタラノメの促進栽培が平成28年終了ですけれども、あと村単独でシャクヤクの栽培、平成29年終了予定ということで、シャクヤクにつきましては収穫が平成26、27、28、29年と順番にすることになって、平成26年にフラワーゾーン、国道横に定植した2反は景観用に残す予定で、収穫はしない予定であります。管理方法は、社会福祉協議会、勤労会へ委託をしております。収穫までに四、五年はかかるけれども、国産生薬の主原料となる作物であり、需要が高い作物であると。ただ、私も収穫作業を見て、その後の作業も見てきたのですけれども、大変なのです。それなりの収穫機械もありませんし、終わったら乾燥させて、それをまた手を加えなければいけないということで、基本的には花を咲かせないようにする。いろんな部分で景観も考慮しながら、一部花を咲かせながらということで試験を行ってきました。平成27年度に花から精油というのですか、エッセンシャルオイルを抽出する試験を十勝財団と共同で行いましたけれども、抽出量が少なくて商品開発は難しいとの結論に至りました。という形で、シャクヤクの栽培については終了ということでもあります。

ただ、試験圃については、先ほど議員ご指摘のとおり、どういうふうな利活用があるのかということで、更別の農業とか就農、あるいはリタイアした方という今のご指摘もありましたけれども、そういうふうな活用を図っていかなければいけないのかなというようなことを思っています。先ほど名称は熱中小学校ピザプロジェクトということで、何のことだというふうなことでありますけれども、実際は畜大と役場と熱中機構と生産者と実際に協定を結ぼうというふうに考えております。今月末までには準備を、私もそれを進める方、畜大の先生、生徒、それと農試の関係の方、筑波大学の教授の方とお会いをしました。何をするかということですが、特殊な小麦を育種というのですか、私も専門家ではないので、わからないのですけれども、DNAの交換ではなくて、自然に交配をして、更別ブランドの更別に適したパスタあるいはピザに合うような小麦を開発すると。それは、小麦がとれにくい例えば更南地域であるとか、収量がちょっと少なくなるというようなところが、これは土地とか気候の関係もあるのですけれども、そういうところでも安定してとれる、そういうブランド化を目指した日本で初めて更別村に合う小麦の開発をして、それを知的財産、あるいは技術のノウハウ、それとブランド化の部分のところをそれぞれ役割分担をしまして、これは3メートル掛ける3メートルでいろんな小麦とか栽培しまして、1つつつ交配させていくわけです。だから、5年あるいは10年かかるかもしれないということですが、五、六年をめどにそういうような研究をしたいというようなこともあ

りました。

そういうような部分で新たなそういうふうな大学と連携して生産者の方も含めて村で特色のある小麦研究をしていきたいというようなことがありますので、そこに今試験圃の0.1ヘクタールを提供していただきたいと、小さいのですけれども、試験ということでお話がありますので、どのぐらいの規模になるかわかりませんが、その部分を進めていくということで今検討しております。そういう点では新たな試験開発ということで、新たな作物の開発という点では可能性は限りなくあると思いますけれども、その辺の研究という点では試験圃にまさにマッチングしている内容ではないかと思ひますし、その部分明らかにできる時期が来ましたら、皆さんにも明らかにしていきたいというふうに考えています。今はそういう形で、あと就農とか、いろんな形で利活用については真剣に考えていかなければいけないのかなというようなことを思っています。

以上でございます。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 ご説明いただきましたけれども、村長もこの5ヘクタールのうちのほとんど3ヘクタール以上のものが今遊休地化されている中の0.1、1反歩だけは何とかできるというような話でございますけれども、いずれにしてもこのまま放置というのはやっぱり望ましい形でないですので、いずれの形であろうが、今農推会議のほうでそれらしき試験はやらないということで決定したのであれば、村がリーダーシップをとって、どうするかということを早期に提案していただきたいというふうをお願いしたいと思ひます。いずれにしても、国道縁でございますので、ましてすももの里の近隣でもありますので、一番見えやすいところですので、余り荒地地というか、放置してみすばらしい形にしないような形での再整備も含めて、何らかの形で早期に方向が示されるように期待したいというふうに思ひます。回答要りません、時間も経過しておりますので。

では、次の質問に移らせていただきます。2問目でございますけれども、住民参画による村づくりのための機構、すぐやる課の設置を提案したいというふうに思っております。まず、1点目として、先ほど来から各議員も過疎化に対する対応ということで一般質問もでございますけれども、重複するところあるかもしれませんが、過疎化対策、打開に向けた対応は今更別村にとって近々の重要課題であるというふうに認識しているところでございます。ことし作成されるであろう更別村第6期総合計画にその内容等を十分盛り込まれることを大いに期待したいと思ひますし、期待しているところでございます。その中で住民参画が基本的に重要だということで、この総合計画に限らず、総合戦略も含めて村長の行政方針の中で住民参画、住民参画ということでよく言葉が出ます。これは本当に大切なことであって、住民がいかに多くの方が参加できるかということによって、活力あるまちづくり、村づくりができるというふうに私も信じております。ところが、そういう部分の対応に対して村長として、今回の総合戦略もそうですけれども、ワークショップ実際に開いていると、アンケート調査もとりましたという中で、回収率もあるのですけれども、

その中で過疎化対策も含めて今後更別があるべき姿という部分について村長の思いというか、そういうものがあれば、まず聞かせていただきたいと思います。

というのは、住民第一主義であるというのであれば、過疎規模人口の小規模な更別村にあって、逆に言えば、うまく利用すれば住民の意識を十分把握できた対応が僕は可能だというふうに思っているわけなのです。その中の対応も含めて、きめ細やかな対策が打てるという部分のメリットの捉え方も含めて、私はそういうふうに考えているのですけれども、村長がどのような形のものを考えているのかをまず1点目にご説明いただければ、ちょっと漠然として申しわけないですけれども、ご説明いただければというふうに思っています。

2番目に、課題提起ということではないのですけれども、決して否定しているわけではないのですけれども、今回のまちづくりアンケート並びに第6期更別村総合計画策定調査の回収並びにその実態について、少し苦言といいますか、ちょっと提案もさせていただきたい思います。全戸1,300名の方に配布して、回収が41.8%ということですから、実質的には未回答者が757名いらっしゃるという形でございます。40%以上の回答率があれば、それなりの方向性、村の総合戦略をつくるにしても方向性は見えるという評価はしていると思うのですけれども、757名の方の声なき声を、僕はこういう小規模人口の村の中でどう多くのものをすくっていくかということが今後大切であり、村づくりの基礎になるというふうに思っていますけれども、その点の評価なりについて執行者として、確かに村長としてのリーダーシップも発揮しなければならないということもあります。

人のことばかり言っているけれども、私たち議員としても議員個々に課せられる課題もあると思うのです。思うのですけれども、本質的に考えたときに僕は、小規模だから、小規模人口だから、そのメリットをいかに発揮していくかということを住民に十分伝えていかないと、正直言いましてだんだん行政と住民の差というか、認識の差というのが出てくると思うのです。確かに村長が思っているようにいろんなことをやっています。行政懇談会もやっている。いろんなことをやっていますという回答いただきますけれども、実質的には後でもう少し具体的に村長の回答をいただいたら質問いたしますけれども、本当に本質論に当たっているか、当たっていないかというのは極めて重要な課題でございまして、今後村づくりをしていく上で住民参画という助け合いも含めて重要な課題だと思っていますので、その点の更別村だからできる、小規模だからできるという部分のメリットたくさんあると思いますので、その点の捉え方についてのご意見があれば、お伺いしたいというふうに思っています。

つらつらよくわからないことをさんざん御託並べてしまいましたけれども、そういう面では住民と行政のその部分の目線というか、行政が住民目線に立って行政を行うというのであれば、もっと身近な部分の対策というのが僕は必要性があると思っているのです。そのためには、今行政上で課制は当然必要であって、きちっと課制の中で動いているという部分あると思うのですけれども、そこは住民のさまざまな意見、要望、いろんな部分ありますよね、ただ苦言だとかなんとかでなくて、そういうものの提案だとかを受けるべく一

つの窓口があっても僕はいいのではないかと判断しているのです。その点をしていただきたいというふうに思っているのです。ですから、ほかの府県のところに何々やる課というのが出ていて、蜂の巣を駆除するすぐやる課、そういう狭義、狭い意味の部分でなくて、住民が集えて、気軽に相談できて、提案できてという部分、それは行政を運営する上で一つのファクターとして持ってもいいのではないかなという気がしていますので、その点の私の勝手な提案でございますけれども、すぐやる課ぐらいの課の設置についての考えがあるのかどうかというものも含めて3点目お伺いしたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 安村議員さんの住民、村民参画による村づくりのため、すぐやる課設置すべきではないか、そして参画の対応策等についてのご質問にお答えをしたいと思います。

1点目のご質問であります、住民参画への対応策であります。私が村長になるときのマニフェストにおいて、村づくりの基本理念として、思い切った住民参画で豊かさと幸せを共有する。そして、住民との対話をもとに村政に新しい風を吹かせるというスローガンを掲げています。これは、いまだ変わっておりません。いろんな形において住民参画、つまりいかにして住民のニーズをつかむかということは、これは非常に重大なことであります。それに上乗せして重要なことは、聞いたことをいかに政策にできるかという政策能力であります。私は、自治体職員としての責務と自覚という点からいいますと、いろんなところに出かけていって、そしていろんな住民の声を聞く、そしてそれを具体的に政策に起こせる、いわゆるコミュニケーション能力と、それと政策能力の両方を持ち合わせないと今からの公務員としての、行政マンとしての仕事は不足するのではないかなというふうなことを思っています。与えられた仕事をこなすのではなくて、逆にみずから提案を行い、そしてそれを実際に立案をし、企画書あるいは事業案を提案してくる、こういう職員を求めているわけであります。職員も今必死になってそういう形で、いろんな形で今アンケートとかいろんな部分ありますけれども、その部分でワークショップも職員の若手を中心にしてやりました。非常に意欲的で、私は非常に感動しました。こういうことが村の強みであり、弱点であると、今ここが不足しているから、こういうふうなことをしなければいけないという提案は、これは積極的に活用しなければいけないというふうに思います。

いろんなニーズを把握するという点では、第5期の総合計画においても住民と行政の相互理解を図るということでいろんな機会を授けております。行政区懇談会ということで、まとめてすごい項目でございます。道路と言いましたけれども、道路だけではありません。子育てから福祉から全て、苦情もあります。どう考えているのだというような、早くやってくださいというような話もありますし、そういうところから少しずつ、二百三十数名の方が、市街は1カ所だということで大変申しわけなかったのですけれども、各農村部の行政区ではそういうような形で話をして、やっぱり大切だなというふうに思いました。いろんな意味で今までの状況、私は今回は熱中小学校の概要と、それと自分が2年間やってきたことで、ここができて、ここができていないということを、そしてことしは何に取り組

むのだということと、あわせてことしの主な事業とか各課から報告をしました。

そういった意味では、村の行政で取り組んでいることも含めまして意識の共有を図っていくということは村づくり懇談会等も含めまして本当に重要であると思いますし、広報、あるいはいろんな部分で発信をしていく、やっぱり情報の発信が弱いんです。幾分改善をされてきましたけれども、その部分をしっかり村民の方に発信し、そして多くの住民の皆様の声に耳を傾けてということで取り組んでまいっているところでもあります。住民アンケート、ご指摘ありましたようにパーセンテージ四十数%ということでもありますけれども、業者といいますか、コンサルタントの方に言わすと回収率としては遜色はないということだったのですけれども、自分としてはもっとたくさんの方にお聞きをしたかった。その中で、台風等々で忙しい期間で、なぜこの時期なのだというお叱りも受けましたけれども、その中で声なき声にもしっかりと耳を傾けていかなければいけませんしと思っています。

ワークショップも前々から村瀬議員さんとかいろんな方からご指摘がありまして、そういう手法を取り入れてはどうかということで、今回取り入れてやっております。村の総合計画だけではなくて、介護のワークショップとか、いろんな形で、今住民の中でワークショップという形で、あるいは子育てに関してもいろんな形で行われています。いろんな形でそういう意見を吸い上げるということが大変重要なことだというふうに思っています。

それで、来年度から新しい事業として住民協働のまちづくり事業を進めることも考えておりますし、住民の方も主体的に参加をしていただくということで、ニーズを聞くのもそういうのですが、私は地方自治の原則といいますか、生意気なことを言いますけれども、自分たちの村を自分たちがどうしていくかという住民の意識も、行政任せに全部するのではなくて、一緒になってやっていくという姿勢が大事だというふうに考えておりますので、その点では住民参加の機会もたくさん設けていきたいというふうに考えています。今後私は、全ては村民のために、情報と意識の共有、自立、共生、住民参画の考えのもと今後も取り進めてまいりたいというふうに思います。有効な対応策については、今後また検討を随時していきたいというふうに思います。

2点目のご質問でございますけれども、課題解決は迅速に、それに対応できる組織をつくり上げることが最も重要であるとおっしゃいました。私そう思うのです。おっしゃるとおりだと思います。スピード感を持ってやらなくして、いつやるのかということです。今これだけ状況が、情勢が目まぐるしく変わっている。経済状況、社会状況が変わっている中で、それを目の前を通り過ぎるのを見ていたのでは、これは後手後手に策が回ってしまいます。だから、すぐに実行できることは実行すべきなのです。そういう点で、行政はそういうこともしなければいけませんし、対応する組織もしなければいけません。それに應えるために、いわゆるワンストップで、子育て応援課もそうですけれども、ほかの部分もそうですけれども、なるべく、よく言われるのは窓口行くとたら回しにされると、そしていろんなところに行かされるという縦割りの悪いところが反映されるというところで、非常に苦言も多いところなのですけれども、今村の中では機構改革中心にしてワンストップ

でいろんなことが速やかに対応できるように努めているところであります。いろいろな意味で声を聞き、そしてスピード感を持って対応していく、そういう組織のあり方が今求められていますし、その部分に立って機構改革も進めていかなければいけないのかなというふうなことを思います。とにかく課題解決は迅速にということは最大限の柱であるというふうに思っています。

3点目の質問でございますけれども、すぐやる課というのは、45年前ですか、ありました。部長さんがいて、いろんな形でどこへでも駆けつけてくれる。ただ、消滅してきたところもあるわけなのですけれども、それはすぐやる課に寄せられる部分が住民の生活にかかわっている部分なのか、全体にかかわっている部分なのか、そうでない部分なのか。あるいは、ともすると住民の方をお客さんというふうに捉えてしまって、何でもかんでもサービスを提供するのだということが捉え違いえられるということが、すぐやる課のいいところもあるのですけれども、そういう課題でもありました。

私は、いろんな声を聞けば、すぐに対応して、その解決に向けて調整をして対策を講じるということが必要であると思います。特に災害関係、あるいは交通安全とか、住民の生活、安全にかかわることについては、これは一刻の猶予も争えません。長期にわたるいろんな部分についても、聞きました時点ですぐには即応の解決はできない部分もありますかもしれないのですけれども、計画的に進めるということが必要であると思います。すぐやる課ではなくて、すぐやるコールというのですか、というところもありますし、とにかく受けたらすぐにその課に回して、その課が例えば1週間以内に解決するというような目標設定をしまして、そうやって頑張っている自治体もあります。そういうような意味では、すぐやる課というのは設置する考えは今持っておりませんが、速やかに対応し、そして迅速に対応できるような状況、組織運営とか行政運営を心がけていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 どうもありがとうございました。いろんな部分で漠然とした一般質問になりましたけれども、私はあくまでも、村長も答えていただきましたけれども、話題提起であり、行政の活性化と住民との協働化に向けてどうあるべきかという部分が今問われているし、これからも大事になってくるし、高齢化社会だとか、協働で何を支え合うのかといっても、高齢者が高齢者を支えるという時代が本当に来ますから、本当に高齢者が高齢者を共倒れせず助け合えるのかという問題も含めたら、やっぱり村全体で、若者も含めて全体で村づくりをしていかなければならないという、私はその点を含めた提言をさせていただいているわけです。この提言をどう受けとめていただくかであります。ここが大切であり、協働というか、やっぱり参画、協働という部分が基本であるということを私は提案したいわけでございまして、大切であると思われる手法に対して行政がどう受けとめていただけるかということが僕は大切だと思っていますので、その点重く受けとめていただい

て行政執行に当たっていただきたいというふうをお願い申し上げまして、長くなりましたけれども、質問を終わらせていただきます。

○議 長 次に、7番、本多さん。

○7番本多議員 通告に従いまして、私は土地改良事業の村単独による事業の新設の考えはということで質問したいと思いますが、この質問につきましては数年前、同僚議員が質問しておりますが、要望が多いということから再度質問させていただきたいというふうに思っております。

本村の土地改良事業においては、道営畑地帯総合整備事業（担い手支援型）、更南地区、勢雄地区が平成20年から27年に実施、また道営畑地帯総合整備事業（担い手育成型）が平成27年度より計画、調査を行い、実施に向けて進んでおります。また、村単独では、昭和54年度より更別村明渠排水事業、また昨年の災害に対し農地等災害復旧費補助事業が施行されております。これらの長年にわたる土地基盤整備によりまして、本村も不耕地も少なく、作業機の大型化や高能率の作業体系になり、所得の向上にもつながっているというふうに思っております。しかし、畑総事業に乗れなかった家におきましては、部分的な石礫除去や砂利暗渠など、個々で業者を頼んで実施している農家も数多くいるというふうに聞いておりますし、要望も多く伺っております。そこで、村単独による事業として新設の考えはないのか、村長の考えを伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議 長 西山村長。

○村 長 本多議員さんの土地改良事業等について質問にお答えを申し上げます。

村単独の土地改良事業の新設についての質問でございますが、本村において近年取り進めてまいりました土地改良事業につきましては、ご質問にありますとおり、平成20年度から実施しておりました道営畑地帯総合整備事業（担い手支援型）でございますけれども、更別更南地区、更別勢雄地区が平成27年に完了したところでございます。総事業費の実績は約34億3,200万円で、村負担実績は約4億500万円でございました。土地改良事業に対する生産者の方々の要望が強いことから、引き続き道営畑地帯総合整備事業（担い手育成型）、更別第2地区、更別第3地区に着手したところであります。本事業の計画総事業費は約49億8,900万円で、村負担分は約1億8,300万円の見込みでございます。また、村単独事業といたしましては、ご質問の中でもございましたけれども、昭和54年から更別村明渠排水事業を実施しております。この事業は、一定の事業地内の受益農家及び利害関係者の理解を得て、地域の事情等を勘案し、2戸以上の受益者が共同施行する場合に対象経費の2分の1の助成をしているところでございます。農地等災害復旧費助成事業につきましては、昨年激甚災害指定となりました連続台風により被災した農地及び農業用施設の復旧助成を図るもので、臨時的に措置させていただいたものであります。

議員の提案にあります部分的な石礫除去や砂利暗渠など、村単独事業の新設につきましては、平成25年度に小規模土地改良圃場試験を予算措置し、2圃場において245メートルの砂利暗渠を施行し、事業効果を検証したところであります。検証結果といたしましては、

圃場の水はけが向上し、雨上がり後トラクターが入れるようになるまでの日数が短縮される効果が得られております。機能面では満足のいく結果となりましたけれども、費用面につきましては道営事業で整備した場合と比べまして総事業費は、道営事業が1メートル当たり約3,500円、試験施行では約2,100円であり、道営事業のほうが高くなりますが、仮に村単独事業の補助率を2分の1とした場合、受益者負担は1,050円となります。現在の道営事業の受益者負担率は7.5%でありますから、約263円となり、受益者負担において4倍の開きがございました。村負担分で比較しますと、単独事業では1,050円、道営事業では83円となり、13倍の開きがございます。村としましては、村負担の少ない事業の選択も行うところですのでけれども、基幹産業である農業の持続的な発展を図るためにも農地の基盤整備はしっかりとやっていきたいというふうに考えております。現在取り進めている道営事業の計画策定時において生産者から要望のありました箇所は、全て取り込んでいるところでございます。引き続き国営事業や道営事業を活用した土地改良事業に安定した生活基盤の維持、確保に今後とも努めてまいりたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議 長 7番、本多さん。

○7番本多議員 答弁ありがとうございました。道営畑総事業につきましては、これまでの事業の中で本当に村も大きな負担しているわけですが、それなりに費用対効果という意味では農家の所得も上がっておりますし、十分な事業だというふうに思っております。ですけれども、道営事業ということになりますと、申し込み時点では2割農家負担だというふうに思っております。そういったことで、大きい面積をやりますと大きな負担となるということで、申し込みできなかったとか、小さいからできないとかということで、そういう話も多く聞いております。今回の畑作の担い手育成型においては7.5%ということで、辞退される方も少なかったというふうに聞いております。申し込みのできなかった小規模の除礫とか砂利暗渠、また客土に対して、これはできなかった方においては村として何とか支援をしていただけないかなというふうに思っております。

それと、村単独の先ほどからお話あります明渠排水事業ですけれども、54年から行っていますよね。その後大雨災害が何回か来ております。そういったことで、ほとんどの掘るところは掘れたのでないかなというふうに思っております。きょうの補正予算においても、当初100万でしたか、それに対して200万の補正をしたわけですが、結局は50万ちょっとの事業費だったのですが、そういったことからこの事業は普通の乾燥年であればほとんど使う方はいないのでないかなというふうに自分は思っておるわけでございます。そういったことから、この事業に乗れなかった人に対して村として何とか事業化してほしいなというふうに考えておるわけですが、再度お答えください。

○議 長 西山村長。

○村 長 今本多議員さんありましたけれども、道営事業の採択基準でございますけれども、暗渠25センチの作土に35センチ以上の石礫が5%以上含まれているというようなこ

とがありまして、計画策定時点について対象圃場を碎石調査し、全て要件を果たしているわけです。不採択はないということです。ただ、0.2ヘクタール未満の事業要望、道営事業では0.2ヘクタール以上が対象となっていますけれども、要望の聞き取りの段階において、それ以下の要望があった場合、対象圃場の状況を勘案し、要件に該当するように精査をするようにしています。このため、要望の全てが採択されているというふうには村としては考えているわけですが、要望等で事業に乗れなかった方々が実際におられるということは確かですし、その部分について村として前回は災害の部分について去年の部分、ことしの部分で非常に大きな予算を見ていたわけですが、なかなか、使い勝手ということではありませんけれども、そういう部分もありましたので、そういった方々にもそういうような形で土地改良事業に参画できるように、これから検討というのですか、前向きに考えていきたいというふうに思いますし、具体的ないろんな状況等、ケース等がありますので、その部分についてしっかりと検討させていただいて、考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長 7番、本多さん。

○7番本多議員 小規模の試験的に前回の質問の後村で行ったそうですけれども、先ほど村長のほうから単価的な話いろいろあったわけですが、効果については十分あったかなというふうに聞いておりますし、単価的には4倍だとか、下手したら十何倍の状況になるという話なのですが、だからこそちっちゃな部分に対して村として補助していただきたいという思いがあるのですけれども、農家の畑、個人の畑は自分しかわからないわけですから、そういったところを村全体としてはわからないわけですから、そういう要望に対して事業に乗れなかった部分に対して十分検討の上、事業化していただければ助かるなというふうに思っております。答弁は要りませんけれども、何かありましたらお願いします。

○議 長 西山村長。

○村 長 本多議員さんおっしゃるとおりで、災害時のときにくまなく見て回りました。実際に何件かの農家の方は、直ちに様子を見に来なさいという形で、本当にありがたいお言葉もいただきましたし、大変苦労されている状況がありました。その中で、村としても単独で何とかできないものだろうかということであの事業を起こしたり、先に進めて、国のいろんな部分待ってられないというような部分ありまして、道営の部分も待ってられない部分もありますので、ましてや小さな部分になるとそこはなかなか、手続上とかいろんな部分がありまして、非常に手間暇がかかるということだったので、その部分も何とかスピーディーに村のほうでいろんな部分で対応できるように今後考えていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議 長 7番、本多さん。

○7番本多議員 答弁ありがとうございました。質問終わります。

○議 長 これをもって一般質問を終了いたします。

◎休会の議決

○議 長 お諮りをいたします。

議事の都合により、3月11日から3月13日までの3日間休会にいたしたいと思いを。
これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがいまして、3月11日から3月13日までの3日間休会することに決定をしました。

◎散会の宣告

○議 長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会をいたします。

(午後 7時53分散会)